

静岡市予防事務審査基準

平成15年4月1日
消消第7号消防長
消防局
各消防署

目次

第1 目的	(P 1651)
第2 用語例	(P 1651)
第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	(P 1653)
第4 消防用設備等の設置単位	(P 1689)
第5 建築物の棟、床面積及び階の取扱い	(P 1695)
第6 収容人員の算定	(P 1705)
第7 無窓階の取扱い	(P 1727)
第8 高架下建築物等	(P 1736)
第9 政令別表第1の項目判定等	(P 1740)
第10 消防用設備等の設置	(P 1743)
附則	(P 1778)

第1 目的

この審査基準は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく予防事務の執行に当たって、基本的に必要と考えられる事項について定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

内容については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、通知及び質疑応答等により法令解釈の補完として示される行政指導も含むものである。

第2 用語例

- (1) 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (8) 建基省令とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- (9) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (10) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (11) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。

- (12) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (13) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (14) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (15) マークは、指導基準を表す。

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するに当たっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するに当たっては、第3-2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第3-1表(A)欄に掲げる防火対象物。以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、第3-1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属性していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属性的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの「これらに類するものを含む。」とは、第3-1表(B)欄、(C)欄及び(D)欄に掲げる各部分について、それぞれ用途が近似するものに限定するものではなく、第3-1表(B)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同程度に、当該防火対象物の主たる用途に含められるべき部分と判断されれば、第3-1表(C)欄及び(D)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同等程度に、当該防火対象物の主たる用途に供される部分に従属性するものと社会通念上判断されるものであれば、これらのものをいうものとして取り扱って支障ない。

(ア) 当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。ただし、主たる用途に供される部分に機能的に従属性していると認められる部分の床面積の合計が、防火対象物の延べ面積に対して相当高い占有率を占める場合についても、機能的に従属性する用途に供される部分として取り扱うことができる。

b 「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 「従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一である」とは、従属性な

部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のa(ア)及び(イ)に該当し、かつ、第3-1表(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

- (ア)従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
(イ)従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

ビ 「従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむねa(ア)及び(イ)に該当し、かつ、第3-1表(D)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

(ウ)当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

「従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて案分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分。ただし、政令別表第1(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及びハ((6)項ハにあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途に供される部分にあっては該当しない。

共用される部分の床面積の按分は、次によること。

なお、原則として先に階の共用部分である(ア)を各階の用途の床面積に応じて案分し、次に全体の共用部分である(イ)を共用される用途の床面積に応じて案分すること。

- (ア)廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分
(イ)防火対象物の広範に共用される玄関、ロビー、機械室、電気室等

(3)政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又は二の号ごとに決定することであること。

同一項のイ、ロ、ハ又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うことであること。

(4)昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5)一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うことであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される

部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合において、政令別表防火対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅が混在する場合については、次のとおりとする。

(ア) 2以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が大きい場合、一般住宅は独立用途とし、2以上の政令別表防火対象物を(2)イに基づき用途判定する。

- a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項と一般住宅の複合用途防火対象物とする。
- b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途防火対象物とする。

(イ) 2以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が小さい場合、一般住宅の床面積は、関連性のある政令別表防火対象物又は床面積が大なる政令別表防火対象物の床面積に加算し、(2)イに基づき用途判定する。

- a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項の政令別表防火対象物とする。
- b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途防火対象物とする。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

なお、「おおむね等しい」とは、政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合であって、政令別表防火対象物の床面積が、延べ面積の55パーセント以下であるものをいう。

- (ア) 一般住宅は、(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- (イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

政令別表 防火対象物 A	住 宅 B
延べ面積 (200 m ²)	

Aが110m²を超える場合は、単体用途防火対象物となり、Aが110m²以内の場合は、複合用途防火対象物となる。

(6)法第10条第1項で定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分

に該当するものであること。

(7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するに当たっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

(8) 敷地用途を決定するに当たっては、次によること。

ア 「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号)によること。

イ 法第8条については、政令第2条の規定により一の防火対象物とみなされる防火対象物ごとに、適用すること。

2 項ごとの適用事項（複合用途防火対象物の取扱い）

(1) 1(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(同表(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項口及びハ((6)項ハにあっては、利用者を入れさせ、又は宿泊させるものに限る。)を除く。以下(1)において「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満であること。

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに1(2)イ及び(1)を適用するものであること。

第3-1表

(A)用途区分	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローケ		
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローケ		
(2)項ニ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	専用駐車場、売店、クローケ、シャワー室、サウナ室		
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊戯室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店(連続式形態のものを含む。)、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室（ゲストルーム）	旅館業法の適用のないものは、当該用途に供するものとして扱う。
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究所	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店		
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店		
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店	音楽教室、学習塾	
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室	学生会館の集会室、合宿施設、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。(第10、7によること。)

(A) 用途区分	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項 イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模な簡易サウナ)、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。) 娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、ラウンジ		客席ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13) 項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示室		
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診察室	1 会議室、ホールは規模形態(固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。(以下、本項において同じ。) 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。

(A) 用途区分		(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
			(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(15)項	新 聞 社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	区(市)民センター 児童館 放課後児童クラブ 簡易児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研 修 所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項目の用途に供するものとして扱う。
	觀覧席を有しない 体 育 館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な觀覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。

第3-2表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>

(1) 項口	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものという。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものという。</p>	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、貸会議室、葬祭場	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娛樂的なものが反覆継続されるものをいう。</p> <p>なお、反覆継続とは、月5日以上行われるものという。</p> <p>2 貸会議室については、舞台及び固定いすの客席を有していないものであっても、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する用途に供しているものにあっては、本項に該当するものであること。</p>
(2) 項イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66 m^2以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5 m^2以上であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。</p>

(2) 項口	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、bingo、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、bingo場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設、	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 m²以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場がおおむね 66 m²以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>5 カラオケ施設とは、カラオケボックス等を設置し、営業を行う(2)項二以外の施設をいう。</p>
(2) 項八	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	性感マッサージ、イメージクラブ、ファッショヘルス、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオレンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場((1)項イ)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ((2)項ニ)、アダルトショップ((4)項)、ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、ソープランド((9)項イ)等既に令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わない。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について（平成15年2月21日付け消防予第55号）」（最終改正 平成22年9月16日付け消防予第423号）通知中、第1、2(4)に該当するものをいう。</p> <p>3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p>

(2) 項二	<p>1 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ等（以下「カラオケボックス等」という。）</p>	<p>1 一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 これに類する施設とは、通常の使用状態において相互に見とすことができない程度の高さの間仕切りを設けた施設等をいうものであること。</p>
--------	--	---	---

(3)項イ	<p>1 待合とは、主として和式の客室を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	茶屋、料亭、割烹	
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>

(4) 項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<p>魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、薬局、薬店、レンタルショップ（物品販売を伴うものに限る。）</p>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 アダルトビデオレンタルショップについては、(2)項ハに該当するものであり、物品販売を伴わないレンタルショップについては、(15)項に該当するものであること。</p>
(5) 項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するようになされているものをいう。</p>	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。</p> <p>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p>

			(4)施設利用に対して料金を徴収していること。
(5)項目	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。</p>	<p>寮、事業所専用の研修のための宿泊所</p>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p>

(6)項イ(1)	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>() 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（6）項イ（2）（）において同じ。）を有すること。</p> <p>() 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>	医院、クリニック	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。 4 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 5 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6)項イ(2)	<p>次のいずれにも該当する診療所</p> <p>() 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>() 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p>		
(6)項イ(3)	<p>病院（（6）項イ（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（6）項イ（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p>		

(6)項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
(6)項ロ(1)	1 老人短期入所施設		65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の3）。
	2 養護老人ホーム		65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の4）。
	3 特別養護老人ホーム		65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の5）。
	4 軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして省令第5条第3項で定める区分に該当する者（以下第1-2表において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）		無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の6）。
	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）		老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与をする事業を行う施設をいう（老人福祉法第29条）。

6 介護老人保健施設		要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう（介護保険法第8条第27項）。
7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設		65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう（老人福祉法第5条の2第4項）。
8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）		65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は機能訓練等の便宜を適切に供与できるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第5項）。
9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設		65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるものを、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう（老人福祉法第5条の2第6項）。
10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		<p>1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）。</p> <p>2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）。</p>
(6)項イ(2)	救護施設	身体上又は精神上著しい欠陥があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう（生活保護法第38条第2項）。

(6)項口(3)	乳児院		乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、幼児を含む。）を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第37条）。
(6)項口(4)	障害児入所施設		児童福祉法第42条に規定する施設をいう。
(6)項口(5)	1 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして省令第5条第5項で定める区分に該当する者（以下第1-2表において「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）		障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）。
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設		居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）。

	3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。（6）項ハ（5）において「短期入所等施設」という。）	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項）。
(6)項ハ(1)	1 老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の2の2）。
	2 軽費老人ホーム（（6）項ロ（1）に掲げるものを除く。）	無料又は低額な料金で、老人を入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の6）。
	3 老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の7）。
	4 老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般的問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことの目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の7の2）。
	5 有料老人ホーム（（6）項ロ（1）に掲げるものを除く。）	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する事業を行う施設をいう（老人福祉法第29条）。

	6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を、特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第3項）。
	7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項口（1）に掲げるものを除く。）	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は機能訓練等の便宜を適切に供与できるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第5項）。
	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イ及びロ（1）掲げるものを除く。）。
（6）項ハ（2）	更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入れ所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう（生活保護法第38条第3項）。
（6）項ハ（3）	1 助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入れ所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう（児童福祉法第36条）。
	2 保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう（児童福祉法第39条）。
	3 幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の

		発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項）。
4 児童養護施設		乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第41条）。
5 児童自立支援施設		不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第44条）。
6 児童家庭支援センター		地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする施設をいう（児童福祉法第44条の2）。
7 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間ににおいて、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行う施設をいう（児童福祉法第6条の3第7項）。

	8 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	乳児又は幼児であつて、市町村が第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設（児童福祉法第6条の3第9項）。
	9 里親支援センター	里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設で、業として乳児もしくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（児童福祉法第44条の3第1項）。
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（（6）項口に掲げるものを除く。）。
(6)項\(4)	1 児童発達支援センター	児童福祉法第43条に規定する施設をいう。
	2 児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第43条の2）。
	3 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう（児童福祉法第6条の2の2第2項）。
	4 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう（児童福祉法第6条の2の2第4項）。

(6)項ハ(5)	1 身体障害者福祉センター		無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう（身体障害者福祉法第31条）。
	2 障害者支援施設（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）		障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）。
	3 地域活動支援センター		障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項）。
	4 福祉ホーム		現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項）。

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

- 1 生活介護 常時介護をする障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項）。
- 2 短期入所 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）。
- 3 自立訓練 障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項）。
- 4 就労移行支援 就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を

			<p>供与することをいう(障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)。</p> <p>5 就労継続支援 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)。</p> <p>6 共同生活援助 地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)。</p>
(6)項二	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上、生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。

(7) 項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>7 専修学校とは、職業若しくは実生活</p>	<p>消防学校、消防大학교、 自治大学校、警察学校、 警察大学校、理容学校、 美容学校、洋裁学校、タ イピスト学校、外語學 校、料理學校、防衛大學 校、防衛医科大学校、自 衛隊學校、看護學校、看 護助產學校、臨床検査技 師學校、視能訓練學校、 農業者大學校、水產大學 校、海技大學校、海員學 校、航空大學校、航空保 安大學校、海上保安學 校、建設大學校、學習塾、 予備校</p>	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130 m²以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年未満)であり、校舎面積が原則として115.7 m²以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 学習塾、予備校については、当該用途部分の床面積の合計が115.7 m²以上のものを本項として取り扱い、115.7 m²未満のものにあっては(15)項として取り扱う。</p>
-------	---	---	--

	<p>に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。</p> <p>9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等の</p>	郷土館、記念館	

	ものをいう。		
(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯	<p>1 (9)項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものをいう。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものをいう。</p>		

(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12)項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工をして行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工をして行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。	宅配専門ピザ屋、給食センター(学校と敷地を異にするもの)	
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		

(13)項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項で定める自動車(原動機付自転車を除く。)を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p>
(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15)項	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であると非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店(取次ぎ)	<p>1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席(小規模な選手控室を除く。)を有しない体育館は本項に該当すること。</p> <p>4 异性同伴(休憩のみのもの)、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当すること。</p> <p>5 ショールーム、PRセンター等は、次の全てに該当する場合にあっては、本項に該当すること。</p>

	<p>店に限る。)、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティーセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、レンタルショップ(物品販売を伴わないものに限る。)、児童館、放課後児童クラブ、簡易児童館、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場(観覧席がないもの)、ミニゴルフ場、車検場、接骨院、エステサロン、コインランドリー、荷捌き場</p>	<p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</p> <p>6 アダルトビデオレンタルショップについては、(2)項ハに該当するものであり、物品販売を伴うレンタルショップについては、(4)項に該当するものであること。</p> <p>7 納骨堂については、神社、寺院等と同一敷地内に建築されるものについては、(11)項とする。</p>
(16)項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物((16)項イ及び(16の2)項を除く。)の用途を含むものをいう。	

(16)項口	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物((16)項イ及び(16の2)項を除く。)の用途を含まないものをいう。		
(16の2)項	法第8条の2第1項で定義されているため省略		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20メートル(20メートル未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入すること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は地下街に含まれないものであること。</p>

(16の3)項	政令別表第1で定義されているため省略		<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10メートル(10メートル未満の場合は当該距離)以内の部分とすること。2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20メートルを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。3 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2段降下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
---------	--------------------	--	---

(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。	静岡浅間神社、久能山東照宮、臨済寺、靈山寺、智満寺、大鐘家等	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は屋根の中心線で測定することであること。</p>
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

(20) 項	省令第5条で定義されているため省略	<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(2) 係船中の船舶</p> <p>(3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業することであること（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号））</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を備え付けなければならないものは、全ての車両であること。</p>
--------	-------------------	---

と。

7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。

- (1) 火薬類（火薬にあっては 5 キログラム、獣銃雷管にあっては 2,000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
- (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
- (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
- (4) 150 キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）
- (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車
- (6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車
- (7) 乗車定員 11 人以上の自動車
- (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車
- (9) 幼児専用車

運用にあたっては、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 131 号）、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 81 号）及び「「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」通知の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 8 日付け 26 静消消査第 1322 号）に留意されること。

第4 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。

なお、「相互に接続」とは主要構造部が相互に接続されていること又は建築物が庇の重なり等で相互に接続等されて一体となったもので、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が1棟と判断したものという。

2 政令第8条の運用について

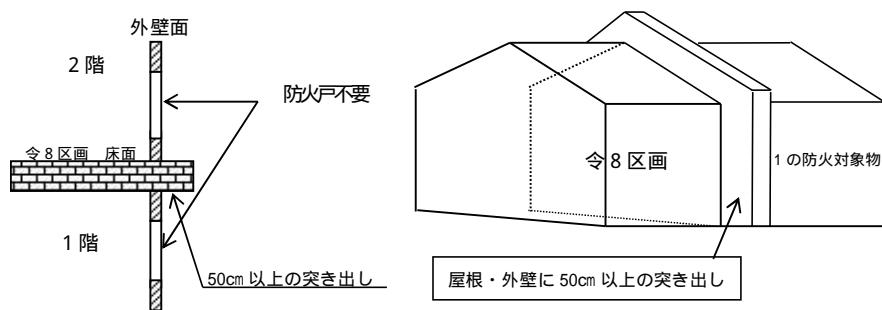
政令第8条の運用については、省令第5条の2、省令第5条の3、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号（以下「壁等基準」という。））及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（令和6年3月29日付け消防予第155号〔改正経過〕令和7年3月28日消防予第139号）によるほか、次によるものとする。

(1) 政令第8条第1号について

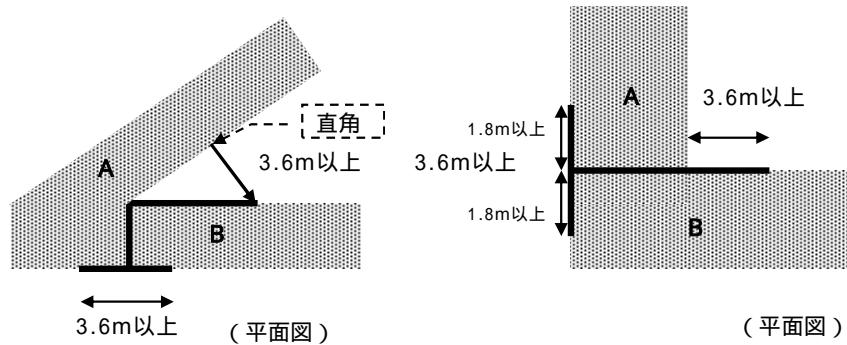
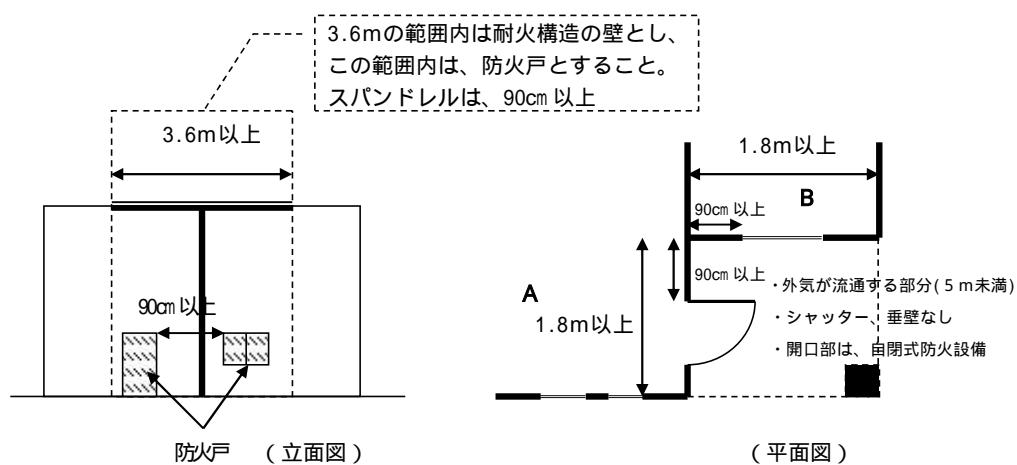
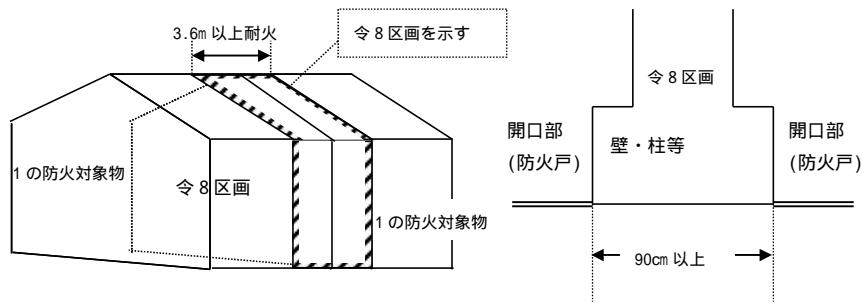
政令第8条第1号（以下「令8区画」という。）に求められる構造等の要件は、次のとおりとする。

ア 省令第5条の2第1号中「その他これらに類する堅牢で、かつ、容易に変更できない構造」とは、軽量気泡コンクリート、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールで、容易に変更できないことが想定される場合にあっては、認めて差し支えないものであること。

イ 省令第5条の2第3号中「令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上の部分」については、令8区画を介してそれぞれ1.8メートルとなることが望ましいものであること。



外壁面



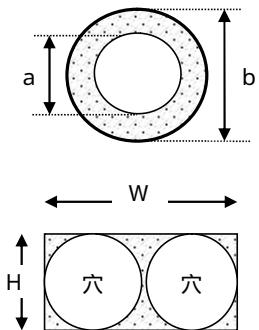
ウ 令8区画を貫通する配管については、省令第5条の2第4号のほか、次によること。

- (ア) 貫通部の形状が矩形の場合には、直径が300ミリメートルの円に相当する面積（約700平方センチメートル以下）以下であること。
- (イ) 省令第5条の2第4号ニにおいては、埋め戻しを完全に行うため、貫通部は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。
- (ウ) 贯通部における配管及び貫通部の処理については、「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（平成19年10月5日付け消防予第344号 [改正

経過] 令和6年3月29日付け消防予第156号)によるものとすること。

例図 令8区画を貫通する配管等

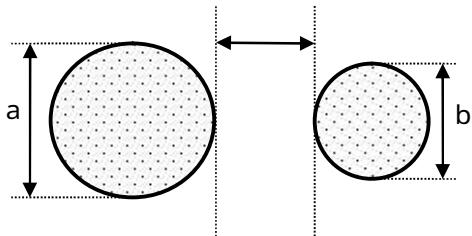
令8区画に設ける穴と配管



a : 配管直径 200 mm
b : 穴の直径 300 mm
矩形の場合は直径 300 mmの円に相当する面積
(矩形約 700 c m²) 以下

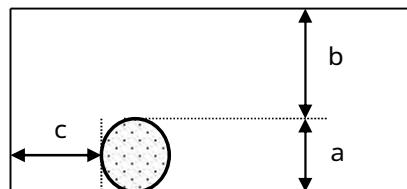
矩形面積 (W × H 矩形約 700 c m²)
(穴相互の離隔距離が下記(2)以下の場合は、
矩形面積で約 700 c m²以下に限る。)

穴相互の離隔距離



a : 穴の直径 300 mm
b : 穴の直径 300 mm
c : 穴の相互の離隔距離
• c Max a or b
• c 200 mm

令8区画の端部と穴の離隔距離



b 及び c は、a の直径 (a が 200 mm 以下
の場合は 200 mm) 以上とすることが望まし
い。

(2) 政令第8条第2号について

建築物と建築物とが渡り廊下、地下連絡通路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)
により接続されている場合の棟の判定については、建築主事等の判断によること。

政令第8条第2号の規定により、それぞれ別の防火対象物とみなした場合の渡り廊
下等の床面積については、別とみなす防火対象物の延べ面積に応じて案分し、それ
ぞれの防火対象物と渡り廊下等が接続する階の床面積に算入すること。

渡り廊下等における消防用設備等の設置については、それぞれ別の防火対象物に適

用される全ての消防用設備等の技術基準に適合させること。

ア 渡り廊下により接続される場合の取扱いについては、次によること。

(ア) 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離を水平距離で測定するもので、具体的には次の図1から図3までの場合、Aの部分となること。

図 1

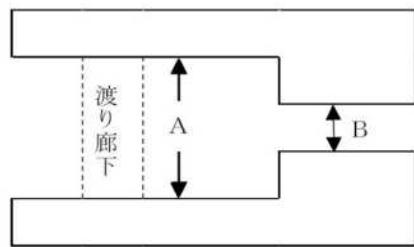


図 2

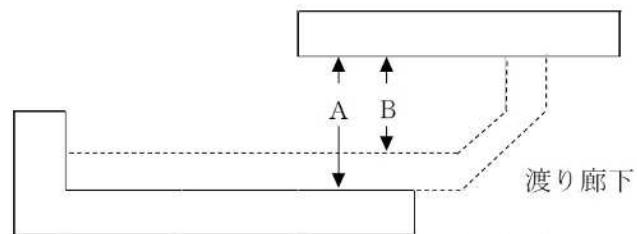
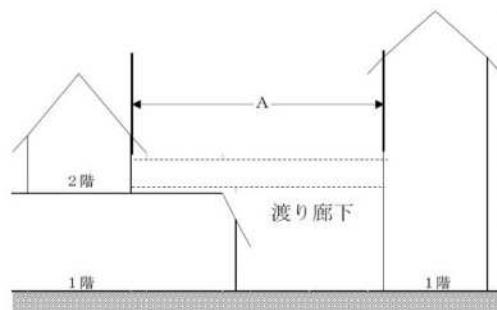
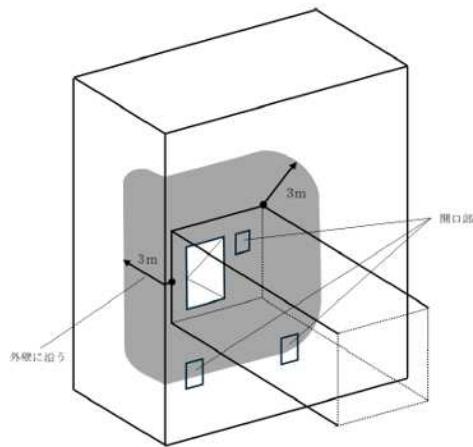


図 3



(イ) 壁等基準第3第2号(1)の規定中「3メートル以内の距離にある部分」については、図4によること。

図 4

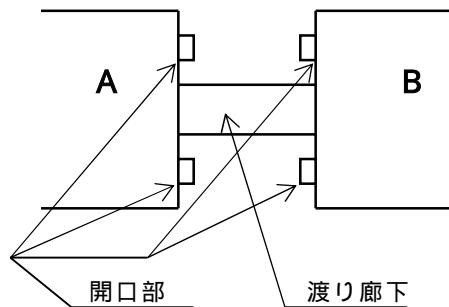


■ : 3メートル以内の距離にある部分（当該部分の開口部の面積の合計が4平方メートル以内であること）

- (ウ) 壁等基準第3第2号(1)口及び(3)ハに規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。以下「スプリンクラー設備」という。）又はドレンチャーレ設備については、政令第12条に定める技術上の基準の例により設置すること（壁等基準第4第2号及び第5号において同様とする。）。
- (エ) 壁等基準第3第2号(2)中「開口部の面積が4平方メートル以内」については、外壁及び屋根における開口部の面積の合計をいい、各階ごとに判定するものであること。（図5参照）

図 5

面積4平方メートル以内の開口部とは、右の図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4平方メートル以内のものをいうものであること。



- (オ) 壁等基準第3第2号(3)ハ中「機械排煙設備」については、次の減圧方式又は加圧方式とすること。また、機械排煙設備の非常電源は、省令第12条の基準の例により設置すること。
- 減圧方式は、排煙風量が1秒間に6立方メートル以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10センチメートル以上とすること。
 - 加圧方式は、水柱圧力が2ミリメートル以上の能力を有するものとすること。

(カ)渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離が1階にあっては6メートルを超えるもの及び2階以上の階にあっては10メートルを超えるものについても、開放廊下を除き次により指導すること。

a 建築物の両端の接続部分には、防火設備を設けること。

b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとすること。

イ 地下連絡通路により接続される場合の取扱いについては、次によること。

なお、地下連絡通路については、天井部分の全てが開放されているもの又は当該連絡通路の天井の長さがおおむね2メートルにわたって幅員の大部分が開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除くものである。

(ア)出入口の面積が4平方メートルを超える場合については、地下連絡通路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1437号）に適合する排煙設備が設けられている場合は、政令第32条を適用し、支障ないものとして取り扱うことができる。

(イ)壁等基準第4第2号中「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。」については、スプリンクラー設備等を設けた場合においても、地下連絡通路の長さは2メートル以上とすること。

(ウ)地下連絡通路の長さが20メートル以上の場合は、従前の取扱いを考慮し、次とおりの取り扱うことで差し支えないものであること。

a 接続される防火対象物又は地下連絡通路が接続されている階の部分の特定主要構造部は、耐火構造であること。

b 地下連絡通路は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

c 地下連絡通路は、耐火構造とし、その壁及び天井の室内に面する部分並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとすること。

d 防火対象物と地下連絡通路とは、当該地下連絡通路の両端の出入口部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

e 地下連絡通路の幅員は6メートル未満であること。

f 接続部には、特定防火設備で隨時開くことができる自動閉鎖機能付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられているもの。

第5 建築物の棟、床面積及び階の取扱い

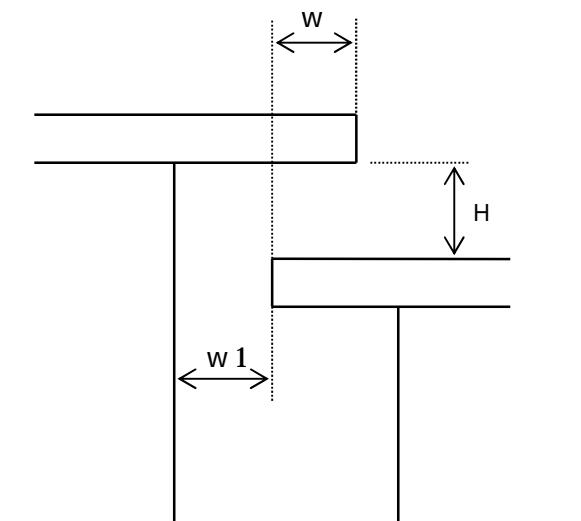
1 2以上の防火対象物における1棟又は別棟の取扱い

1棟又は別棟の判断については、建築主事等の判断によること。ただし、建築主事等が1棟と判断した場合であっても、次の(1)又は(2)の条件を満たす場合にあっては、各々の建築物は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 形態による場合の附帯条件

屋根(庇)等の重なり寸法は次による。(第5-1図参照)

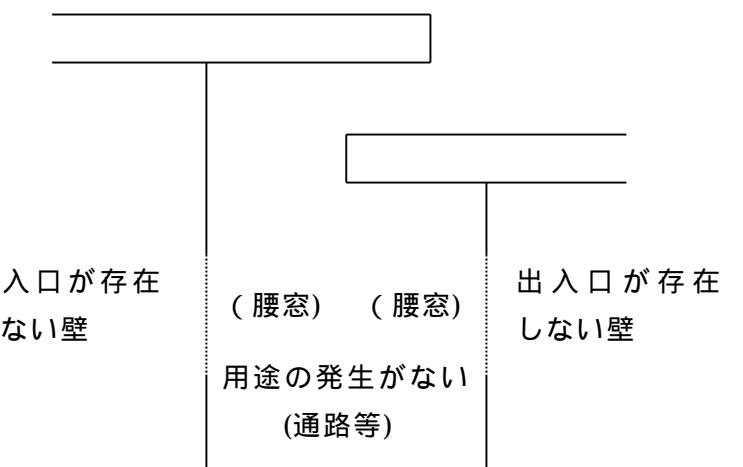
- ア Wは、1メートル以内
- イ W₁は、25センチメートル以上かつW以上
- ウ Hは、50センチメートル以上かつW以上



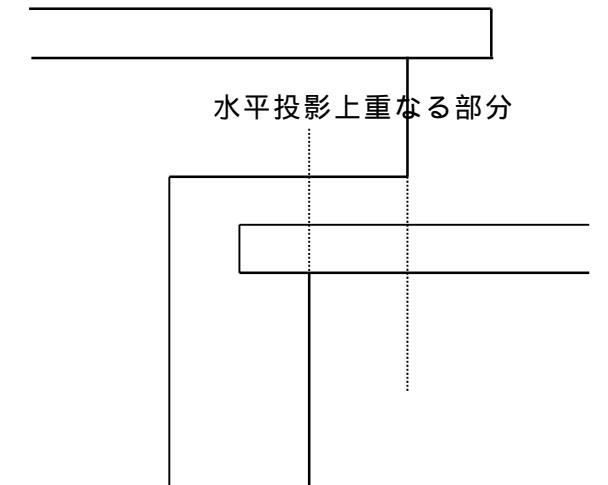
第5-1図

(2) 形態及び用途による場合の附帯条件

- ア 屋根(庇)等が重なる部分に生じる空間に各々の建築物に出入口が存在しないこと。腰窓等は可。(第5-2図参照)
- イ 屋根(庇)等が重なる部分に生じる空間に用途の発生がないこと。(第5-2図参照)
- ウ 建築物の壁又はそれに代わる柱等が水平投影上重ならないこと。(第5-3図参照)



第 5 - 2 図



第 5 - 3 図

2 床面積の算定

(1) 建築基準法令上の床面積

床面積の算定は次によること。

ア 「床面積の算定方法について（昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号）」によること。

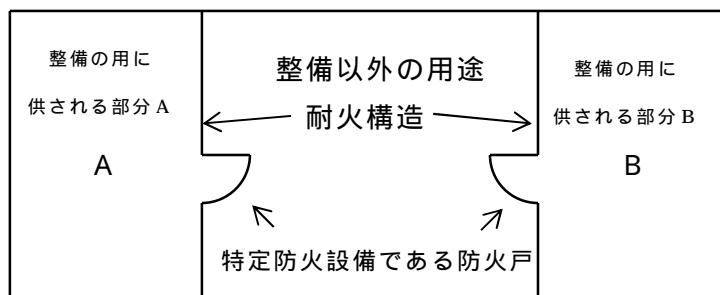
イ その他

建設省住宅局建築指導課監修、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会発行の「床面積の算定方法の解説」を参考とすること。

(2) 消防用設備等の設置に係る床面積の算定

建築基準法によるほか、次によること。

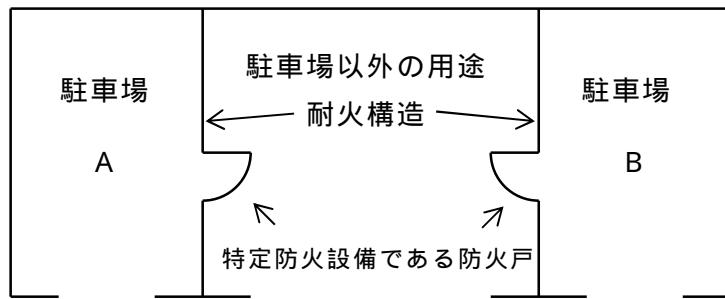
- ア 倉庫等に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。
- イ 政令第12条第1項第5号に定めるラック式倉庫の延べ面積及び天井の高さ等については、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成10年7月24日付け消防予第119号）第3によること。
- ウ 政令第13条第1項第4欄に定める自動車の修理又は整備の用に供される部分は、自動車の修理又は整備の用に供される室（庇下を含む。）当該室に隣接する従属的な部品庫、油庫等をいい、床面積は、次により算定すること。
- （ア）車路は、床面積に算入することであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。
- （イ）自動車の修理又は整備の用に供される室に隣接する従属的な部品庫、油庫等は、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。
- a 不燃区画された部分の場合
不燃材料の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根。）で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。
- （a）屋内に面する出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部には、建基政令第112条第19項第2号に規定する防火設備（出入口、窓等にあっては、防火戸に限る。）が設けてあること。
- （b）屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第112条第21項に規定する構造の防火設備が設けてあること。
- （c）屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。
- （ウ）自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して2か所以上の自動車の修理又は整備の用に供される部分が存する場合は、自動車の修理又は整備の用に供される部分と自動車の修理又は整備の用に供しない部分を耐火構造の壁又は特定防火設備で区画した部分ごとに算定する。



工 政令第13条第1項第5欄に定める駐車の用に供される部分の床面積等は、次により算定すること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

(イ) 駐車の用に供しない部分を介して2か所以上の駐車の用に供される部分が存する場合は、駐車の用に供される部分と駐車の用に供しない部分を耐火構造の壁又は特定防火設備で区画した部分ごとに算定する。



(ウ) 高架下建築物等にあっては、第9によること。

(エ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造(立体駐車場)及び同方法で自転車を駐輪させる構造(立体駐輪場)の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

オ 政令第13条第1項第6欄に定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下この項において「電気設備」という。)が設置されている部分」及び同第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあっては、次の(イ)によること。

(ア) 不燃区画された部分の場合

ウ(イ)aによること。

(イ) 水平投影による部分の場合

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離5メートルまでの範囲の部分(以下この項において「水平投影による部分」という。)の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積(水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。)とすること。ただし、当該機器等の相互間の距離が10メートルを超える場合にあっては、合計した面積としないことができるものであること。

b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、ウ

(イ) aによる防火設備が設けられていること。

カ 前才中の「その他多量の火気を使用する部分」の床面積について

(ア) 政令第13条第1項第7欄に定める「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯湯沸設備及び温風暖房設備を設置する場所をいうほか、次のaからiまでをいう。

- a 廚房
- b 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- c 工業用炉及びかまどを設置する場所
- d 熱風炉及びかまどを設置する場所
- e 公衆浴場の火焚場
- f 火葬場のかま場
- g サウナ室
- h 燃却炉を設置する場所
- i 製茶用機械を設置する場所

(イ) 床面積の算定については、才(イ)による。

キ 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

(ア) 改札口内にあっては、軌道部分を除き、全てを算入する。

(イ) 改札口外のコンコース等にあっては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20メートル以内の部分を算入すること。ただし、20メートル以内に隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。

放送設備及び誘導灯については、20メートルを超える部分にあっても、必要となるので注意すること。

ケ 觀覧場で、觀覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる觀覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定に当たっては、当該觀覧席の部分を含むものであること。

ケ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20メートル(20メートル未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入すること。ただし、隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は感知器の作動と連動して閉鎖若しくは作動する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。

コ 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置に当たっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。

危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

サ 渡り廊下で接続された防火対象物の階の床面積の算定について

別棟とみなされる場合については、それぞれの棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分し、渡り廊下が接続されたそれぞれの階の床面積に合算すること。

3 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）については、人が作業可能な部分を通常の床とみなして、その部分を階として取り扱う。

イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部において直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの）については、階数を1として取り扱う。

ウ 建基政令第46条第4項の規定に基づき、木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積は、次の式によって計算した値とする。ただし、当該物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の8分の1以下である場合は、0とすることができる。

$$\alpha = \frac{h}{2.1} A$$

この式において、 α 、 h 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α 階の床面積に加える面積（単位 平方メートル）

h 当該物置等の内法高さの平均の値（ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあっては、それぞれの h のうち最大の値をとるものとし、2.1を超える場合にあっては、2.1とする。）（単位 メートル）

A 当該物置等の水平投影面積（単位 平方メートル）

（平成12年5月23日付け建設省告示第1351号）

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

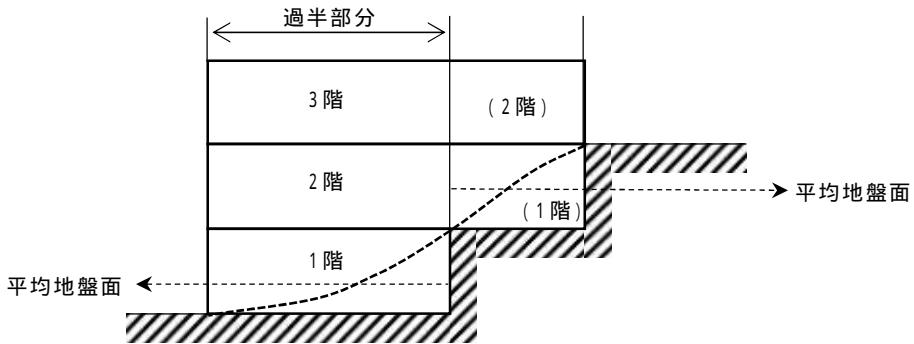
ア 倉庫等に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のものを除き、階数に算定するものであること。

なお、棚か床かの判断については、(3)によること。

イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね1.5メートル以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

ウ 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

エ 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定すること。



(3) 棚・床等の判定基準

ア 棚か床かの判断

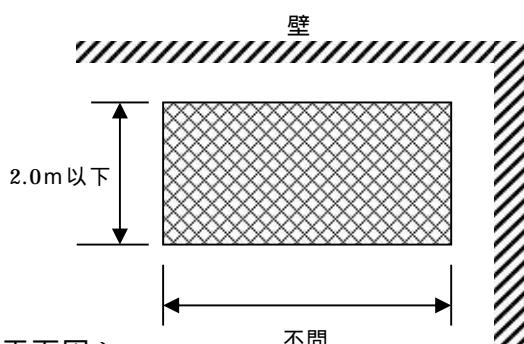
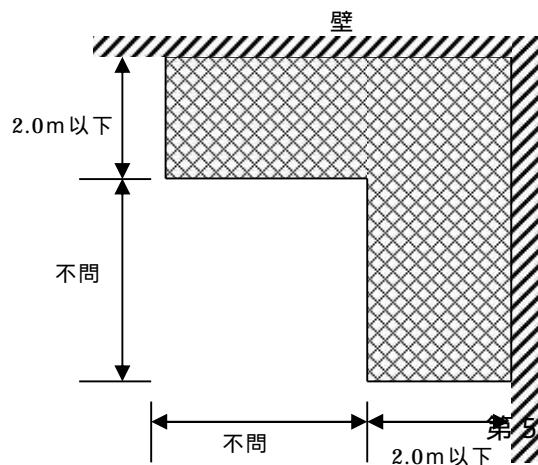
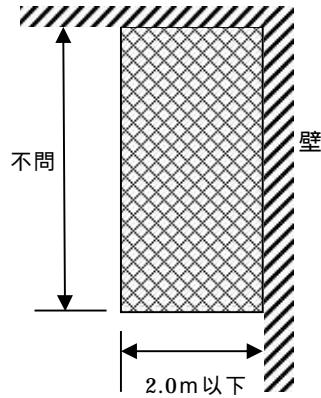
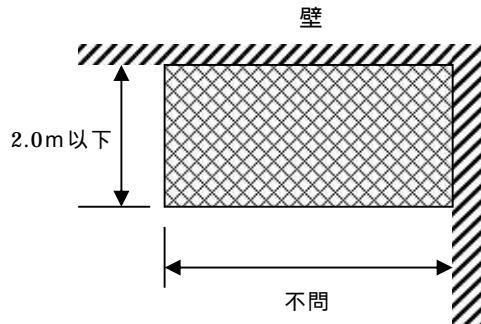
棚又は床の区別については、一般的には、当該部分に積荷を行う場合に、積荷を行う者が当該部分の外部においてその作業を行うことができる構造のものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業を行うものを「床」とすることが適当であるが、具体的にはその形状、機能等を勘案の上、社会通念に従って判断することが必要である。

イ 棚又は床の取扱いについて

棚又は床の判断については、建築主事等の判断によること。ただし、建築主事等が床であると判断した場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、棚として取り扱うことができるものであること。

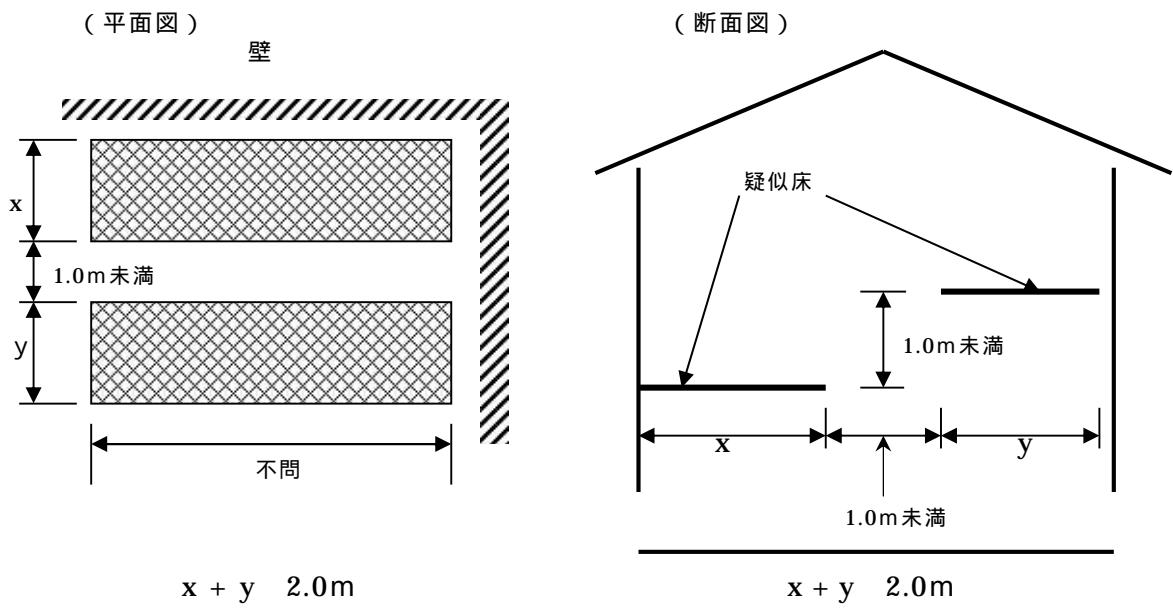
(ア) 棚か床を判定される対象物件（以下「疑似床」という。）の奥行又は幅が2メートル以下であること。（第5-4図参照）

なお、一の室に疑似床が2以上存し、それらの相互の距離が1メートル未満である場合、それらを合算したものについて奥行又は幅が2メートル以下であること。（第5-5図参照）



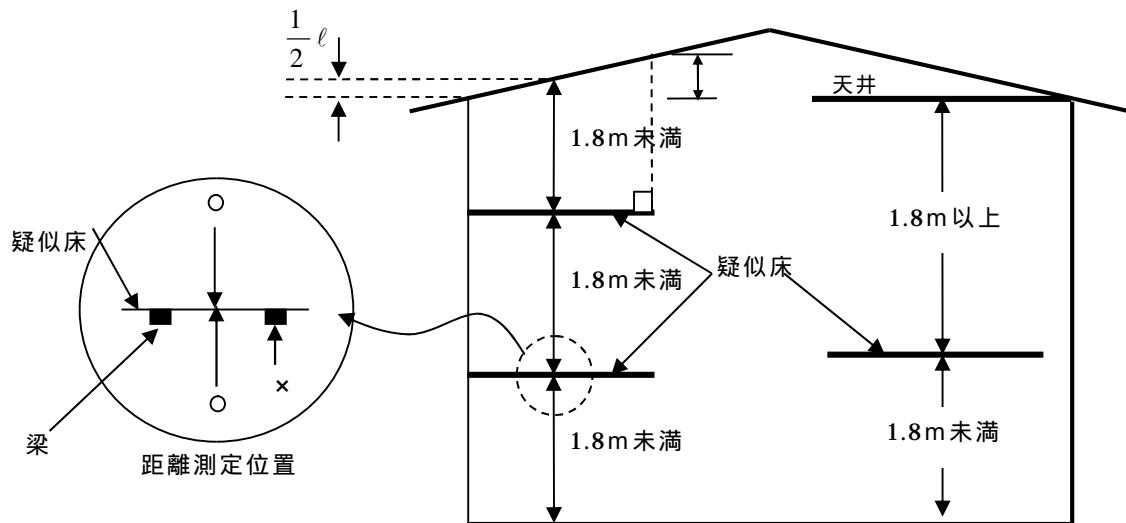
- 4 図 (平面図)

第5



第 5 - 5 図

(イ) 疑似床の上方又は下方が 1.8 メートル未満であること。



ウ 床と判断されたものの取扱いについて

(ア) 建築基準法による規制は建築主事等の判断による。

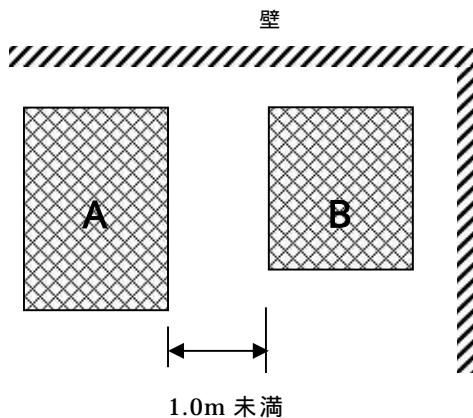
(イ) 消防法令による規制は次による。

床として取り扱われる疑似床は階数に参入する。

- a 次の b 及び c に該当する場合の政令第 11 条第 3 項第 1 号イ、第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)並びに政令第 26 条第 1 項の適用を除き、法令どおり規制する。
- b 次の(a)又は(b)に該当する場合の政令第 11 条第 3 項の適用については、それぞれの定めるところによる。

(a) 一の疑似床の床面積（2以上の疑似床相互の距離が1メートル未満である場合は、それぞれの床面積を合計した数値（第5-6図参照））が150平方メートル未満の場合は、その疑似床に屋内消火栓設備を設けなくてもよい。

(b) 150平方メートル以上の疑似床相互の距離が1メートル以上の場合には、政令第11条第3項第1号イ、第2号イ（1）及び同号ロ（1）の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が政令第11条第1項に該当することが前提である。）



Aの床面積 + B の床面積 < 150 m²の場合、A 及び B 部分に屋内消火栓設備を設けなくてよい。

Aの床面積 + B の床面積 150 m²の場合、屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が政令第11条第1項に該当することが前提である。）

第5-6図（平面図）

c 固定されている階段等が存しない疑似床の部分には、政令第26条第1項の規定にかかわらず誘導灯を設置しないことができる。

第6 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存在する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟の収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (3) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10パーセント未満で、かつ、300平方メートル未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 収容人員の算定は、床面積が生じている部分のみで算定する。

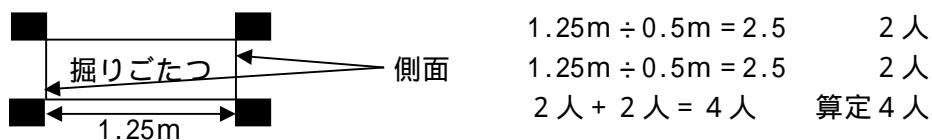
2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時に雇用されるものにあっては、従業者として取り扱わない。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあっては、その合計とすること。
 - ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (2) 階単位の収容人員の取扱いは、次によること。
 - ア 2以上の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、当該それぞれの階の人員に算入すること。
 - イ 従業者が使用する社員食堂等については、当該部分を3平方メートルで除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
 - ウ 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いについては、次によること。（（6）項二、（7）項関係）
 - （ア）一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算すること。
 - （イ）特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - （ウ）一般教室と特別教室とが同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- (3) 収容人員を算定するに当たっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積当たりで除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること。
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- (4) 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取り扱うこと。

 - ア ソファー等のいす席
 - イ いす席の相互を連結したいす席（折りたたみいすを除く。）
 - ウ カウンター等のいす席
 - エ 掘りごたつ席（長い式のいす席として取り扱う（の部分は除く）

なお、側面については、使用状況により判断すること。)



3 用途別収容人員算定要領

(1) 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

ア 算定要素

- (ア) 従業者数
- (イ) 客席の部分ごとの人数

a 固定式のいす席を使用する者の人数

b 立見席を使用する者の人数

c a又はb以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

- (ア) 従業者数

2(1)による。

- (イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演劇場等	落語、漫才等の芸能を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いいす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

b 立見席を使用する者の数

立見席を設けた部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

c a及びb以外の客席を使用する者の人数

a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

ウ 収容人員算定要領

イ(ア)及びイ(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 固定式のいす席設置場所

b 立見席

c a及びb以外の客席の使用に供する部分



(イ) 講堂の収容人員計算例

(ケース1)

講堂内の移動いす設置場所の面積が 100 平方メートルの場合は、

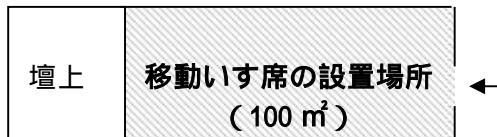
$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 200 人となる。

これに従業者数 を加算して、

$$200 \text{ 人} +$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ケース2)

講堂内に固定いす 60 席と立見席の面積が 10.1 平方メートルの場合は、

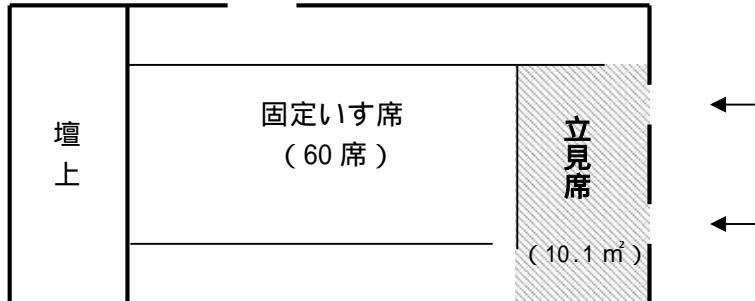
$$60 \text{ 人} + (10.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) = 110 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 110 人となる。

これに、従業者数 を加算して、

$$110 \text{ 人} +$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ウ) 集会場の収容人員計算例

集会場の移動いす又はすわり席設置場所（集会室等）の面積が 1 室 50 平方メートルの場合

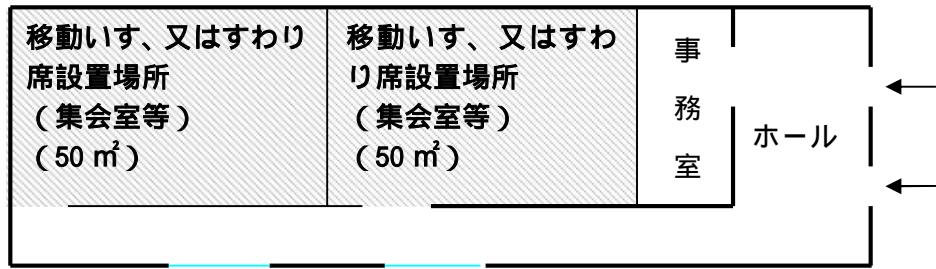
$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 200 人となる。

これに、従業者数 を加算して、

$$200 \text{ 人} +$$

の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



(工) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例

映画館等で固定いす席 200 席と立見席の面積が 20.1 平方メートルの場合は、

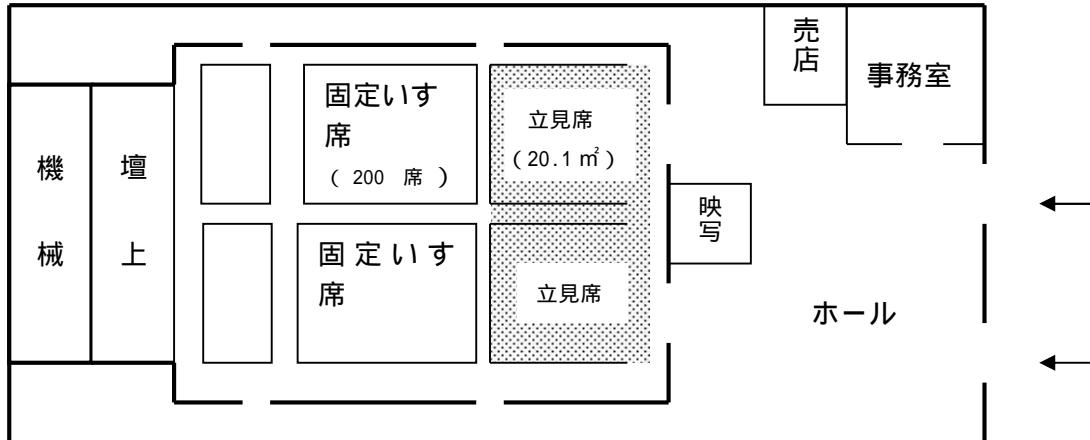
$$200 \text{ 人} + (20.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) = 300 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 300 人となる。

これに従業者数 を加算して

$$300 \text{ 人} + \underline{\hspace{2cm}}$$

の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。



(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項(キャバレー、遊技場、カラオケボックス等、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、bingo、ボーリング、ビリヤード、ゲーム機械その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

(ア) 以外の政令別表第1(2)項及び(3)項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

- a 従業者数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

- a 従業者数
- b 客席の部分ごとの人数
 - (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
 - (b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

a 従業者

2(1)による。

b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者の人数

施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。

(a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。

(b) ボーリングは、レーンに付属するいすの数とする。

(c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数が一般的には対応している。）とする。

(d) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分0.5メートルにつき1人とする。

(e)(a)から(d)まで以外で遊技人数が明確に限定できるものにあっては、その数とする。

(f)(a)から(e)までにより遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数
観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。

(a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設及び休憩・待合のための場所

(b)(a)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分であると特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この場合において、長いいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(イ) その他のもの

a 従業者

2(1)による。

b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス、待合等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入しない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。

この場合において、長いいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(b) その他の部分を使用する者の人数

その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールのホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

工 収容人員算定要領

(ア) 遊技場

イ(ア)aからcまで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(イ) その他のもの

イ(イ)a及びbで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

才 事例紹介

(ア) 遊技場の凡例

a 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者

b 遊技のための機械等 (卓等)

c 従業者

d 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分



e 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席

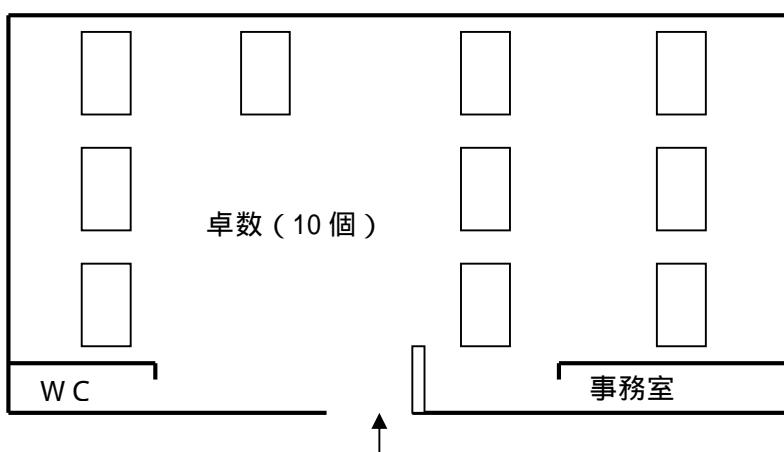


(イ) 囲碁、将棋場の収容人員計算例

囲碁、将棋の卓数が 10 個で、従業者が常時 2 人の場合は、

$$10 \text{ 卓} \times 2 \text{ 人} + 2 \text{ 人} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、囲碁、将棋場の収容人員は 22 人となる。

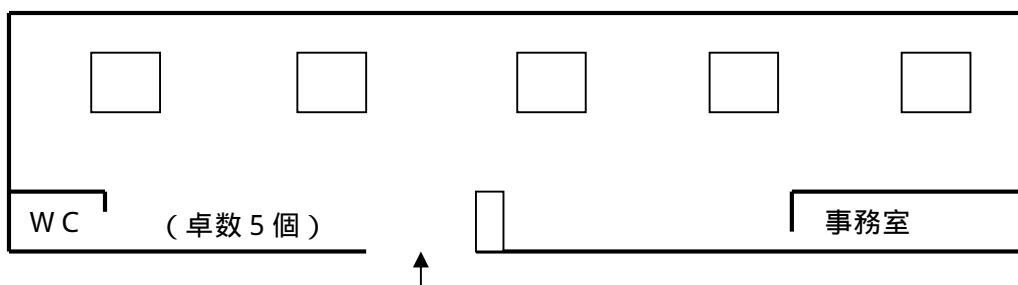


(ウ) マージャン場の収容人員計算例

マージャン卓数が 5 個で、従業者が常時 2 人の場合は、

$$5 \text{ 卓} \times 4 \text{ 人} + 2 \text{ 人} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、マージャン場の収容人員は 22 人となる。

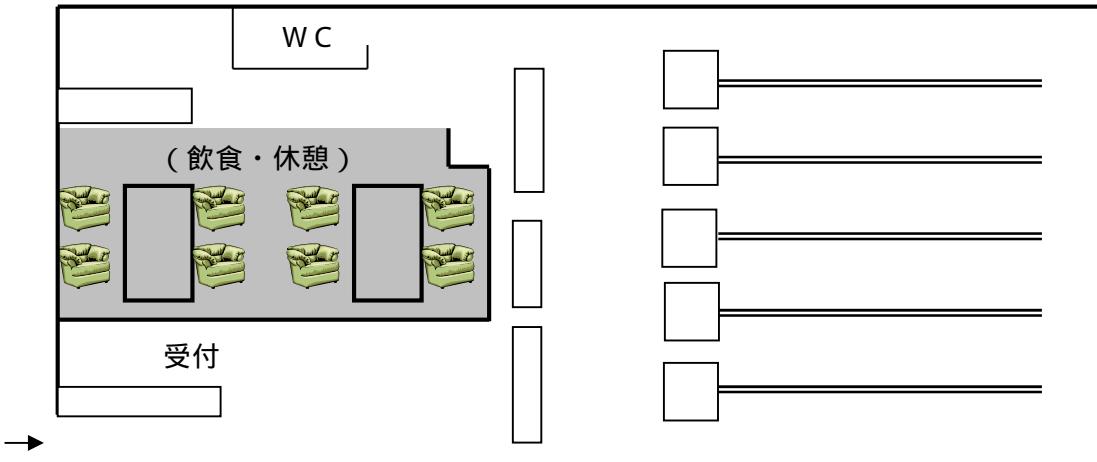


(エ) ボーリング場の収容人員計算例

レーン数が 5 で、1 レーンに付属するいすが 3 個で、飲食・休憩の用に供する固定いす席 8 個、従業者が常時 3 人の場合は、

$$5 \text{ レーン} \times 3 \text{ 個} + 8 \text{ 個} + 3 \text{ 人} = 26 \text{ 人}$$

の計算式となり、ボーリング場の収容人員は 26 人となる。



(オ) その他のものの凡例

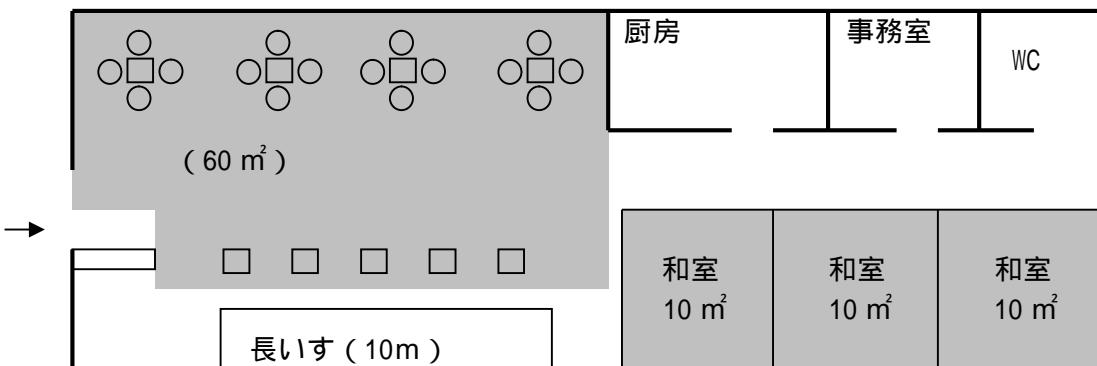
- a 従業者
- b 客席の部分
- c 長いす、固定式のいす席
- d 移動いす

(カ) 居酒屋等の収容人員計算例

長いす 10 メートル、和室が 30 平方メートル、移動いす設置場所 60 平方メートル、従業者が常時 6 人の場合は、

$$(10m \div 0.5m) + ((30 m^2 + 60 m^2) \div 3 m^2) + 6 \text{ 人} = 56 \text{ 人}$$

の計算式となり、居酒屋等の収容人員は 56 人となる。

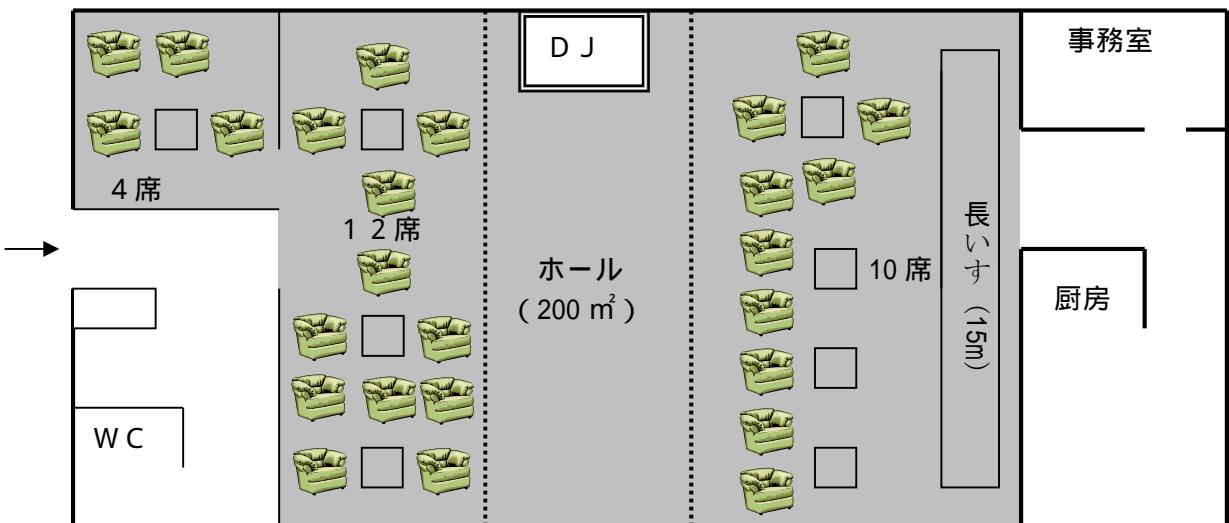


(キ) ディスコ等の収容人員計算例

固定式いす席 26 個と長いす 15 メートル、ホールの面積が 200 平方メートル、従業者が常時 7 人の場合は、

$$26 \text{ 個} + (15m \div 0.5m) + (200 m^2 \div 3 m^2) + 7 \text{ 人} = 129 \text{ 人}$$

の計算式となり、ディスコ等の収容人員は 129 人となる。



(3) 政令別表第1(4)項(百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 従業者以外の者が使用する部分の人数

- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 従業者以外の者が使用する部分の人数

- a 従業者以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。
 - (a) 事務室及び会議室
 - (b) 社員食堂等の厚生施設
 - (c) 商品倉庫及び商品荷捌場
 - (d) 空調機械室、電気室等の設備室
 - (e) 駐車場
 - (f) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
 - (g) その他の従業者だけが使用する部分

(ウ) 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

- a 飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
 - (a) レストラン、喫茶その他の飲食店
 - (b) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
 - (c) その他の飲食及び休憩の用に供する部分

(エ) その他の部分の人数

- a 以外の部分の床面積を4平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

工 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業者
- b 飲食又は休憩の用に供する部分
- c その他の部分

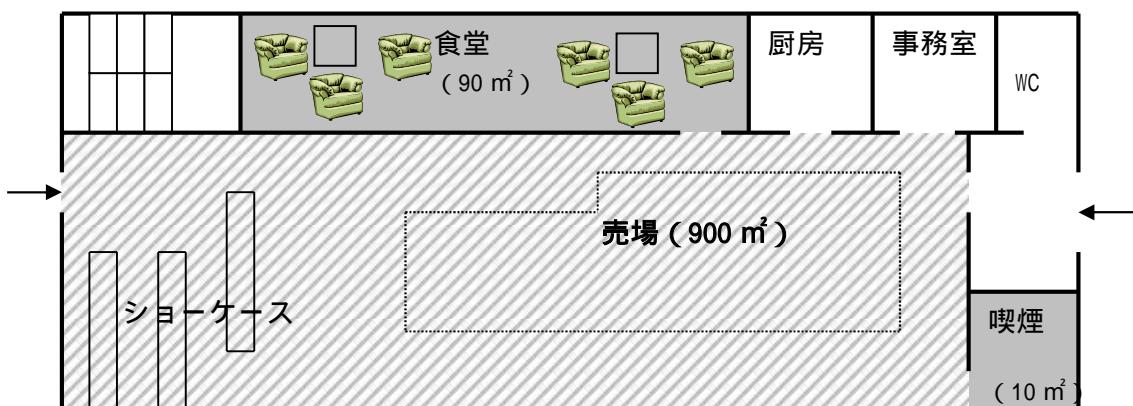


(イ) 百貨店・スーパー・マーケット等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 100 平方メートル、その他の部分の面積が 900 平方メートル、従業者が常時 14 人の場合は、

$$(100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (900 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) + 14 \text{ 人} = 272 \text{ 人}$$

の計算式となり、百貨店・スーパー・マーケット等の収容人員は、272 人となる。



(ウ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 20 平方メートル、その他の部分の面積が 100 平方メートル、従業者が常時 3 人の場合は、

$$(20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (100 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) + 3 \text{ 人} = 34 \text{ 人}$$

の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、34 人となる。

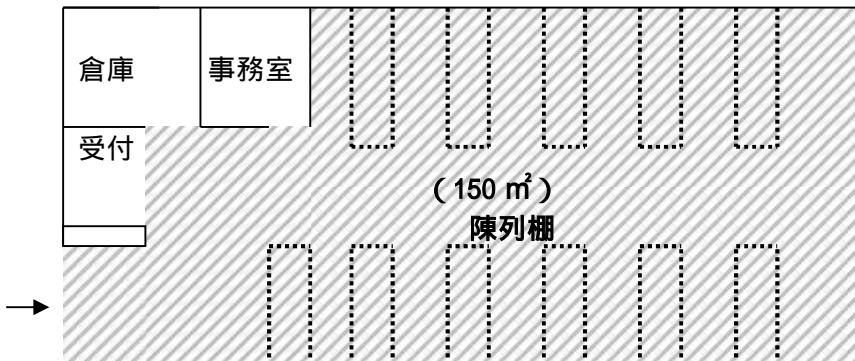


(エ) 物品販売を伴う貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例

物品販売を伴う貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が 150 平方メートル、従業者が常時 2 人の場合は

$$2 \text{ 人} + (150 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) = 39 \text{ 人}$$

の計算式となり、物品販売を伴う貸しレコード・ビデオ店の収容人員は、39 人となる。



(4) 政令別表第1(5)項イ(旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

b a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、6平方メートルで除して得た数とする。

ただし、簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館(宿泊室の床面積をホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具の数で除して3平方メートル程度になるもの)は、3平方メートルで除して得た数とする。

c a及びbの人数算定の取扱いにあっては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 和室と洋室とが併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

(a) 宴会場等

(b) レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所

(c) いす席を設けたロビー等(通路部分を除く。)

(d) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

b 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。この場合は、長いいす席は、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

c a以外のその他の部分を使用する者の人数

a以外の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)から(ウ)まで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア)凡例

a 従業者

b 宿泊室

(a) 洋室

(b) 和室

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(a) 固定式のいす席設置場所

固定式いす席

(b) その他の部分

(イ)主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員計算例

主として団体客が宿泊するホテル・旅館で、次の条件の場合は、

a 従業者 14人

b 宿泊室

(a) 洋室 シングルベッド 4個

(b) 和室 80平方メートル

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

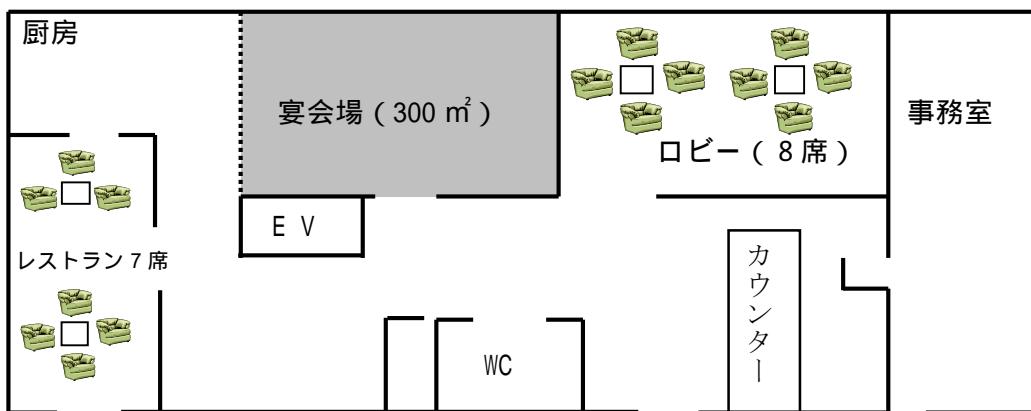
(a) 固定式のいす 15席

(b) その他の部分 300平方メートル

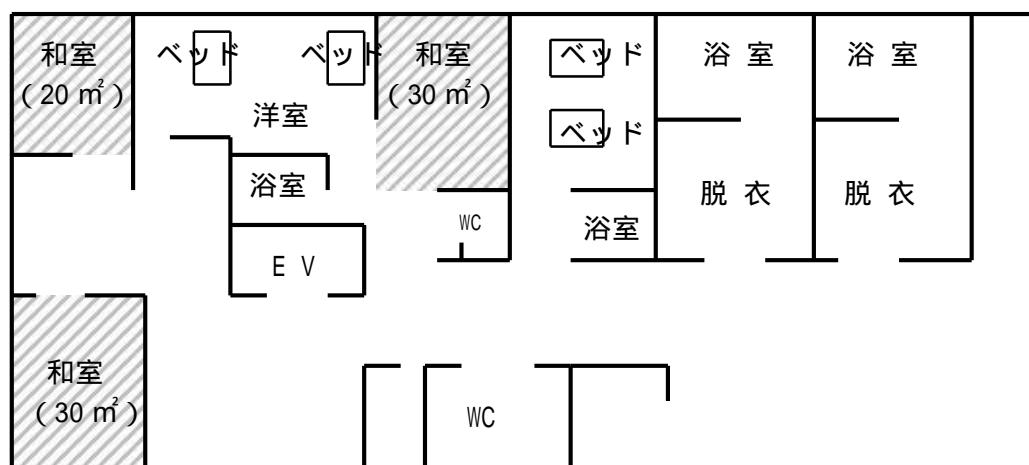
$$14\text{人} + 4\text{個} + (80\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + 15\text{席} + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 159\text{人}$$

の計算式となり、主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員は、159人となる。

1階



2階



(5) 政令別表第1(5)項口(寄宿舎、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舎、共同住宅に常時居住している者的人数をもって収容人員とする。ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

1 算定要素

(1) 住戸のタイプ別の数

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数

2 算定要素の定義

(1) 住戸のタイプ別の数

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数

ア 1K、1DK、1LDK、2DK

イ 2LDK、3DK

ウ 3LDK、4DK

エ 4LDK、5DK

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸タイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1K、1DK、 1LDK、 2DK	2LDK、 3DK	3LDK、 4DK	4LDK、 5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

3 収容人員算定要領

2(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に(2)の住戸タイプ別の算定居住者数をそれぞれ掛け合わせて得た数を合算し収容人員とする。

4 事例紹介

1Kが5戸、1DK5戸、1LDK5戸、2DK5戸、2LDK5戸の共同住宅の場合は、

$$(20\text{戸} \times 2\text{人}) + (5\text{戸} \times 3\text{人}) = 55\text{人}$$

の計算式となり、共同住宅の収容人員は、55人となる。

あくまで同意審査時の計算であり、収容人員は入居人員となる。

(6) 政令別表第1(6)項イ(病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 病室内にある病床の数(「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。)

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師、事務員等は、従業者として取り扱う。)

(イ) 病室内にある病床の数

- a 洋室タイプ
ベッドの数とする。
- b 和室タイプ
和室の床面積の合計を 3 平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を 3 平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。
 - (a) 両側に居室を有する場合は、廊下幅員から 1.6 メートルを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
 - (b) その他の場合は、廊下幅員から 1.2 メートルを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
- c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)から(ウ)まで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業者 医師 、 看護師 、 その他
- b 病室
 - (a) 洋室タイプ
 - (b) 和室タイプ
 - (c) 待合室

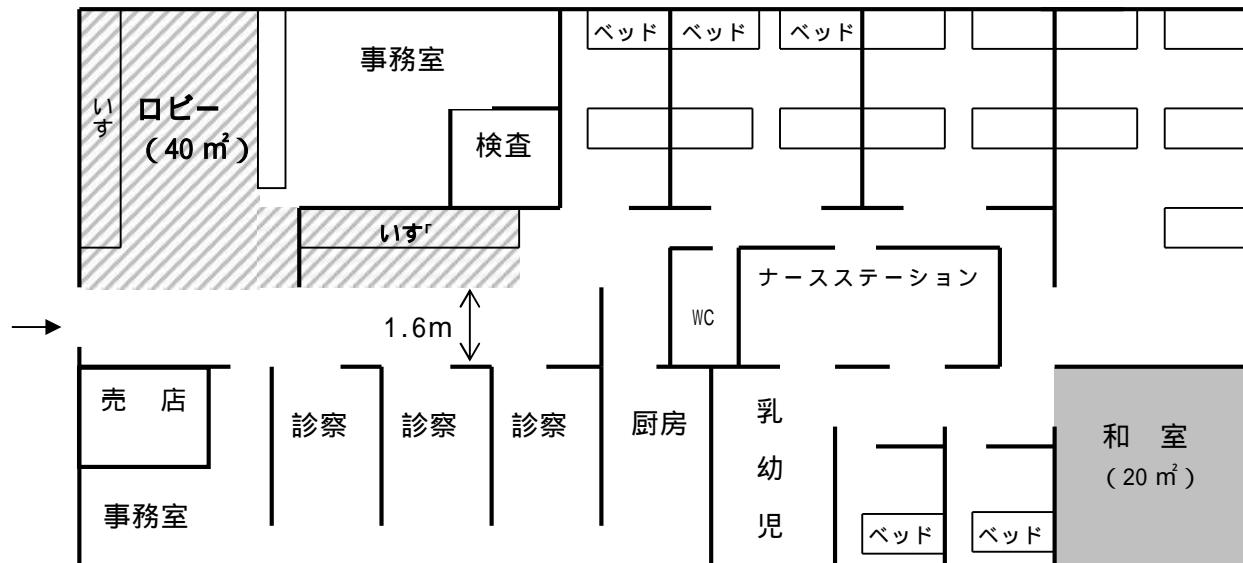
(イ) 病院の収容人員計算例

次の条件の病院は、

- a 従業者 医師 5 人、看護師 10 人、その他 6 人で合計 21 人
- b 病室
 - (a) 洋室タイプのベッド 17 個
 - (b) 和室タイプの床面積 20 平方メートル
 - (c) 乳幼児用のベッド 4 個
- c 待合室の床面積 (40 平方メートル)

$$21 \text{ 人} + 17 \text{ 個} + (20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + 4 \text{ 個} + (40 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 61 \text{ 人}$$

の計算式となり、病院の収容人員は、61 人となる。



(7) 政令別表第1(6)項口及び(6)項ハ(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者、養護者及び介護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者、養護者及び介護者の最大人数とする。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者、養護者及び介護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 政令別表第1(6)項ニ(幼稚園、特別支援学校)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2(1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 政令別表第1(7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2(1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(10) 政令別表第1(8)項(図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)とが同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) C D等の試聴室及びフィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業者

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室



(イ) 図書館の収容人員計算例

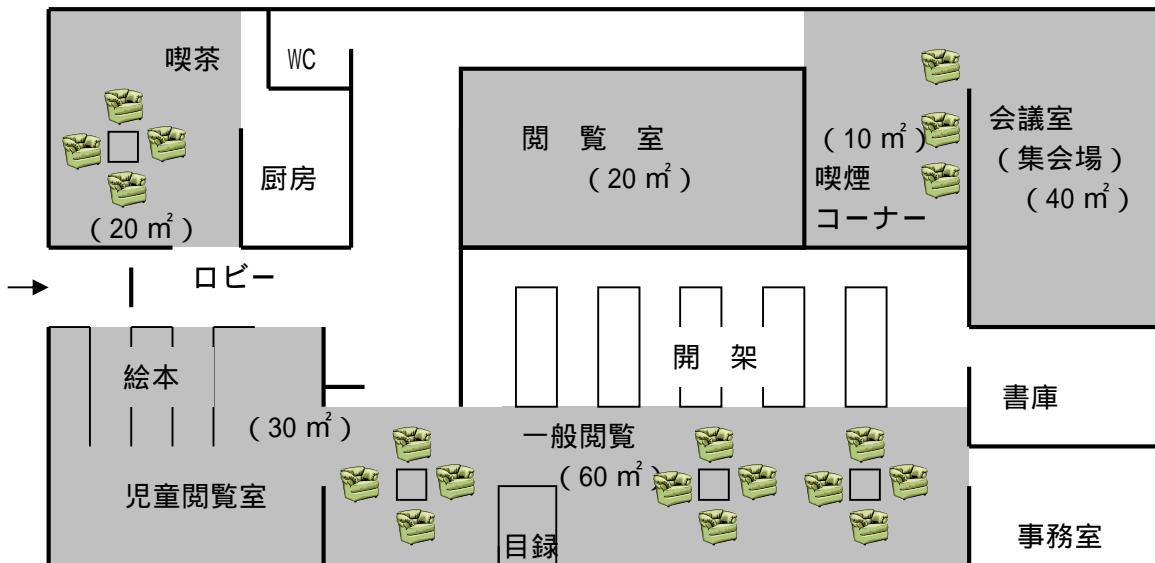
図書館で、次の条件の場合は、

a 従業者 8人

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室床面積の合計 180 平方メートル

$$8 \text{ 人} + ((20 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2 + 20 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2 + 10 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2) \div 3 \text{ m}^2) = 68 \text{ 人}$$

の計算式となり、図書館の収容人員は、68人となる。



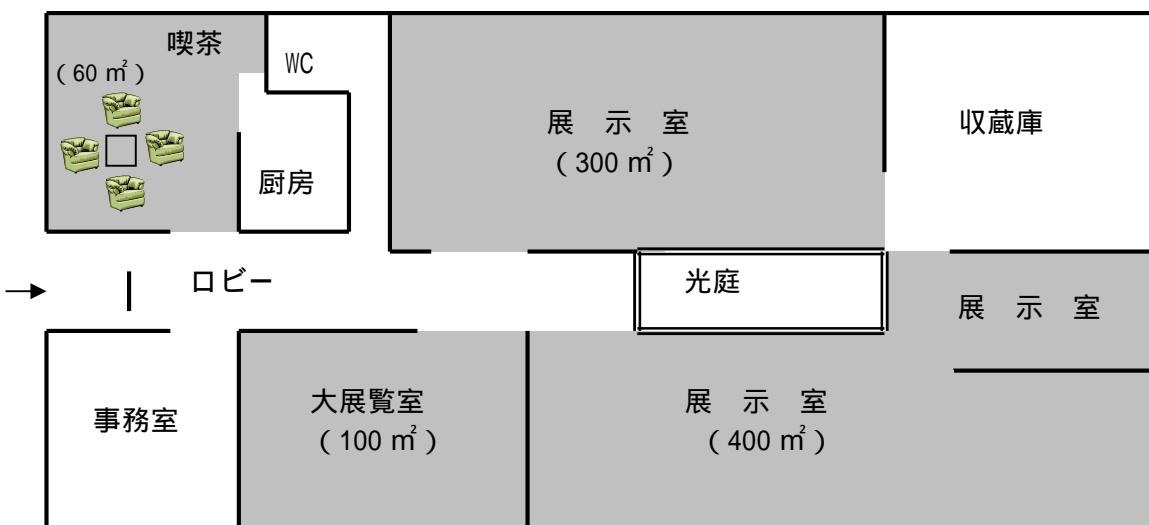
(ウ) 美術館の収容人員計算例

美術館で、次の条件の場合は、

- a 従業者 6人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室床面積 860 平方メートル

$$6 \text{ 人} + ((60 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2) \div 3 \text{ m}^2) = 292 \text{ 人}$$

の計算式となり、美術館の収容人員は、292 人となる。



(11) 政令別表第1(9)項(公衆浴場、蒸気浴場等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。
- b 浴場には、釜場、火たき場は含まないこと。

ウ 収容人員算定要領

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

（ア）凡例

- a 従業者
- b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分

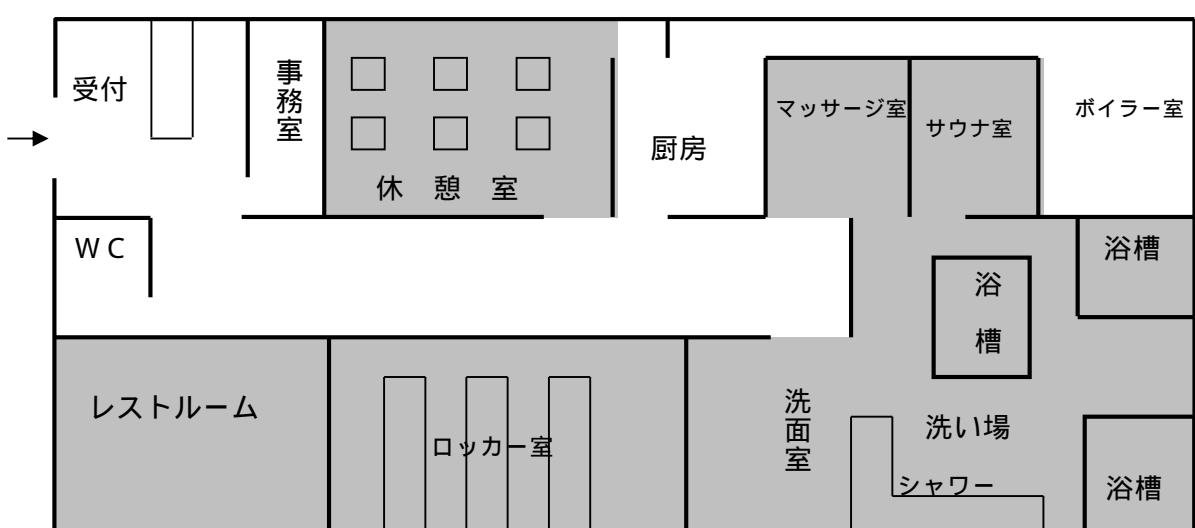
（イ）公衆浴場の収容人員計算例

公衆浴場で、次の条件の場合は、

- a 従業者 8人
- b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 100 平方メートル

$$8 \text{ 人} + (100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 45 \text{ 人}$$

の計算式となり、公衆浴場の収容人員は、45人となる。



（12）政令別表第1（11）項（神社、教会等）

ア 算定要素

（ア）従業者数

（イ）礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

（ア）従業者数

2（1）による。（例 神職、僧侶、牧師及びその他の従業者等）

（イ）礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の面積の合計を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を 3 平方メートルで除して得た数とする。

b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業者 神職、僧侶、牧師 、その他の従業者

b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 

(イ) 寺院の収容人員計算例

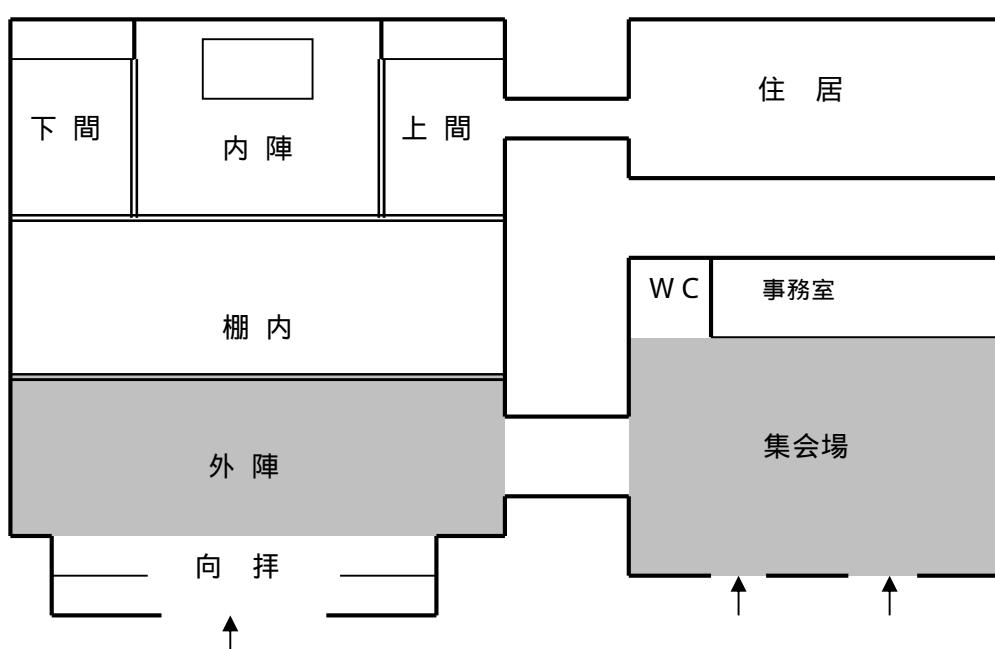
寺院で、次の条件の場合は、

a 従業者 10 人

b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 200 平方メートル

$$10 \text{ 人} + (200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 76 \text{ 人}$$

の計算式となり、寺院の収容人員は、76 人となる。



(ウ) 教会の収容人員計算例

教会で、次の条件の場合は、

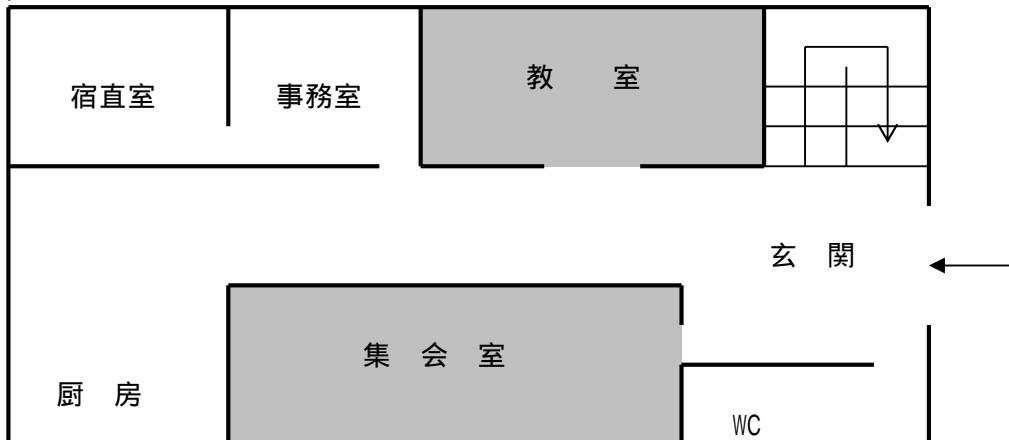
a 従業者 6 人

b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 300 平方メートル

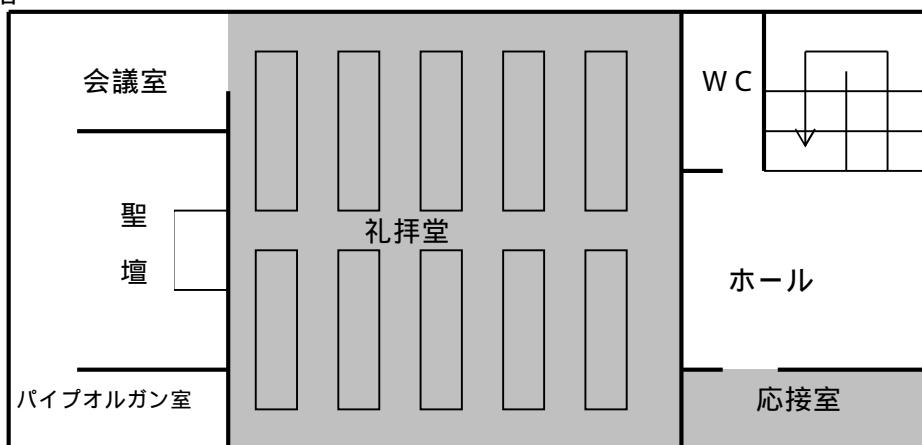
$$6 \text{ 人} + (300 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 106 \text{ 人}$$

の計算式となり、教会の収容人員は、106 人となる。

1階



2階



(13) 政令別表第1 (10) 項、(12) 項～(14) 項 (停車場、工場、駐車場、倉庫等)

ア 算定要素

従業者数

イ 算定要素の定義

従業者数

2(1)によるが、車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂・売店の従業者、赤帽等）を含める。

ウ 収容人員算定要領

アで求めた人数を収容人員とする。

(14) 政令別表第1 (15) 項 (事務所等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分を使用する者的人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分を使用する者的人数

主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の扱

い等については、次による。

- a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）及び待合部分は床面積に含む。また、屋内のプール、コート又は打席がある場合には、当該部分も床面積に含む。ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。
- b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。
- c 裁判所の次の部分は床面積に含む。
調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷
- d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。
- e モデル住宅は、従業者専用部分以外の部分の床面積を 3 平方メートルで除す。

ウ 収容人員算定要領

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

（ア）凡例

a 従業者

b 主として従業者以外の者の使用に供する部分

（イ）クラブハウスの収容人員計算例

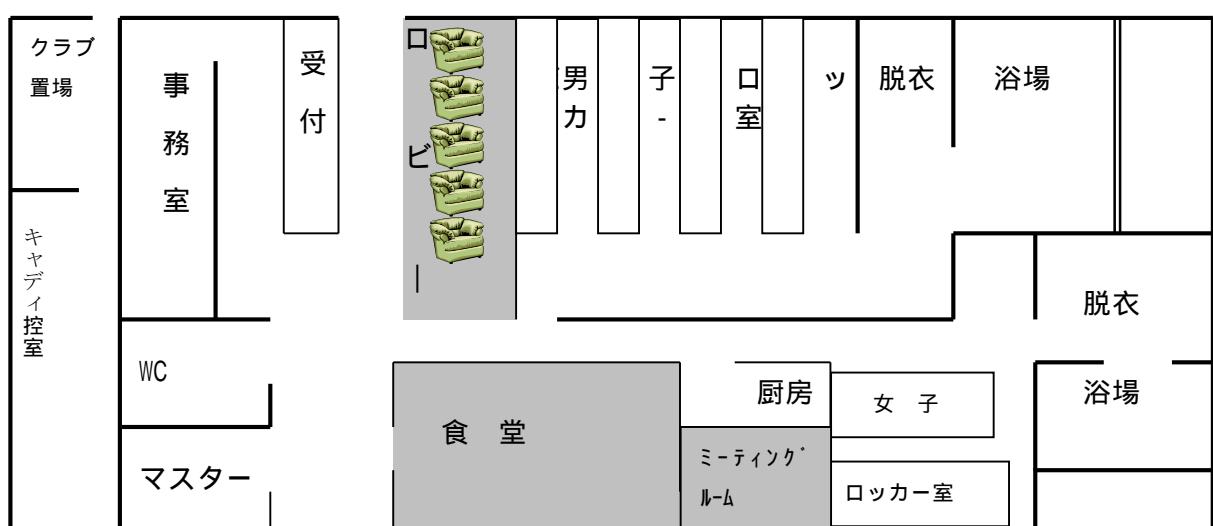
クラブハウスで、次の条件の場合は、

a 従業者 35 人

b 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積の合計 300 平方メートル

$$35 \text{ 人} + (300 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 135 \text{ 人}$$

の計算式となり、クラブハウスの収容人員は、135 人となる。



(15) 政令別表第1 (16) 項 (複合用途防火対象物)

ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を（1）から（14）までにより用途ごとに人数を算出し合算した数を収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

（ア）建物内の用途部分の特定に当たっては、当該用途と密接な関係にある部分（例：店

舗前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 政令別表第1 (17) 項(重要文化財等)

ア 収容人員算定要領

床面積を5平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)を収容人員とする。

イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積が、500平方メートルの場合は、

$$(500 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2) = 100 \text{ 人}$$

の計算式となり、文化財として指定を受けている防火対象物の収容人員は、100人となる。

第7 無窓階の取扱い

政令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか細部については、次により運用する。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

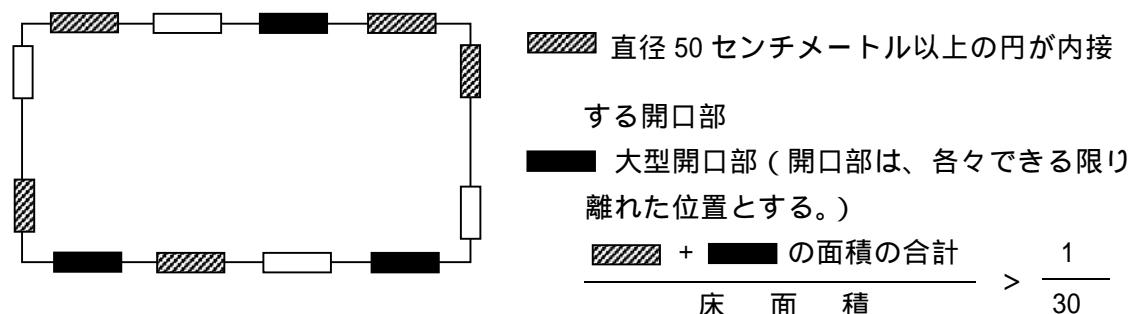
(1) 11階以上の階

直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。



(2) 10階以下の階

(1)の場合と同様であるが、(1)の開口部に、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。



2 開口部の位置

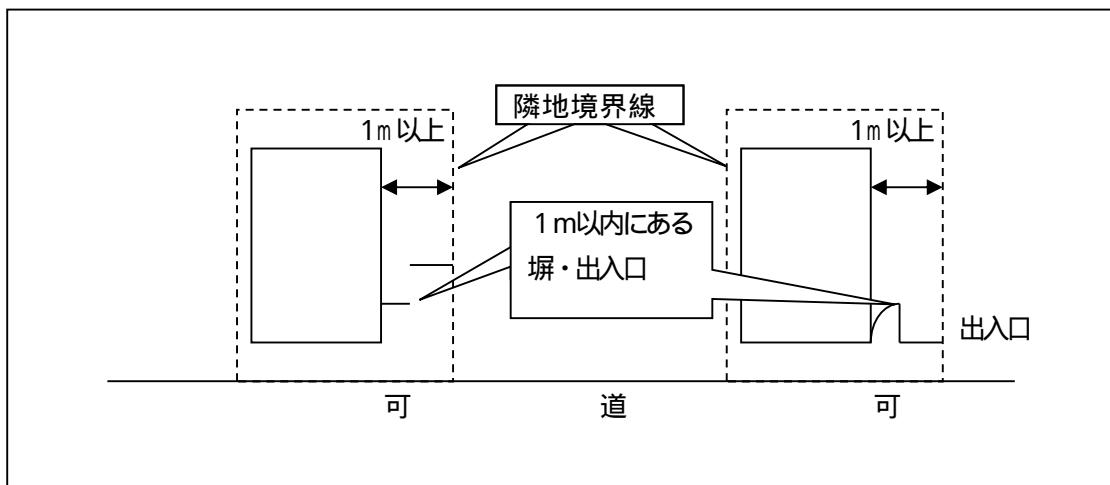
(1)次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2メートル以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

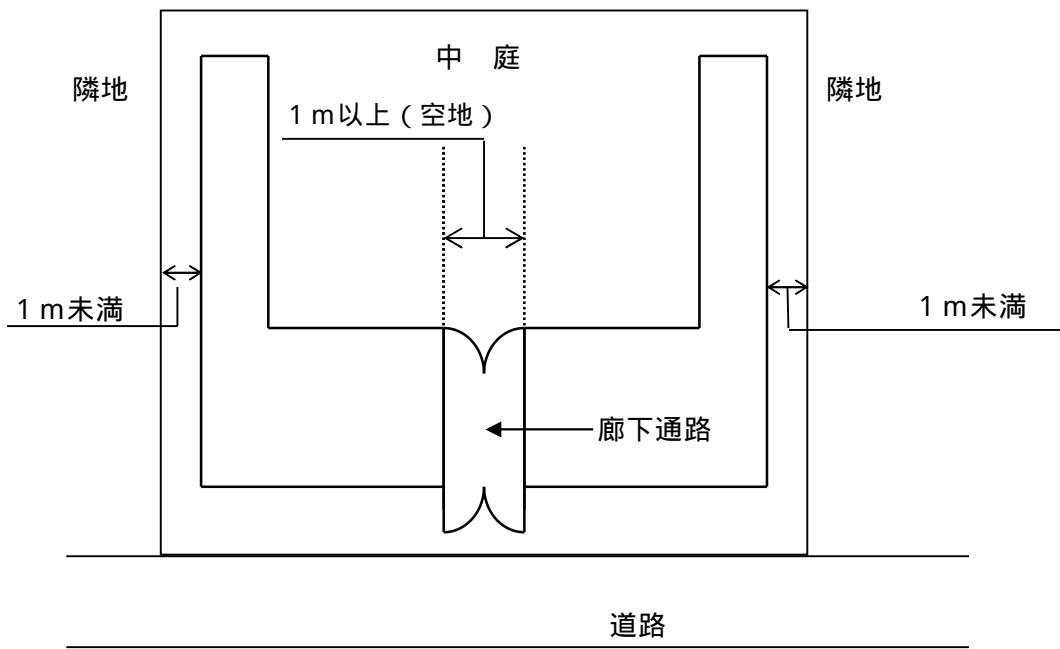
イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30センチメートル以内、奥行きは30センチメートル以上、幅は開口部の幅以上であること。

- エ 踏台の上端から開口部の下端まで 1.2 メートル以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。
- (2) 次に掲げる空地等は、省令第 5 条の 5 第 2 項第 2 号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
 - イ 道又は道に通じる幅員 1 メートル以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの
 - ウ 1 メートル以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの



- エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの
- オ 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次の全てに適合するもの
- (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 メートル以上であること。
 - (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
 - (ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20 メートル以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
 - (エ) 道に面する外壁に 2 以上の大型開口部があること。
 - (オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の 2 分の 1 以上を確保できること。



3 開口部の構造

(1) 次に掲げる開口部は、省令第5条の5第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

ア ガラスを使用した開口部（第7-1表参照）

第7-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類	開口部の条件	無窓階判定 (省令第5条の5)	
		足場有り	足場無し
A欄 普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	
		はめ殺し窓	
	厚さ 6.0mm を超え 10.0mm 以下	引き違い戸	×
		はめ殺し窓	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	
		はめ殺し窓	×
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	×
		はめ殺し窓	×

第7-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類	開口部の条件	無窓階判定 (省令第5条の5)	
		足場有り	足場無し
B欄 強化ガラス 耐熱板ガラス (耐熱強化・ 耐熱結晶化・ 低膨張防火・ 熱強化)	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	
合わせガラス	フロート板ガラス 6 mm 以下 + 中間膜 30mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(0.76 mm厚)) + フロート板ガラス 6 mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	x x
	フロート板ガラス 5 mm 以下 + 中間膜 60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52 mm厚)) + フロート板ガラス 5 mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	x x
	網入り板ガラス 6.8 mm 以下 + 中間膜 30mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(0.76 mm厚)) + フロート板ガラス 5 mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	x x
	網入り板ガラス 6.8 mm 以下 + 中間膜 60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52 mm厚)) + フロート板ガラス 6 mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	x x
	フロート板ガラス 3 mm 以下 + 中間膜 60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52 mm厚)) + 型板ガラス 4 mm 以下	引き違い戸 はめ殺し窓	x x
		引き違い戸	x x
		はめ殺し窓	x x
		引き違い戸	x x
		はめ殺し窓	x x
		引き違い戸	x x
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。		

凡例 . . . 全面を開口部として取り扱うことができる。(算定できる全ての開口部)
 . . . ガラス等を一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合おおむね2分の1の面積で算定する。)を開口部として取り扱うことができる。
 ただし、窓に設置される鍵(補助錠を含む。)は2以下で、別個の鍵を用いたり、暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊な鍵が設置されて

いないものに限る。

×・・・開口部として取り扱うことはできない。

- 備考 1 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー若しくは屋上広場・庇等で破壊作業のできる足場が設けられているものであること。また、破壊作業ができる足場は、奥行き1メートル以上、広さ2平方メートル以上のものであること。庇の場合、当該場所が200キログラム以上の荷重に耐えられ、かつ、活動できる勾配であること。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものであること。
- 3 窓用フィルム（ガラス飛散防止、視線制御等）を貼付する等の加工をした場合の開口部は、フィルムの基材が次のものについては、省令第5条の5第2項第3号に規定する有効な開口部として取り扱うことができる。
- (1) ポリエチレンテレフタレート(PET)製のうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの
- (2) 塩化ビニル製のうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの
- 4 低放射ガラス（通称Low-Eガラス）の薄膜については、基板と同等なものとして取り扱って差し支えないものであること。

イ 防火戸等

- (ア) アルミフラッシュドア又はスチールドア
- a 鍵部が容易に破壊・開錠可能なもの
- b 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して開錠でき、かつ、停電時にも開錠できるもの
- (イ) 屋内から容易に開放でき、かつ、屋外から水圧によって開放・開錠できる装置を備えたもので、送水口が1階にあるもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日付け消防予第251号）に適合しているものに限る。以下同じ。）

ウ 軽量シャッターの開口部

- (ア) 電動式のものは、屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）
- (イ) 屋外から水圧によって開放・開錠できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの
- (ウ) 屋外より消防隊が特殊な道具を用いることなく開放できるもので、足場が有るもの（一般消防隊の装備品で開放可能なもの）
- (エ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、足場が有り、かつ、屋外より消防隊が特殊な道具を用いることなく容易に破壊できると認められるもの

エ 軽量オーバースライダーシャッター

ウに準ずる。

オ 防火シャッター（重量シャッター）の開口部

- (ア) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）
- (イ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階に

あるもの

(ウ) 屋外から水圧によって開錠できる装置を備えたもので、開錠装置の送水口が1階にあり、手動式のもの

カ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、第7-1表A欄又はB欄に掲げるもの

(イ) 屋外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ ハンガードア等(防火戸)は、外側から南京錠等により施錠するもの

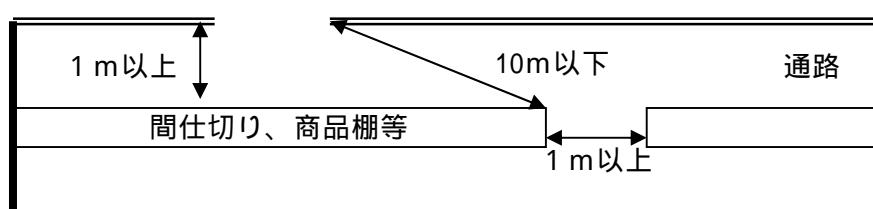
ク 鳩の侵入防止措置でネット等を張った場合の取扱いは、内外から開けられる場合で、開口面積が基準以上のもの

ケ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入り口を有効に設けたもので、次の全てに適合するものは、省令第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」として取り扱うことができる。

(ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1メートル以上、高さは1.8メートル以上として、下端は床面から15センチメートル以下であること(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。)

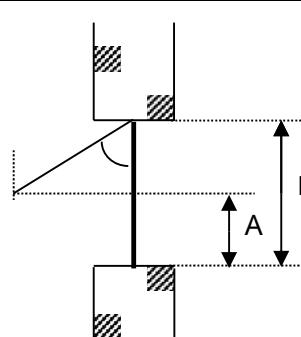
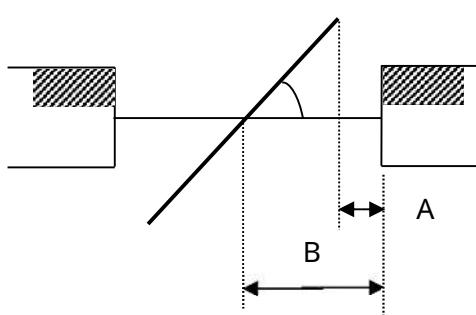
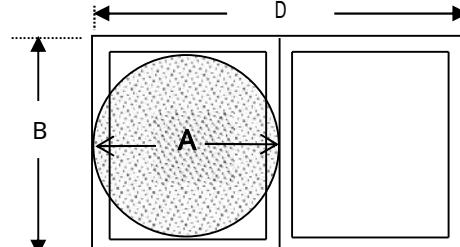
(ウ) 間仕切り壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10メートル以下であること。



コ 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

サ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第7-2表により判断するものであること。

第7-2表 窓等の開口部の面積算定

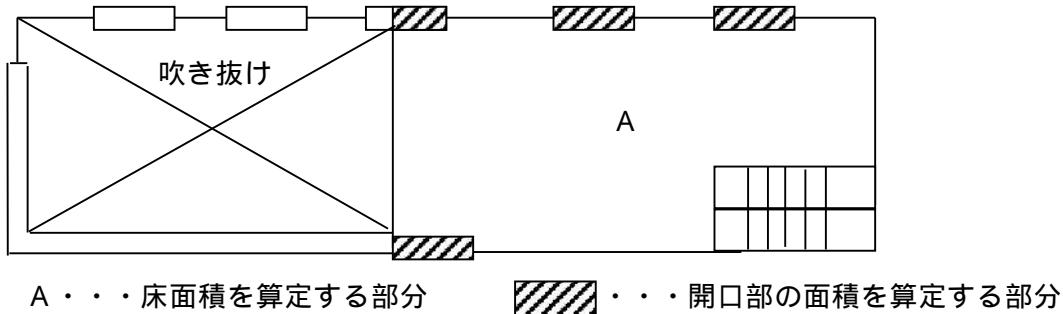
	型 式	判 断
突 出し 窓	 (注) は最大開口角度(0度~90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
回 転 窓	 (注) は最大開口角度(0度~90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 (注) 1 A 及び $C = \frac{1}{2}D$ 2 A は、50cmの円の内接又は1mの円の内接	A又は $B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B = 1.0m(0.65m)$ 以上 $C = 0.45m(0.4m)$ 以上 (注)()内は、バルコニー等がある場合
る外壁面に、バルコニー等があ		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

4 その他

(1) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



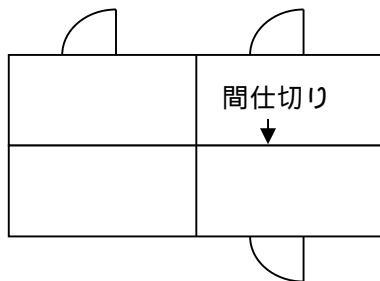
(2) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合は次による。

4 F		
3 F		3 F
2 F		2 F
1 F	渡り	1 F

ア 渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で開口部算定を行う。

イ 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。

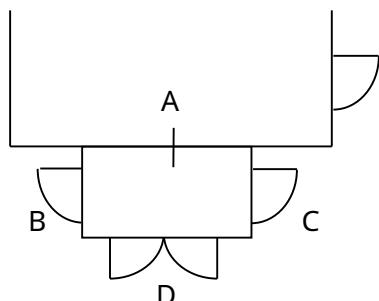
(3) 一部の階が仕切り壁等により、多区画（行き来できない）となる場合は次による。



ア 階全体で開口部算定を行う（令8区画に該当する場合は当該区画ごとに開口部算定を行う。）

イ 階全体で無窓階以外の階と判定された場合は、各区画ごとに無窓階以外の階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。

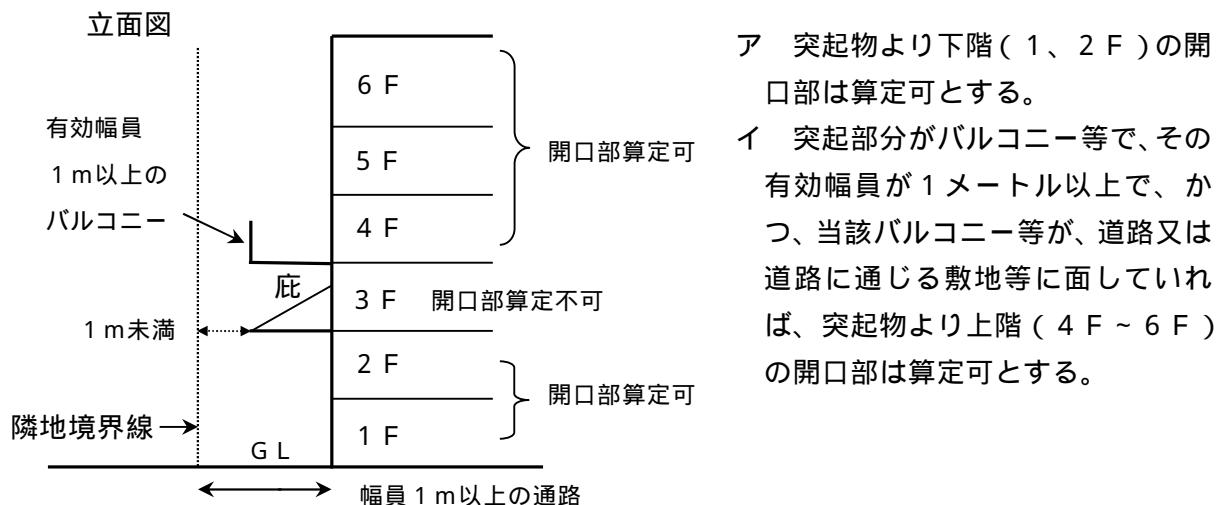
(4) 突き出た風除室がある場合の開口部算定は次による。



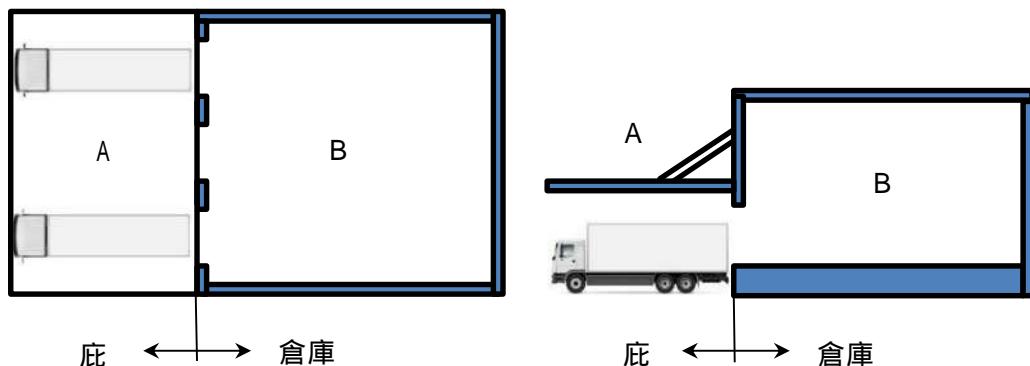
ア AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、面積の少ない方で開口部算定を行う。

なお、Aで開口部算定する場合の階の床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。

(5) バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合は次による。



(6) 底下等で床面積に算定されている部分が存する防火対象物については、無窓階判定をする上では当該部分を外部空間として取り扱い、次の図のBの床面積で無窓階判定をすること。



(7) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合の無窓階判定については、危険物施設を含む階全体で判定すること。

(8) バルコニーの手すりの高さが1.2メートル超となる場合において、内側に踏み台を設けることにより1.2メートル以下とする場合については、2(1)を準用すること。ただし、2(1)ウに規定する幅については、0.75メートル以上として差し支えないものであること。

(9) 営業中は、省令第5条の5で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができるものであること。

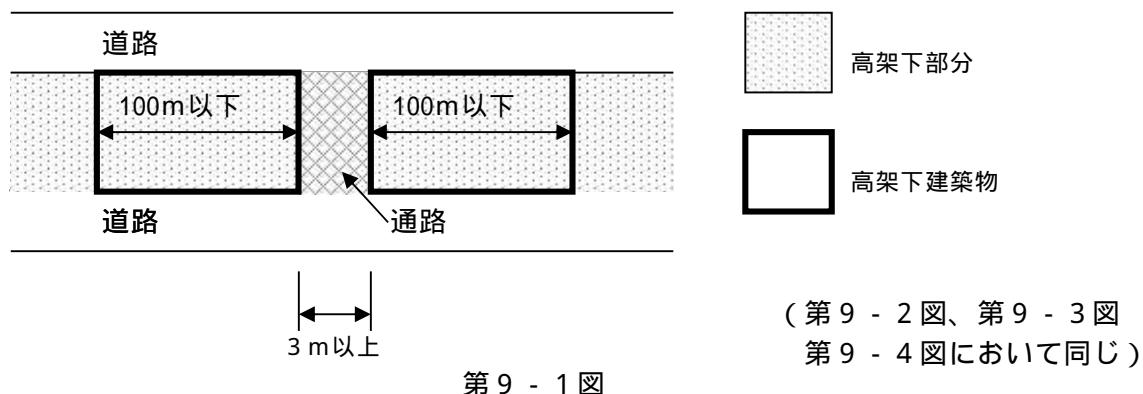
第8 高架下建築物等

鉄道、道路等に使用される高架工作物に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下「高架下建築物」という。）は、次によること。

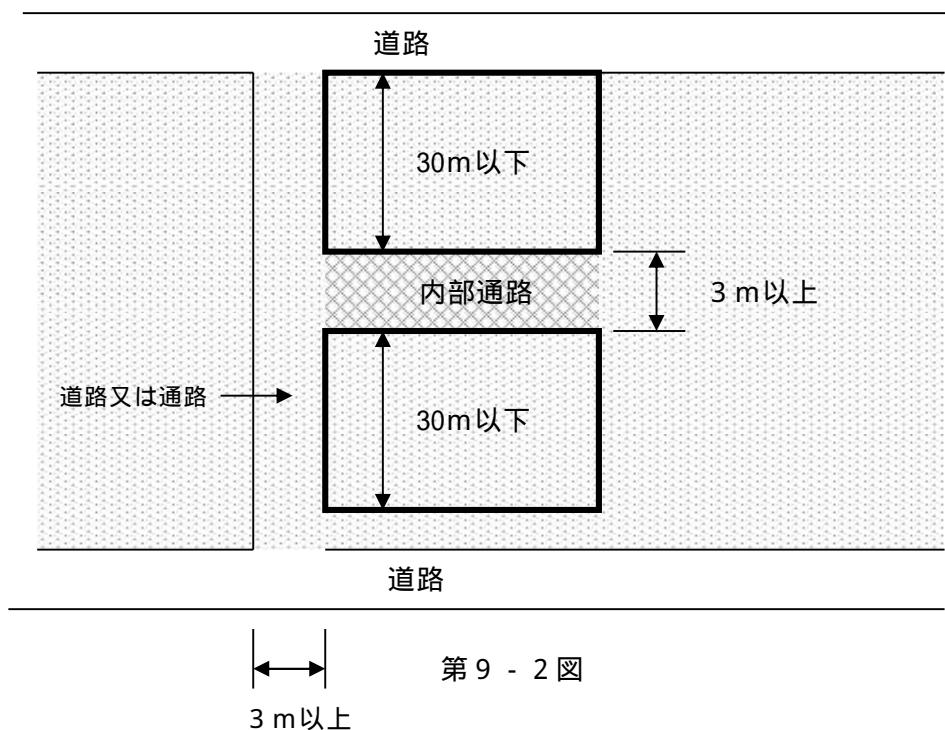
1 避難及び消防活動上必要な通路並びに構えの出入口

（1）高架工作物の両側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向 100 メートル以内ごとに高架下を横断する幅員 3 メートル以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること。（第9-1図参照）

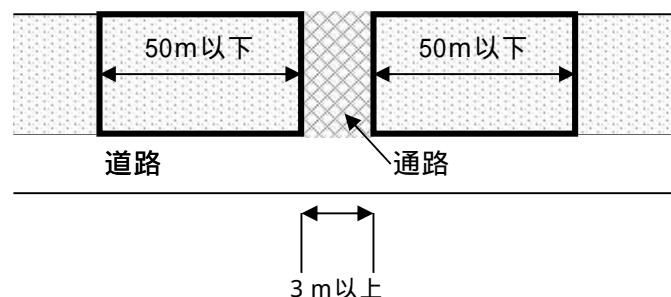


- イ 高架下建築物の幅が 30 メートルを超える部分には、高架下を横断する道路若しくはアにより設けた通路に連絡する幅員 3 メートル以上の内部通路を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。（第9-2図参照）
- （ア）高架下部分の構えの一団の個々が同部分の全幅を一構えとして使用する場合
- （イ）道路から直接出入でき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合



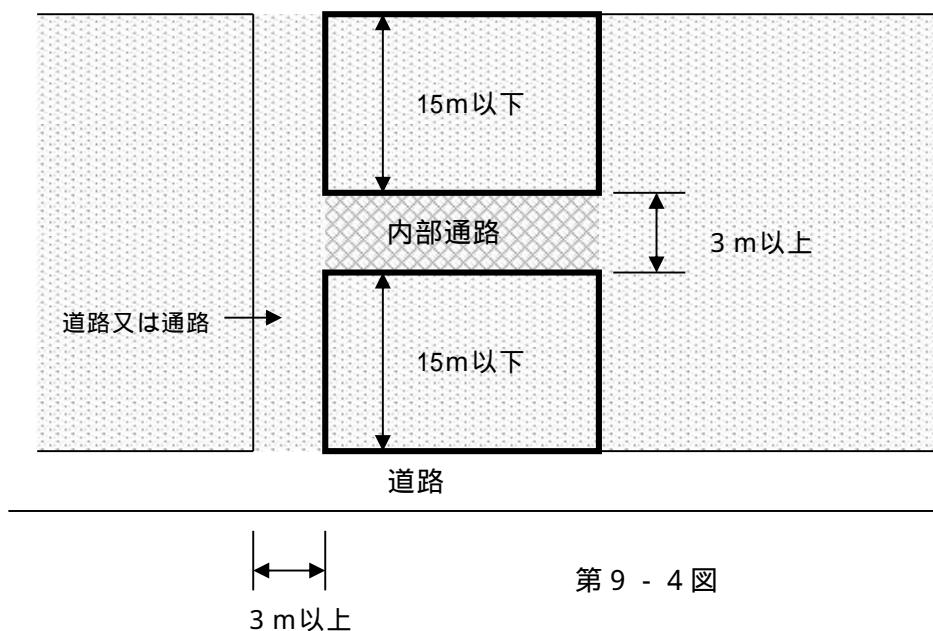
(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

- ア 高架工作物の延長方向 50 メートル以内ごとに高架下を横断する幅員 3 メートル以上の通路を設け、道路に有効に連絡させること。(第 9 - 3 図参照)



第 9 - 3 図

- イ 高架下建築物の幅が 15 メートルを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員 3 メートル以上の内部通路を設けること。ただし、(1) イ (ア) 又は (イ) に該当する場合はこの限りでない。(第 9 - 4 図参照)



第 9 - 4 図

(3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

- ア 横断道路を相互に連絡する幅員 3 メートル以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。

- イ アにより設けた通路の延長が 50 メートルを超える場合は、当該通路の幅員を 4 メートル以上とすること。

(4) 構えの出入口

各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくは内部通路に面して出入口を設けること。

2 通路等に面する壁の構造

通路及び1により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火設備を設けること。

3 防火区画及び内装

(1) 防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。やむを得ない場合にあっても用途ごとの区画を行うこと。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

スプリンクラー設備は、政令第12条で定める基準に適合したものであること。

(2) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料でしたものであること。

4 消防用設備等の設置単位

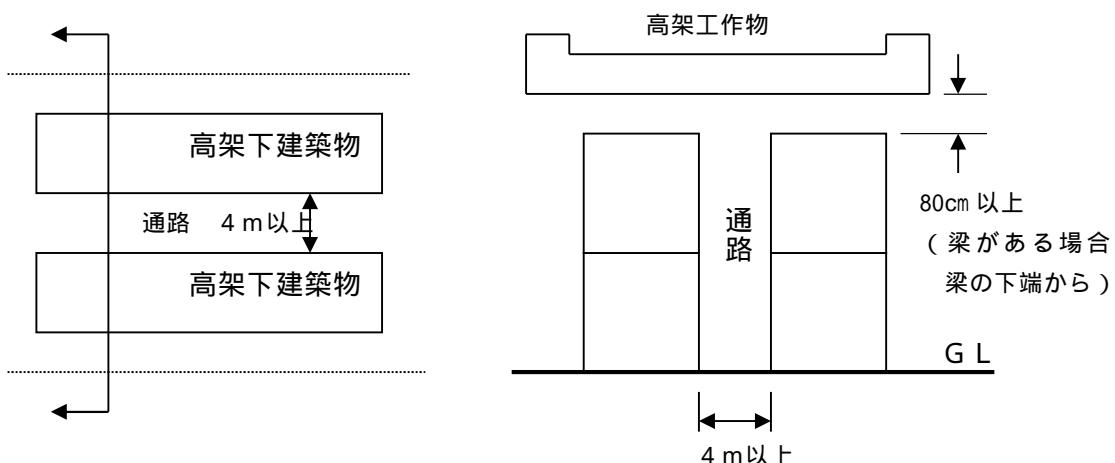
消防用設備等の適用に当たって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(1) 衍行方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4メートル以上であること。

イ 高架工作物と高架下建築物との間に高さ80センチメートル以上の排煙上有効な空間を設けること。

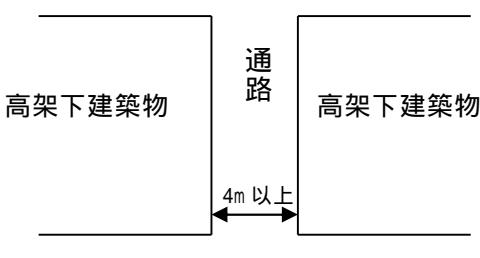
ウ 高架下建築物は特定主要構造部を耐火構造とし、アに面する開口部には防火設備を設けること。



(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4メートル以上であること。

イ 高架下建築物は特定主要構造部を耐火構造とし、アに面する開口部には防火設備を設けること。

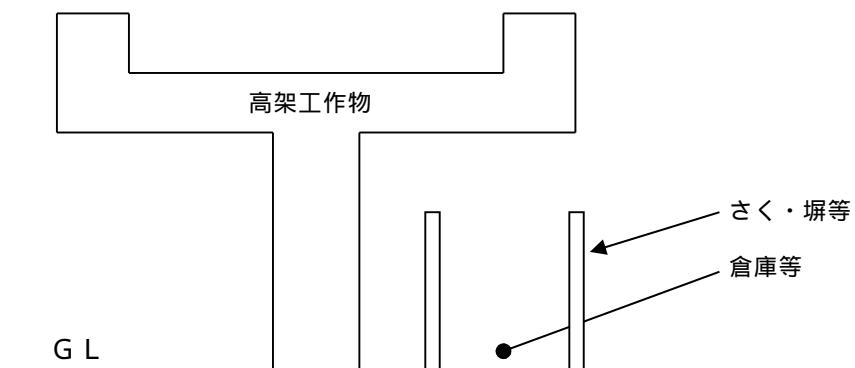


(3) 防火対象物の接続がその特殊性から(1)又は(2)に掲げる方法により難いもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上の観点から同一の防火対象物として取り扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

5 外気に開放された駐車場、倉庫等

(1) 外気に開放された高架工作物(鉄道又は道路等に使用しているもの)内を利用して、柵・塀等で区画された部分を駐車場、倉庫等の一定の用途に供するものは、政令別表第1に掲げる防火対象物として扱うものとし、消防用設備等の設置に当たっては、柵・塀等により囲まれている当該部分を面積として算定すること。

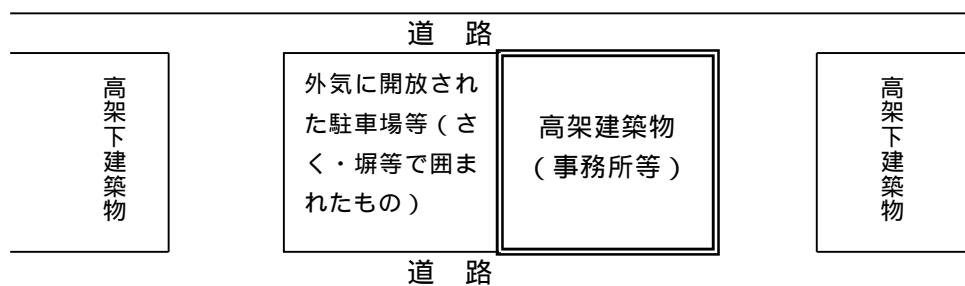
なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができるこことする。



(2)(1)の用途が柵・塀等により区画されていない場合についてもこれに準じて消防用設備等の設置指導を行うものとし、高架工作物の水平投影面積のうち当該用途に供する部分を面積として算定すること。

(3) 事務所等の高架下建築物に隣接して、機能的に従属している外気に開放された駐車場等(柵・塀等により囲まれたもの)を設ける場合は、当該駐車場等を機能的に従属している部分として扱い、防火対象物の用途を決定すること。

なお、消防用設備等の設置に当たっての床面積の算定は、高架下建築物の延べ面積と駐車場等の面積の合計によること。



6 その他

高架下建築物等は、危険物等延焼拡大が速やかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵及び取扱いを抑制すること。

第9 政令別表第1の項目判定等

1 地区自治会館について

(1) 地区自治会館の取扱いについて(利用者が特定される場合)

ア 政令別表第1に掲げる(1)項口の防火対象物に該当する。

なお、消防用設備等の設置の規定については、該当防火対象物の規模、構造、周囲の状況から政令第32条を適用し政令別表第1(15)項に準じた取扱いとする。ただし、(1)項口として義務設置となる消防用設備等を建築主が自主的に設置したときは、維持管理面を考慮して消防用設備等ごとに義務設置とする。

イ 収容人員の算定は(1)項口による。

ウ 延べ面積1000平方メートル未満の対象物における法第17条の3の3の規定に基づく点検結果報告についても、(15)項扱いとし3年ごととする。

エ 延べ面積150平方メートル未満の小規模な対象物については、収容人員が50人以上で非常警報設備が設置対象となった場合は、政令第32条を適用し非常警報器具とすることができる。ただし、地階及び無窓階の存する対象物を除く。

(2)「利用者が特定される場合」の取扱いについて

ア 利用者が特定される場合

(ア) 各種教室、講演会及び会合等で、利用者が町内会(地区)の住民及び近隣町内会(地区)の住民等である場合

(イ) 老人福祉法に定める老人福祉施設及び老人デイサービス事業を除く、高齢健常者を対象にした介護予防、生きがいづくり、地域交流等を目的として、心身機能の維持向上のための遊びやゲームを取り入れた簡単な体操、運動、レクリエーション、会食等を実施する会で、利用者が町内会(地区)の住民及び近隣町内会(地区)の住民等である場合

(ウ) 冠婚葬祭等で、当事者が町内会(地区)の住民及び近隣町内会(地区)の住民等である場合

(エ) 上記に類似しており、利用者が町内会(地区)の住民及び近隣町内会(地区)の住民等であり、当該地区自治会館の構造上の間取り等十分に知り得ており、政令別表第1(15)項で規制することで人命安全上支障ないと思慮される場合

イ その他

(ア) 利用者が特定される場合でも、催物等の責任者を消防計画に基づく、自衛消防の組織に位置付けるように指導する。

(イ) 平成15年9月19日付け消予第139号による「防火対象物点検報告制度の運用について」の対象要件「(2)利用者が、もっぱら町内会(地区)の住人であること。」「(3)利用目的が、会議、研修等の町内会(地区)利用に限られること。」及び「(4)原則として、他者に貸し出ししないこと。」の取扱いについては、「利用者が特定される場合」に該当している場合は、適合しているものとして取り扱う。

2 政令別表第1(3)項口又は(4)項に該当する海の家の取扱いについて

短期的(3か月程度)に使用するもので、周囲が開放され避難及び消火活動に支障がないものに限り政令別表第1(15)項として取り扱う。また、収容人員が50人以上で非常警報設備が設置対象となった場合は、政令第32条を適用し非常警報器具とすることができる。

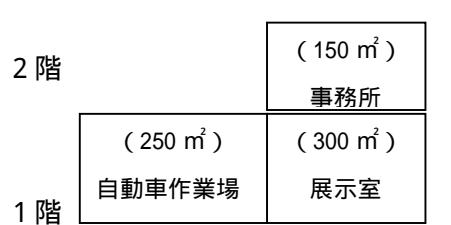
3 農業用倉庫等の取扱いについて

自家用車庫又は農業用倉庫が敷地内に単独に建築される場合は、(13)項イ又は(14)項として取り扱い、同一敷地内に住宅が併設されている場合は、いずれも住宅として取り扱う。

4 自動車販売会社の取扱いについて

自動車販売会社の項判定は、用途や規模が関係し一概には判定できないが、下図のような場合は、主たる用途を展示室として取り扱い、展示室及び事務所を(4)項、自動車作業場を(12)項イとし全体を(16)項イとして取り扱う(昭和48年10月23日付け消防予第140号)。

また、事務所が1000平方メートル、2000平方メートルとなる場合など、主たる用途として取り扱う場合は、事務所(15)項、自動車作業場(12)項イとし、全体を(16)項口として取り扱う(昭和52年1月27日付け消防予第12号)。



- (1) 管理権原者は同一である。
- (2) 作業場は販売会社以外の作業(修理)も行う。
- (3) 展示室には不特定多数の者が出入りし、かつ、契約等の売買行為がある。

5 共同住宅等の取扱いについて

(1) 特例適用している共同住宅の増築等をする場合について

「特例適用共同住宅等が増築等を行う場合の運用基準の改正について(平成22年3月1日付け21静消査第1349号)」による。

(2) ウィークリーマンション等について

ウィークリーマンション(契約期間1か月未満)等における政令別表第1に掲げる防火対象物の用途判定について

ア 居室の貸し出しのみで、リネン等のサービス提供を受けないため、(5)項口として取り扱う。

イ 居室の貸出しのみであれば上記と同じ(5)項口として取り扱うが、ホテル等としてのサービスの提供があるのであれば(5)項イとして取り扱う。

ウ 管理人室にて入居管理するとともに、リネン等のサービス提供を受けるものは、(5)項イとして取り扱う。

エ ホテルの形態で、宿泊条件が1か月以上の長期滞在であるものは、旅館業法の営業許可を受けているため、(5)項イとして取り扱う。

オ ウィークリーマンション等における政令別表第1に規定する用途の判定基準等は、「共同住宅における防火管理に関する運用について（平成6年10月19日付け消防予第271号）」により取り扱う。

カ その他ウィークリーマンション等における用途判定については、次の項目について検討し、判断することとする。

　なお、契約期間等は問わないものであること。

- (ア) 旅館業法の許可の有無
- (イ) リネン等のサービス提供の有無
- (ウ) 利用実態

6 特定一階段等防火対象物の取扱いについて（法第8条の2の2、政令第21条、政令第25条、政令第29条の4、政令第35条、政令第36条関係）

「避難階以外の階」の部分の全てが、次のいずれかに適合する場合については、特定一階段等防火対象物としては取り扱わないことができる。

- (1) 主たる用途に供される部分の従属性的な部分を構成すると認められる部分等で、居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、第3、1(2)イにより、主たる用途に供される部分の従属性的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、第3、1(5)イにより、特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- (4) 保守点検時又は非常時等以外に人の出入りがない空調機械室、エレベーター機械室、受水槽室及び倉庫等の共用部分を案分することにより、特定用途に供される部分として取り扱われているもの

7 学校と同一敷地内の防火対象物に係る用途判定について

学校と同一敷地内の防火対象物については、次のとおり用途判定すること。

防火対象物	政令別表第1
教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室、食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、給食受入れ（配膳）室、武道場、ウエイトトレーニング場、部室、プール	(7)項
倉庫	(14)項
同窓会及びPTA事務室、守衛室、用務員室、更衣室、ポンプ室、トイレ、駐輪場	(15)項

第 10 消防用設備等の設置

1 消火器具

- (1) 省令第 6 条第 4 項及び第 5 項に規定する「第 1 項の防火対象物又はその部分」とは、政令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物をいう。
- なお、政令第 10 条第 1 項に規定されない防火対象物においても、火災予防上省令第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用し設置指導する。
- (2) 能力単位の算出については、階の床面積ではなく延べ面積で算出する(政令第 10 条第 1 項第 5 号の規定によるものを除く。)。
- (3) 政令第 10 条第 1 項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器具が省令第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づき設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満たす場合にあっては、重複設置は要しないものであること。
- (4) 省令第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく能力単位の算出については、当該設置場所(屋上を含む。)の床面積によるが、当該設置室が専用の室であるときは当該設置室の床面積により、当該設置室が他の用途と共に用する室又は屋上であるときは、対象設備等の周囲 1 メートルを含む範囲の床面積により算出する。(屋上にあっては)
- (5) 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う政令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物については、建築物に限定されず、屋外の工作物(少量危険物を貯蔵する屋外タンク等)にも設置義務が生じるものであること。
- (6) 静岡市火災予防条例(平成 15 年静岡市条例第 286 号)第 63 条に規定する届出を必要とする屋外又は屋上に設ける火気設備等に対しては、消火器の設置を指導する。
- (7) 設置箇所は、視認性が良く容易に持ち出すことができる箇所とし、出入口付近に設置すること。
- (8) 省令第 9 条第 4 号に規定する標識は、「消防用設備等の標識類の様式について(昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予第 238 号)」によるものとし、色の反転等は認めないこと。
- なお、他の消防用設備等についても同様とする。
- (9) メゾネット型住戸が存する共同住宅については、住戸の各部分から歩行距離 20 メートル以下となるように消火器具を設置する場合にあっては、政令第 32 条を適用し、階ごとに設置しないことができるものであること。

2 屋内消火栓設備

- (1) 政令第 32 条の適用については、政令第 32 条の趣旨及び目的を考慮し「消防法施行令第 32 条の特例基準等について(昭和 38 年 9 月 30 日付け自消丙予発第 59 号)」により運用すること。
- なお、防火対象物の一部に特例適用不能の部分が存する場合であっても、出火危険、延焼拡大危険が少なく、かつ、その部分が消防用設備等の設置基準面積のおおむね 2 分の 1 以下であれば、特殊な場合を除き当該部分についても特例適用することができる。
- (2) 政令第 11 条第 2 項に規定する壁及び天井(天井のない場合にあっては屋根)の室内に面する部分の仕上げについては、ユニットバス、塗装の仕上げを含むものであること。
- (3) 屋内消火栓の水平距離により包含する範囲である「その階の各部分」については、原則

として床面積の発生する部分（柱、壁内部に隠蔽された部分等（出入口がないものに限る（点検口を除く。）を除く。）とすること。

なお、スプリンクラー設備に設ける補助散水栓についても同様とする。

- (4) 放水用設備は、視認性及び操作性の良い場所で出入口付近に設置すること。
 - (5) 放水用設備は、簡易操作型のものを設置すること。既設が1号消火栓の場合は、易操作性1号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置を指導する。
 - (6) 配管内には、速やかな放水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。
 - (7) 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、1号消火栓に設けるものにあっては有効水量0.5立方メートル以上、2号消火栓に設けるものにあっては有効水量0.3立方メートル以上とすること。ただし、呼び径25A以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.2立方メートル以上とすることができます。
 - (8) 補助用高架水槽は、省令第12条第1項第7号イ(口)の規定によるほか、原則として高架水槽の材質は、鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。ただし、次の全てに適合する場合には、ガラス繊維強化ポリエチレン製等(FRP製等)のものとすることができます。
 - ア 建築物相互の外壁間の中心線から水平距離5メートル以上の部分に設置
 - イ 可燃物及び火気設備等のない部分に設置
 - ウ 補助用高架水槽の構造は、地震による震動等に耐えるもの
 - (9) 政令第11条第3項第1号口並びに第2号イ(2)及びロ(2)に規定する「有效地に放水することができる」とは、防火対象物の各部分に放水が届くことをいうものであり、消防用ホースの長さに加え、放水距離も含めて放水が届くかどうか考慮する必要があるものであること。
- なお、放水距離については、1号消火栓、易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあっては7メートル、2号消火栓にあっては10メートルとすること。

3 スプリンクラー設備

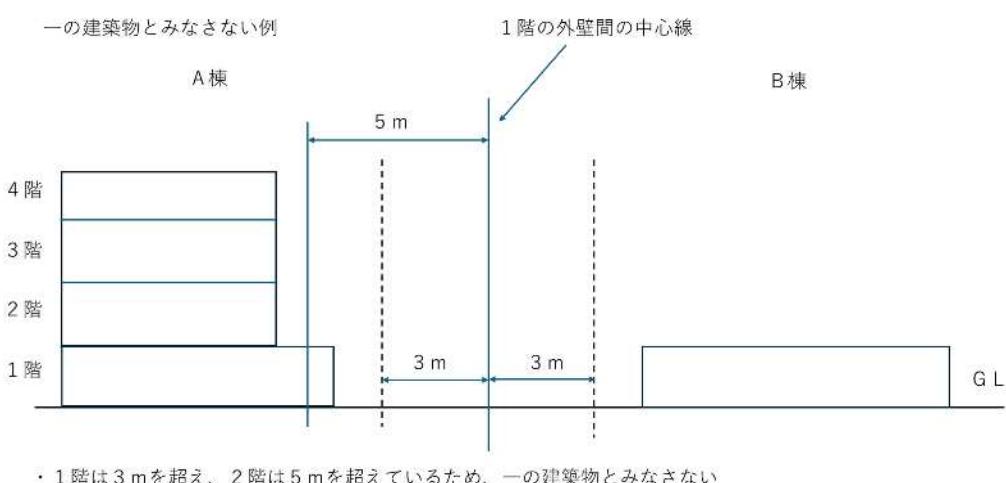
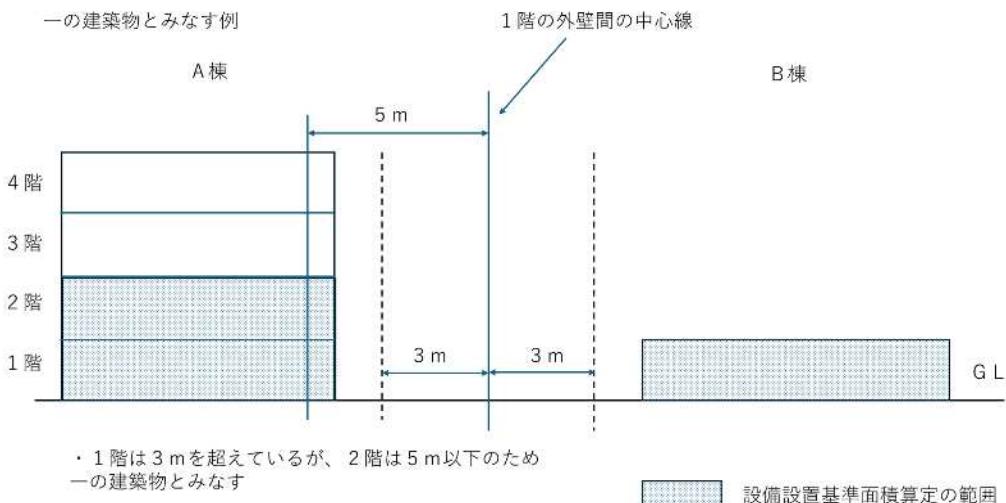
- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置基準については、次により運用する。
 - ア 「小規模社会福祉施設に対するスプリンクラー設備の政令第32条特例の適用範囲について(平成21年6月22日付け21静消消査第12号)」
 - イ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について(平成26年4月23日付け26静水水給第216号)」
 - ウ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置基準の運用について(平成28年3月22日付け27静消消査第2822号)」
- (2) 厨房等の油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、危険防止のためスプリンクラーヘッドを設置しないよう指導する。この場合において、散水障害が生じるときは、政令第32条を適用しフード等用簡易自動消火装置を設置すること。
- (3) 小区画型ヘッドについては、ヘッド相互間の距離が3メートルを超えるように設置し、3メートル以下となる場合にあっては、被水防止措置を講じること。
- (4) 放水型スプリンクラーヘッドを設置する場合における現地操作部については、放水区域を見通すことができ、かつ、容易に接近できる場所に設置すること。

- (5) 政令第12条第2項第7号に規定する「消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置」とは、道路に面し、かつ、おおむね5メートル以内に消防ポンプ自動車が接近できる位置をいうものであること。
- (6) 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量1立方メートル以上とすること。ただし、呼び径25A以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.5立方メートル以上とすることができる。
- (7) 補助用高架水槽については、2(8)を準用する。
- (8) 省令第13条の6第4項第6号に規定する「有効に放水することができる」とは、2(9)と同様であり、放水距離については、10メートルとすること。

4 屋外消火栓設備

- (1) 政令第19条第2項中「一の建築物とみなす」検討については、2階についても当該建築物相互の1階の外壁間の中心線を基準に行うこと。

例



- (2) 屋外消火栓の「水平距離 40 メートル以下」とする建築物の各部分とは、建築物の外壁面（おおむね地盤面から 1 メートルの高さ）の部分を指すものであること。
- (3) 政令第 19 条第 3 項第 2 号に規定する「有効に放水することができる」とは、防火対象物の外壁面に放水が届くことをいうものであり、消防用ホースの長さに加え、放水距離も含めて放水が届くかどうか考慮する必要があるものであること。
なお、放水距離については、10 メートルとすること。
- (4) 政令第 11 条第 4 項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲については、屋外消火栓のホース接続口から水平距離 40 メートル以下となる範囲で、かつ、当該範囲に容易にホースが延長でき、有効に消火できる場合に限ること。
- (5) 屋外消火栓は、建築物の出入口からおおむね 5 メートル以内に設置すること。
- (6) 配管内には、速やかな放水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。
- (7) 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量 0.5 立方メートル以上とすること。
- (8) 補助用高架水槽については、2(8)を準用する。

5 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ設備の設置指導については次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓設備設置対象物
 - ア 屋内消火栓設備の設置を指導する。
 - イ パッケージ型消火設備の代替設置を指導する。
 - ウ 屋外消火栓設備の代替設置を指導する。
 - エ 既存防火対象物、増築、改築等の建築物にあっては、16(3)により指導する。
 - オ 動力消防ポンプ設備の代替設置を指導する。
- (2) 屋外消火栓設備設置対象物
 - ア 屋外消火栓設備の設置を指導する。
 - イ 動力消防ポンプ設備の代替設置を指導する。

6 自動火災報知設備

(1) 自動火災報知設備の設置について

政令第 32 条の適用については、政令第 32 条の趣旨及び目的を考慮し「消防法施行令第 32 条の特例基準等について（昭和 38 年 9 月 30 日付け自消丙予発第 59 号）」により運用すること。

なお、防火対象物の一部に特例適用不能の部分が存する場合であっても、出火危険、延焼拡大危険が少なく、かつ、その部分が消防用設備等の設置基準面積のおおむね 2 分の 1 以下であれば、特殊な場合を除き当該部分についても特例適用することができる。

(2) 感知器の設置について

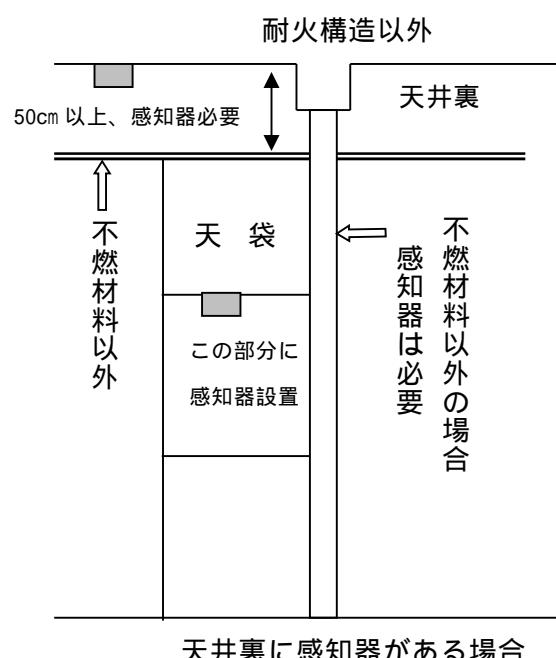
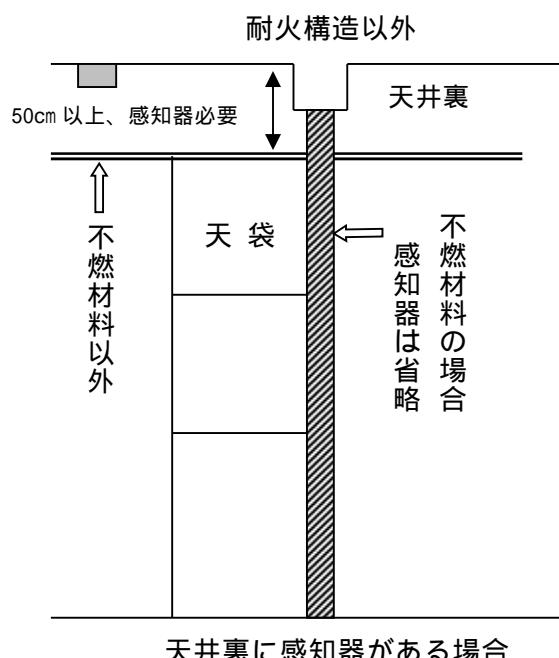
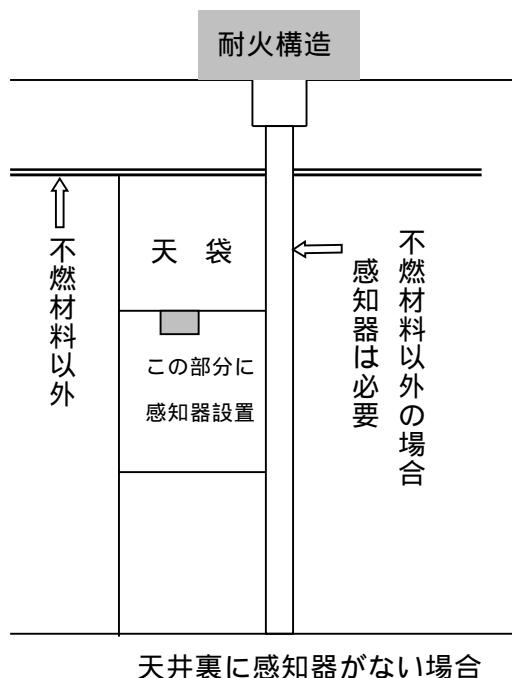
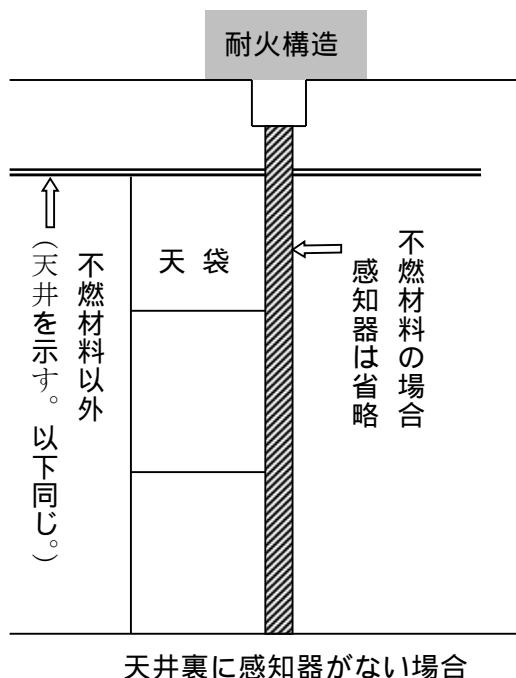
ア 押入に設ける感知器の設置について

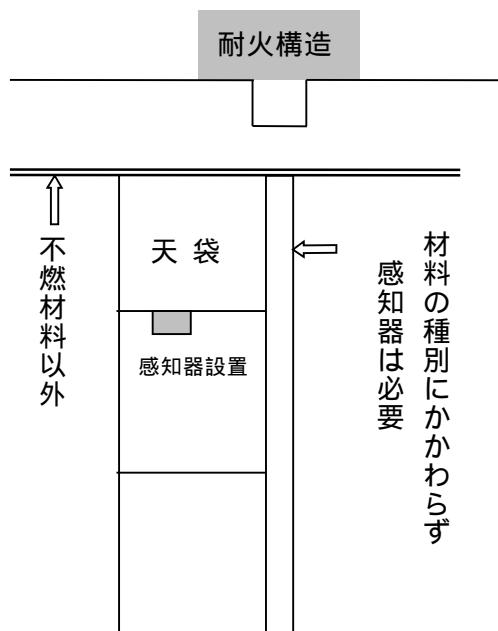
押入の感知区域については、次によること。

(ア) 押入の感知器は、定温式特種スポット型を指導すること。

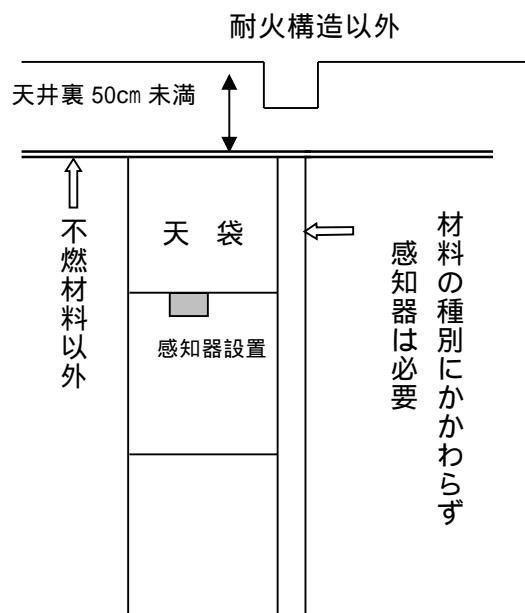
(イ) 感知器は、原則として押入の上段部分に 1 個以上設けること。ただし、当該押入か

ら出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。

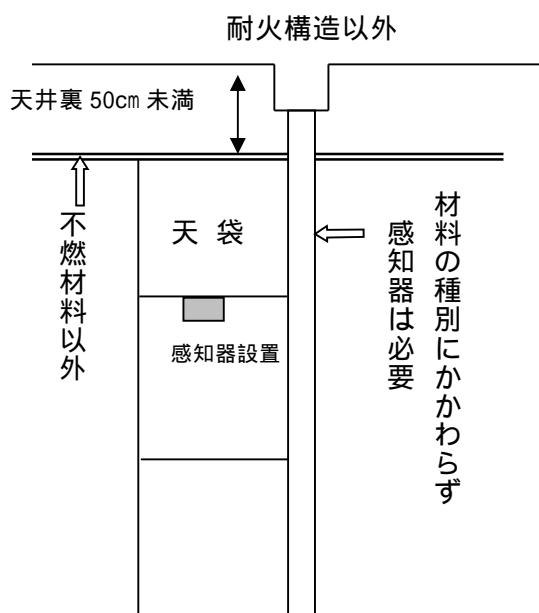




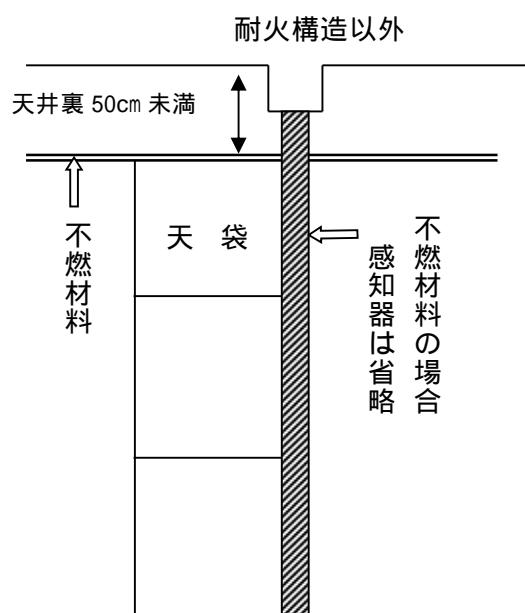
天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合

注：壁の構造は隣室との境界となる側壁も含むものであること。

イ 埋め込み型システム天井（凹部）の感知器の設置について

（ア）深さ 0.6 メートル未満の埋め込み型システム天井（凹部）が連続して設けられている場合における自動火災報知設備の感知器の設置基準の取扱いについて

省令第 23 条第 4 項第 3 号口により、煙感知器を感知区域ごとに火災を有効に感知するよう、平天井の中央部分に設置するよう取り扱うこと。

なお、埋め込み型システム天井（凹部）面に煙感知器を設置することについては、煙流動性に影響を及ぼす壁又ははりに当たらないと解することから、取付け位置については支障ないが、火災を有効に感知するには平天井の中央部分に設置をするのが望ましいため、意匠的な観点から埋め込み型システム天井（凹部）面に煙感知器を設置する場合には、火災を有効に感知するよう煙感知器の増設等を考慮しながら設置するよう取り扱うこと。

（イ）深さ 0.4 メートル未満の埋め込み型システム天井（凹部）が連続して設けられている場合における自動火災報知設備の感知器の設置基準の取扱いについて

省令第 23 条第 4 項第 3 号口により、熱感知器（差動式スポット型等）を感知区域ごとに火災を有効に感知するよう、平天井の中央部分に設置するよう取り扱うこと。

なお、埋め込み型システム天井（凹部）面に熱感知器を設置することについては、火災を有効に感知するには平天井の中央部分に設置をするのが望ましいため、意匠的な観点から埋め込み型システム天井（凹部）面に熱感知器を設置する場合には、火災を有効に感知するよう熱感知器の増設等を考慮しながら設置するよう取り扱うこと。

ウ 感知器の設置を要しないことができる場所

省令第 23 条第 4 項第 1 号イからハまでによるほか、次によること。

なお、同号口の取扱いについては、次の（シ）によること。

（ア）機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所

（イ）温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所

（ウ）便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所

なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。

a 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が 2 キロワット以下の場合

b 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が 2 キロワット以下の場合

c 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合

d ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合

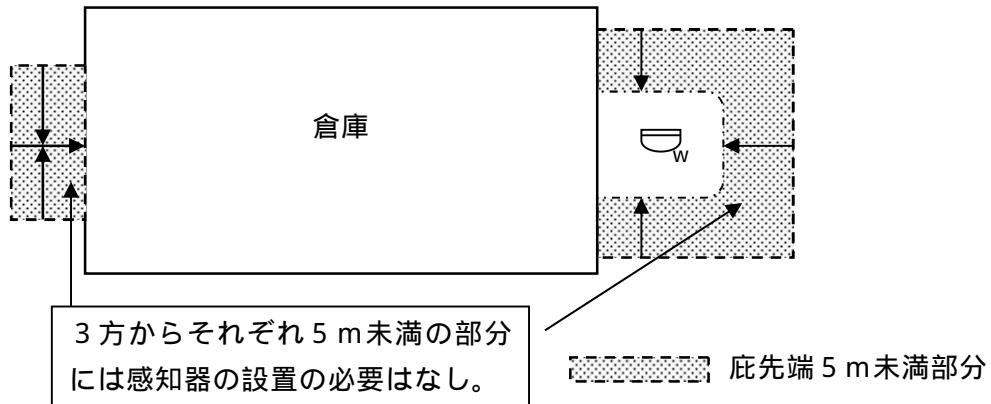
（エ）特定主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し、又は可燃性の装飾材料を使用しない便所、浴室又は洗濯場等の用途に供する場所

（オ）特定主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上の

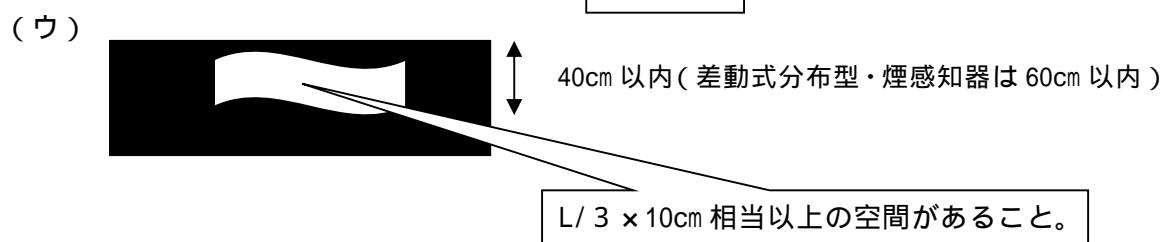
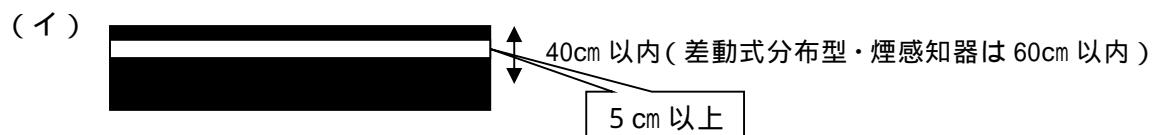
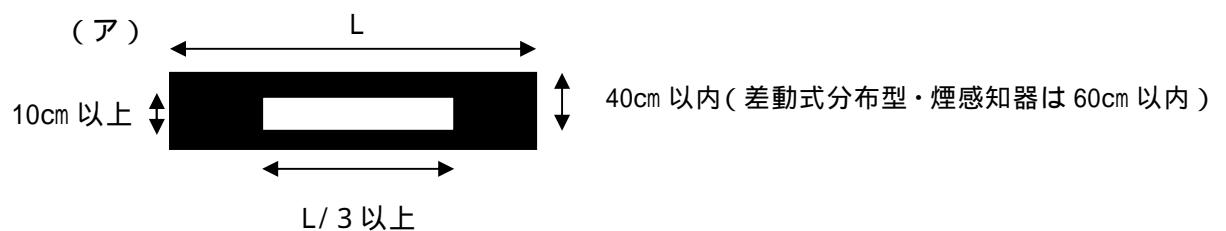
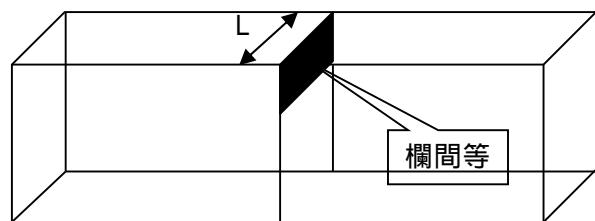
ものが設けられている金庫室の用途に供する場所

- (カ) 恒温室、冷蔵庫等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- (キ) 特定主要構造部を準耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
- (ク) 耐火構造の壁で造られ、各階又は2の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等。ただし、電気シャフト、可燃性物品等の集積により出火危険がある部分を除く。
- (ケ) 開放式の階段又は廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分
- (コ) プールの上部、プールサイドの上部(乾燥室、売店等付属施設を除く。)及びアイススケートリンクの滑走路部分
- (サ) 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの(当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれがある場合を除く。)及びアイススケートリンクの滑走路部分
- a 凈水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分
- b サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分
- c 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分
- (シ) 省令第23条第4項第1号に規定する「外部の気流が流通する場所」
当該場所については、原則として3方が開放し、かつ、開放面が外部に面するそれぞれの部分から5メートル未満の部分をいうものであるが、奥行や取付け面の高さを考慮し、1方又は2方の開放であっても同様に取り扱って差し支えないものであること。ただし、当該開放面に0.4メートル以上のはり又は垂壁がある場合にあっては、当該場所には該当しないものであること。

(例)



工 欄間等は次のいずれかに適合する場合は、同一感知区域とすることができる。



(3) 特殊場所における感知器の種類については、省令により感知器の種類が定められているものを除き、次表のとおり設置指導すること。

設置場所	設置の条件	感知器の種類	
風除室	可燃物の設置		
トイレ (地階、無窓階及び11階以上の階の場合)	2 kW超の暖房便座 (1 の場合、2 kW以下でも要設置)	特定防火対象物及び(15) 項の場合	
		その他の用途の場合	
トイレ内の物入れ	1 m ² 以上から要設置		
トイレ内のシンク	1 m ² 以上から要設置		防水
浴室乾燥機付浴室	出力3 kW以上		防水
造り付けの物入れ	1 m ² 以上から要設置 (2 の場合、1 m ² 未満でも要設置)		
前室	1 m ² 以上から要設置 (3 の場合、1 m ² 未満でも要設置)		
クローゼット	1 m ² 以上から要設置 (2 の場合、1 m ² 未満でも要設置)		
庇(天井がなく、庇に直接設置する場合)	(2)ウ(シ)のとおり		防水
庇(天井があり、天井に設置する場合)	(2)ウ(シ)のとおり		防水
P S	1 m ² 以上から要設置 (3 の場合、1 m ² 未満でも要設置)		防水
E P S	1 m ² 以上から要設置 (3 の場合、1 m ² 未満でも要設置)		
エアーシャワー室			防水
押入れ、リネン庫			
脱衣所、機械室(水気)			防水
機械室(熱発生)台所			
機械室(一般的)			
開放性のある駐車場			防水

感知器凡例

定温式スポット型防水 特種定温式スポット型防水

定温式スポット型 特種定温式スポット型

差動式スポット型 差動式スポット型防水

煙感知器

【 1 トイレへの感知器の設置】

不特定多数の者が利用する場合については、放火対策の観点から、暖房便座が 2 KW 以下の場合であっても感知器の設置を免除しないこと。

【 2 物入れ・クローゼットの出火危険】

照明器具、配電盤等の電気設備を設置する場合

【 3 その他の出火危険】

火気設備又は配電盤等の電気設備を設置する場合

(4)政令第 21 条第 1 項第 3 号又は第 7 号に掲げる防火対象物(平成 15 年 10 月 1 日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物 (以下この項において「既存防火対象物」という。) に限る。) に係る自動火災報知設備は、技術上の基準によるほか政令第 32 条の規定を適用し、次のアからウまでによることができる。

ア 3 階建以下かつ延べ面積 500 平方メートル未満の既存防火対象物は、次の基準により設置することができる。

(ア)受信機について

a 1 の警戒区域を 3 の階(階段等含む。)にわたることができる(P 型 2 級 1 回線受信機とすることができる。)

b 受信機は再鳴動機能付の受信機を設置すること。

(イ)地区ベルについて

a 各階に設置すること。

b 既存の非常ベルが設置され移報端子により連動できる場合は、地区ベルとして使用し、新たに設置しないことができる。

(ウ)発信機について

a 1 階の共有部分以外の部分に設置しないことができる。

b 既存の非常ベルを連動使用する場合は、既存の発信機を全て使用しなければならない。

(エ)感知器について

a 住宅の用に供する部分(共同住宅の住戸部分を含む。)の居室、台所及び天井裏以外の部分は設置しないことができる。

b 階段・傾斜路にあっては、1 種又は 2 種の煙感知器を、垂直距離 15 メートルにつき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。ただし、特定 1 階段等防火対象物に存するものにあっては、1 種又は 2 種の煙感知器を、垂直距離 7.5 メートルにつき 1 個以上を、火災を有効に感知するように設けること。

c 特定主要構造部を耐火構造(準耐火構造も耐火構造と同等と扱う。)とした建築物及び天井裏(天井と上階の床との間の距離が 0.5 メートル未満の場所) へは、感知器を設置しないことができる。

技術上の基準		
	洗面所及びW.C.は、「(3)特殊場所における感知器の種類」による。	
特例基準		

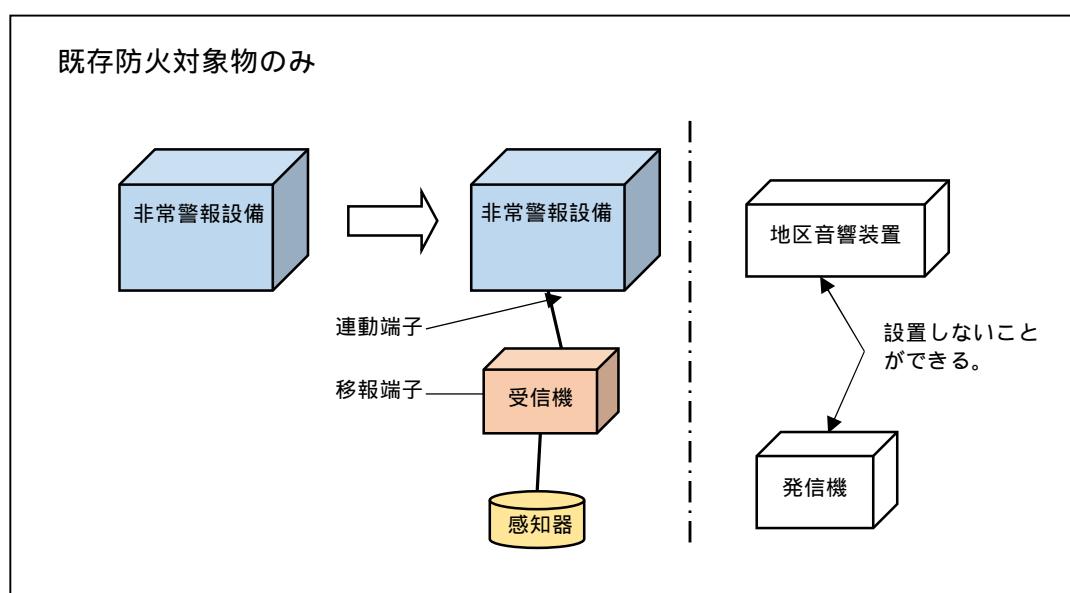
【判例】

感知器
 地区音響装置
 発信機
 警戒区域番号
 P型 2級 1回線受信機
 P型 2級 5回線受信機

(備考)

- 1 住宅部分の感知器設置は、4 m²以上とする。
- 2 室内に火気設備がある場合には、感知器を設置する。
- 3 分電盤が物入れ内に設置されている場合は、感知器を設置する。

イ 既存防火対象物において、技術上の基準により設置されている非常警報設備が自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動し、防火対象物の全区域に有効に報知できるよう措置することができる場合は、自動火災報知設備の発信機及び地区音響装置を設置しないことができる。



ウ 既存防火対象物の感知器について

- (ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の住戸部分を含む。)の居室、台所及び天井裏以外の部分は設置しないことができる。
- (イ) 階段・傾斜路にあっては、1種又は2種の煙感知器を、垂直距離15メートルにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。ただし、特定1階段等防火対象物に存するものにあっては、1種又は2種の煙感知器を、垂直距離7.5メートルにつき1個以上を、火災を有効に感知するように設けること。
- (ウ) 特定主要構造部を耐火構造(準耐火構造も耐火構造と同等と扱う。)とした建築物及び天井と上階の床との間の距離が0.5メートル未満の場所へは、感知器を設置しないことができる。



(備考)

- 1 住宅部分の感知器設置は、4m²以上とする。
- 2 室内に火気設備がある場所には、感知器を設置する。
- 3 分電盤が物入れ内に設置されている場合は、感知器を設置する。

(5) 自動火災報知設備の設置免除について

ア 政令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物であって、次の(ア)及び(イ)に適合する場合は、政令第32条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

- (ア) 延べ面積は、500平方メートル未満であること。
- (イ) 政令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるもの以外のものに限る。)及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下(5)において「特定用途」という。)に供される部分であって、次の全てに適合すること。ただし、第10、6のいずれかに該当する部分については、特定用途に供される部分としては取り扱わぬことができる。
- a 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。ただし、特定主要構造部が耐火構造(平屋は除く。)で、かつ、建基政令第112条第9項で規定する堅穴区画が形成されている防火対象物(平屋以外に限る。)において、避難階以外の階に存する特定用途に供される居室(居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため、継続的に使用する部屋をいう。)以外の部分(機械室、倉庫等)であって、不特定多数の者の出入りがないものは、避難階に存するものとして取り扱うことができる。
 - b 特定用途に供される部分の床面積の合計(aにおいて、避難階に存するものとして取り扱われる部分を含む。)は、150平方メートル未満であること。
 - c 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

- (6) 共同住宅については、片廊下に地区音響装置（ベル）を設置する場合、バルコニー側の隔階にベル（防滴型）を設置すること。
- (7) 発信機については、出入口付近の視認性及び操作性の良い場所に設置すること。
- (8) 受信機を設置する室が施錠され、受信機にアクセスできないことが想定される場合（共同住宅の管理人室等）については、当該室の出入口を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して解錠する等の措置を講ずること。

7 消防機関へ通報する火災報知設備

- (1) 政令第23条（消防機関へ通報する火災報知設備）の取扱いについて

平成8年2月16日付け消防予第22号通知の取扱いについて、平成8年4月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の政令別表第1(5)項イ並びに(6)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物は、当該通知によることができる。ただし、現行の(6)項イ(1)及び(2)を除く。

- (2) 政令第23条第1項ただし書に規定する「消防機関」とは常備消防機関のみが該当するものであり、「著しく離れた場所」とは歩行距離でおおむね10キロメートル離れた場所を指すものであること。
- (3) 蓄積音声情報の電話番号については、当該防火対象物の代表電話番号（火災通報装置専用回線以外のもの）を選定すること。
- (4) 自動火災報知設備の受信機の火災代表信号が同一敷地内の守衛所、事務所等の受信機に移報され、当該守衛所、事務所等に消防機関へ常時通報することができる電話が設置されており、迅速な通報が可能であると認められる場合については、政令第32条を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができるものであること。ただし、政令第23条第3項を適用できない防火対象物を除く。
- (5) 次の全てに該当する防火対象物については、火災の際、従業者により有効に通報することが困難であることから、政令第32条を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができるものであること。
 - ア 常時人がいる防火対象物以外の防火対象物であること。
 - イ 守衛室、管理人室その他の従業者が立ち寄る部分が存しないこと。
 - ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が設置されていないこと。

8 非常警報器具又は非常警報設備

- (1) 携帯用拡声器については、サイレン機能付きのものを設置すること。
- (2) 政令第24条第2項第2号に規定する「地階及び無窓階」は、地階及び無窓階の収容人員を合計するものであり、当該収容人員が20人以上の場合は、防火対象物全体に非常警報設備の設置が必要となるものであること。
- (3) 非常ベル及び自動式サイレンについては、出入口付近の視認性及び操作性の良い場所に設置すること。
- (4) 放送設備のスピーカーについては、1平方メートル未満のパイプシャフト等にあっては、政令第32条を適用し、設置を省略して差し支えないものであること。
また、扉がない等(点検口を含む。)人の出入りができないパイプシャフト等にあっても、

政令第32条を適用し、設置を省略して差し支えないものであること。

9 避難器具

- (1)「消防用設備等に係る執務資料の運用について(平成16年1月19日付け消予第222号)」による。
- (2)「執務資料について(避難器具)(平成16年9月10日付け16静消査第659号)」による。
- (3)「既存の特定1階段等防火対象物における避難器具の取扱いについて(平成18年7月10日付け18静消消査第500号)」による。
- (4)避難器具の選定については、政令第25条第2項第1号の選定基準のうち、防火対象物の用途、利用者等から最適な避難器具の設置を指導すること。

なお、政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物にあっては、滑り台、垂直式救助袋の設置を指導すること。
- (5)バルコニー等に設ける避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごのハッチの吊元については、身体の安全確保を優先し、原則として屋外側とすること。
- (6)つり下げ式の避難はしごについては、「突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること」と規定されていることから、壁面に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラス(厚さ6.8ミリメートル)等を設置すること。
- (7)緩降機については、「使用の際、壁面からロープの中心までの距離が0.15メートル以上0.3メートル以下となるように設ける」とと規定されていることから、原則として壁面が地上まで存する部分に設置すること。ただし、やむを得ず当該部分に設置できない場合にあっては、「緩降機の設置に係る留意事項について(平成25年10月25日付け消防予第414号)」通知中1(1)によること。
- (8)「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成14年消防庁告示第7号)」に規定する「直接外気に開放された排煙上有効な開口部」については、「直接外気に開放された」ものであり、窓等の建具の設置は認められないものであること。
- (9)特定1階段等防火対象物における避難器具について、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられている階(当該階において階段及び傾斜路の相互間が行き来可能な場合に限る。)にあっては、政令第32条を適用し、省令第27条第1項第1号、第3号イ及びハの規定によらなくても差し支えないものであること。
- (10)避難器具用ハッチと上階の避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの降下空間との間隔については、転落防止を考慮し、60センチメートル以上とすること。同様に避難器具用ハッチと隔て板との間隔についても、60センチメートル以上とすること。

また、バルコニーに設置する場合におけるバルコニーの隔て板の寸法については、高さ80センチメートル以上、幅60センチメートル以上とすること。
- (11)省令第27条第1項第1号イ、第4号ホ(口)及び第5号ニ(口)に規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものという。

10 誘導灯及び誘導標識

(1) 誘導灯については、平成 11 年 3 月 17 日付け法改正後新法令により運用を図っているところであるが、今後も次に掲げる事項並びに別添 1 「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて(平成 11 年 9 月 21 日付け消防予第 245 号)」及び別添 2 「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインの一部改正について(平成 18 年 4 月 28 日付け消防予第 158 号)」のとおり運用する。

ア 誘導灯及び誘導標識について、設置計画の事前相談等がなされた場合にあっては、次の事項に留意すること。

(ア) ガイドラインは、新基準の運用についてまとめたものであり、関係者等に対する指導に当たって活用されたいこと。

(イ) ガイドラインにおいては、設計時の参考とするため、一般的なケースにおいて妥当であると考えられる設置方法を示しているが、個別の計画に応じて避難上有効なものとなるよう具体的に判断する必要があること。

イ 設置計画に係る新基準への適合性の確認を行うため、法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届の添付図面には、次に掲げる事項が明示されている必要があること。

(ア) 誘導灯及び誘導標識の構造、性能に係る事項

- a 誘導灯及び誘導標識の外観図
- b 誘導灯の区分
- c 誘導灯及び誘導標識の表示面の寸法
- d 誘導灯の表面の明るさ（表示面平均輝度 × 面積）
- e 誘導灯内蔵の蓄電池の容量（20 分間又は 60 分間）
- f 点滅機能又は音声誘導機能の有無
- g 製造者名及び型式番号

(イ) 誘導灯及び誘導標識の設置方法に係る事項

- a 誘導灯及び誘導標識の設置位置
- b 当該誘導灯の有効範囲に包含される防火対象物の部分
- c 誘導灯の常用電源及び非常電源に係る配線図等
- d 誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う場合にあっては、その旨及び当該動作フロー

ウ 誘導灯及び誘導標識の設置に際しては、施工段階での状況の変化等により、設計段階における所期の視認性が得られないケースの生じることが懸念されることから、設置時の試験においては、避難上有効なものであることを十分確認する必要があること。また、設置後においても、建築構造、内装照明、広告・掲示物等の状況の変化等により、設置時において確保されていた視認性が低下するケースの生じることが懸念されることから、法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検のほか、日常的に状況の確認を行うことが重要であること。

エ 誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う場合には、これらに係る技術基準に適合しているほか、当該防火対象物における消防計画において、これらの機能の起動・停止や消灯・点灯に係る防火管理体制及び責任を明らかにするとともに、誘導灯の消灯を

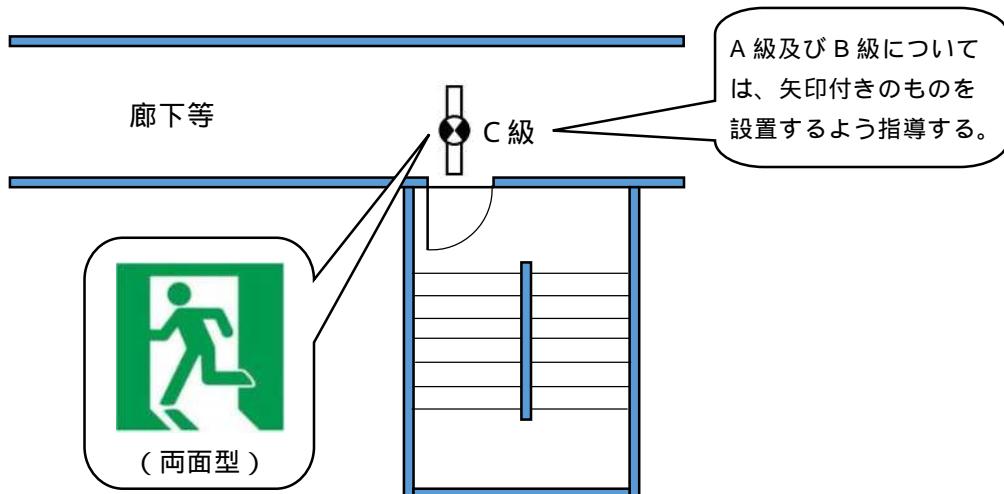
行う場合にあっては、火災時のほか、停電時や地震等の災害時の対応について明らかにしておく必要があること。

才 誘導灯の構造、性能等に係る基準への適合性の確認については、一般社団法人日本照明工業会に設けられている誘導灯認定委員会において、自主的に行われていること。

(2) 通路誘導灯を廊下又は通路に設置する場合にあっては、視認性を確保するため、壁付又は壁際に設置するよう指導すること。

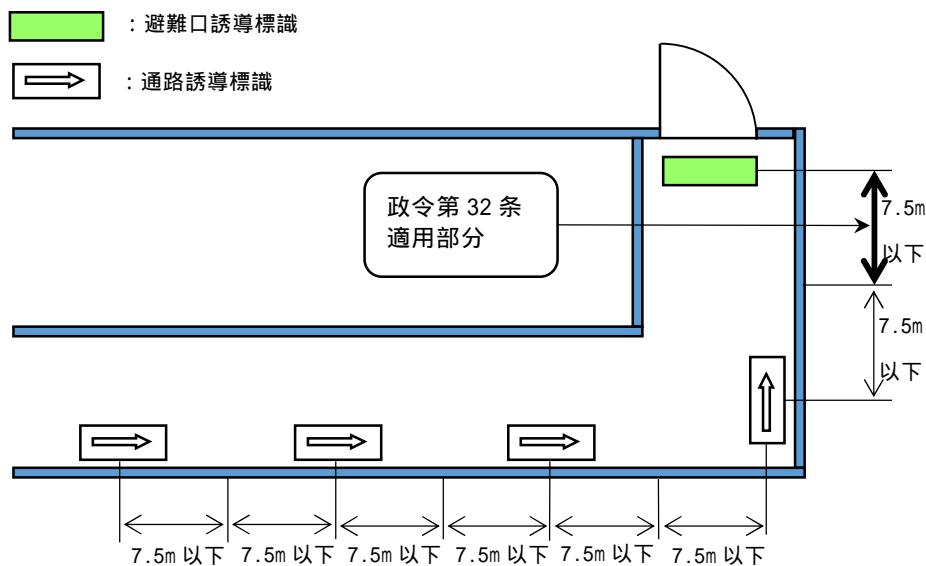
(3) 次の図のような廊下等に避難口誘導灯を設置する場合については、視認性を確保するため、両面型の避難口誘導灯とし、かつ、表示面を廊下等に正対して設置するよう指導すること。

なお、A級及びB級の避難口誘導灯については、矢印付避難口誘導灯を設置するよう指導すること。



(4) 延べ面積 50 平方メートル未満の小規模な防火対象物については、避難上支障がないと認められる場合は、政令第 32 条を適用し、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができるものであること。

(5) 避難口誘導標識については、法令上有効範囲が規定されていないが、避難上支障がないと認められる部分については、政令第32条を適用し、避難口誘導標識と通路誘導標識の間を歩行距離15メートル以下で設置して差し支えないものであること。



(6) 省令第28条の2第1項第3号イに規定する避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)とは、当該居室に存する者が避難する際に利用する屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口。以下当該基準において「避難口」という。)であって、他の居室に存する者が避難する際に利用しないものであること。(次の例)

ただし、次の全てに適合する場合については、居室Bに避難口を有していないても、政令第32条を適用し、居室Aの避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設置することができるものであること。(次の例)

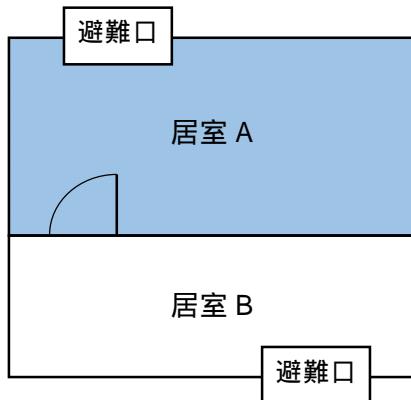
ア 居室Bに存する者が、居室Bを利用する時間が一時的であり、かつ、通常時は居室Aを利用している場合

イ 居室Bを利用する者が少人数の従業者等であり、居室Aを利用する者の避難の障害にならないと考えられる場合

ウ 居室Bの各部分から居室Aの避難口までの歩行距離が30メートル以下である場合

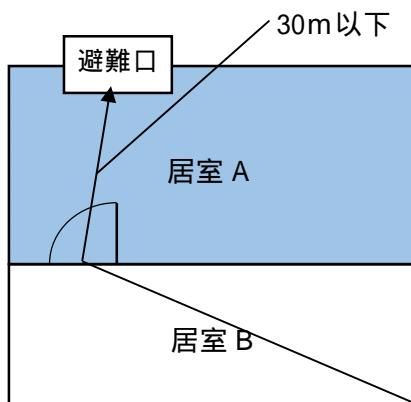
例 【主として当該居室に存する者が利用する避難口に該当する例】

居室 A 及び B にそれぞれ避難口が設けられているため、それぞれの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当する。



例 【例 に該当しないが、政令第 32 条を適用することができる例】

居室 A の避難口は、居室 B に存する者の避難にも利用されるため、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当しないが、居室 A の避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設置することができる。



これらの例としては、一階層のコンビニエンスストア（居室 A は売場部分、居室 B はバッカヤード部分の事務所）における売場部分の出入口等が考えられること。

11 消防用水

(1) 採水口の取扱いについて

法の規定により消防用水として取り扱う場合以外の採水口の設置については、「プール採水口設置に係る事務取扱いについて（平成 19 年 1 月 17 日付け 18 静消消警第 2106 号）」による。

なお、採水口については、口径 75 ミリメートルのネジ式とすること。

(2) 政令第 27 条第 2 項中「一の建築物とみなす」については、4 (1) と同様であること。

なお、この場合において、製造所等の危険物許可施設は最小設置義務面積に含むもので

あること。ただし、消防用水の設置が必要となった場合であっても当該製造所等の部分は警戒する必要はないものであること。

12 排煙設備

- (1) 省令第 30 条第 5 号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」については、不燃区画された室又は建築物等から 3 メートル以上離れた場所を指すものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し、排煙口を設けないことができるものであること。
- ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次の全てに適合している場合(消火活動拠点又はこれらに通ずる廊下部分を除く。)
- (ア) 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
- (イ) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)の仕上げを準不燃材料としたものであること。
- (ウ) 区画された部分の床面積が 50 平方メートル以下のものであること。ただし、廊下にあっては 15 平方メートル以下のものに限ること。
- イ 浴室、便所その他これらに類する場所
- ウ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるもの
- エ 階段の部分
- オ エレベーターの昇降路、リネンシート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分
- (3) 省令第 30 条第 1 号イただし書については、「通常の火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1437 号)」に規定する排煙設備を設置した場合に適用できるものであること。
- また、省令第 30 条第 6 号ハに規定する「消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能の給気機」については、当該告示に規定する送風機の性能を準用すること。ただし、煙を有效地に排除することができると認められる場合にあっては、政令第 32 条を適用し給気機を設けないことができるものであること。

13 連結散水設備

- (1) 政令第 28 条の 2 第 3 項に規定する「送水口を附置したスプリンクラー設備」については、自動消火ができない補助散水栓は該当しないものであること。
- (2) 連結散水設備の方式
- ア 出火場所の送水口を選択して送水する方式
- イ 送水区域ごとに選択弁を設け出火場所の送水区域の選択弁を開いて送水する方式
- ウ ヘッドに閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用する方式
- エ 屋内消火栓設備を設置する防火対象物は、連結散水設備の配管を屋内消火栓設備の配管に接続して、屋内消火栓設備の加圧送水装置を閉鎖型ヘッドの開放により、連結散水

設備の配管内の流動（圧力低下）を流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が検知することで自動起動し散水する方式

（3）送水口について

ア 政令第28条の2第2項第2号に規定する「消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。」とは、道路に面し、かつ、おおむね5メートル以内に消防ポンプ自動車が接近できる位置に設けるものであること。

イ 送水口には、見易い箇所に送水区域、選択弁及び送水口を明確に識別した系統図及び平面図を設置すること。（平面図）

ウ 送水口には、設計送水圧力の標識等を設けること。

（4）省令第30条の2第5号に規定する「その他これらに類する部分」には、階段部分は含まれないものであること。

14 連結送水管

（1）送水口について

ア 政令第29条第2項第3号に規定する「消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に設けること。」とは、道路に面し、かつ、おおむね5メートル以内に消防ポンプ自動車が接近できる位置に設けるものであること。

イ 省令第31条第1号に規定する「ホース接続口」については、双口形の送水口をいうものであること。

ウ 送水口には、見易い箇所に連結送水管概要図及び設計送水圧力の標識等を設けること。

（2）配管について

ア 地階を除く階数が11以上、かつ、高さ70メートルを超える建築物以外の建築物についても、配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。

イ 配管には、送水口の直近に止水弁、逆止弁及び排水弁を設けること。

ウ 送水口と逆止弁の間に、排水弁を設けること。

エ 止水弁、逆止弁及び排水弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示をした標識を直近の見やすい位置に設けること。

オ 止水弁及び排水弁には、その開閉方向を、逆止弁には、その流れの方向を見易い位置に表示すること。（排水弁）

カ 同一棟に複数の立管がある場合は、それぞれの立管にはそれぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること。（後段）

キ 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量0.5立方メートル以上とすること。ただし、呼び径25A以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.2立方メートル以上とすることができます。

ク 補助用高架水槽については、2（8）を準用する。

（3）放水口について

ア 放水口の設置位置は、原則として階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーに設置するものとする。ただし、消防隊が有効に消火活動を行うことができる場合は、階段室、

非常用エレベーターの乗降ロビーからおおむね 5 メートル以内の場所（原則として直接外気に開放された廊下、バルコニー等とし、居室、倉庫等の室内を除く。）に設置することができる。

イ 12 階建て以上の防火対象物は、11 階以上の各階に放水用器具（長さ 20 メートルのホース（呼称 65 ）2 本以上及び噴霧切替式の筒先 1 本以上）を格納した箱を設けること。

（4）設計圧力について

連結送水管は、設計送水圧力（1.6 メガパスカル以下）により送水口に送水された送水圧力が最低となる最上階（屋上等）等において 1 の放水口から 0.6 メガパスカル以上となるように設計すること。

（5）送水口の送水圧力の表示については、最も圧力が低下する放水口までの送水圧力を表示するものとする（表示例～○.○Mpa）。

15 総合操作盤

（1）総合操作盤について

「消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく屋内消火栓設備等に総合操作盤を設けなければならない防火対象物の消防長の指定について（平成 16 年静岡市消防本部告示第 2 号）」による。

（2）CRT 表示等に表示する防火対象物の図面は、当該表示面と防火対象物の向きが一致するような機器の配置とすること。

（3）非常電源の容量は、2 時間以上とすること。

（4）自動火災報知設備の着工届に資料を添付すること。

16 政令第 29 条の 4 による消防用設備等

（1）パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備は、それぞれ消防庁長官が定める設置及び維持の技術上の基準を満たす場合には、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に代えて設置することができるものであること。ただし、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、当該基準によらなくとも、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、政令第 32 条を適用することができる。

（2）パッケージ型消火設備の設置及び維持の技術上の基準による「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、外気に直接開放された開口部を有する場所のほか、次のア及びイに適合する場合又はウに適合する場合とする。

ア 火災の際煙が有效地に排除でき安全に初期消火が行える場所で、次の（ア）又は（イ）に該当する場合をいう。

（ア）隨時容易に開放できる開口部で次に掲げる基準に適合するもの

a 居室のうち、窓その他の開口部で開放できる部分（天井又は天井から下方 0.8 メートル以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が床面積の 50 分の 1 以上（有効開口面積は、開けた場合の内法寸法による実開口面積とする。）であること。ただし、居室の出入口の戸又は扉が、常時閉鎖式の不燃製の戸又は扉であり、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号に規定

する難燃材料をいう。)で施工されている場合は、この限りでない。

- b 排煙上有効な開口部は、隣地境界線(公園、川等に面する場合は除く。)又は建築物等から有効な空間として0.25メートル以上離れていること。

(イ) 建基政令第126条の3の基準により排煙設備が設置されていること。

なお、建基政令第126条の2ただし書が適用される部分については、建基政令第126条の3の基準による排煙設備が設置されているものと同等の効果が得られる部分とみなす。

イ 避難時に主要な避難口から避難できる場所で、次の全てに該当する場合をいう。

(ア) 誘導灯又は誘導標識が政令第26条で定める技術上の基準に従い設置されている場合又は同条第1項ただし書が適用できる場合

(イ) パッケージ型消火設備が、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口からおおむね5メートル以内に設置されている場合

ウ 省令第13条第3項に掲げる部分に設置するものであり、次の全てに該当する場合をいう。

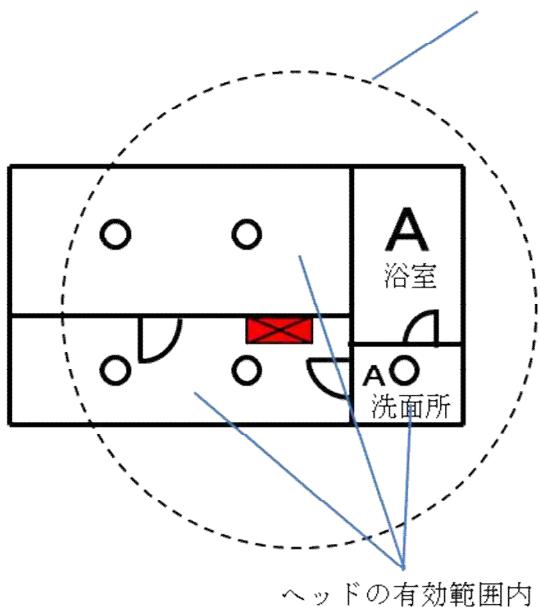
(ア) パッケージ型消火設備がパッケージ型自動消火設備のヘッドの有効範囲内(以下「ヘッドの有効範囲内」という。)に設置されていること。

(イ) 省令第13条第3項に掲げる部分が可燃物の少ない部分であり、かつ、ヘッドの有効範囲内の場所から見通しの効く部分であること。

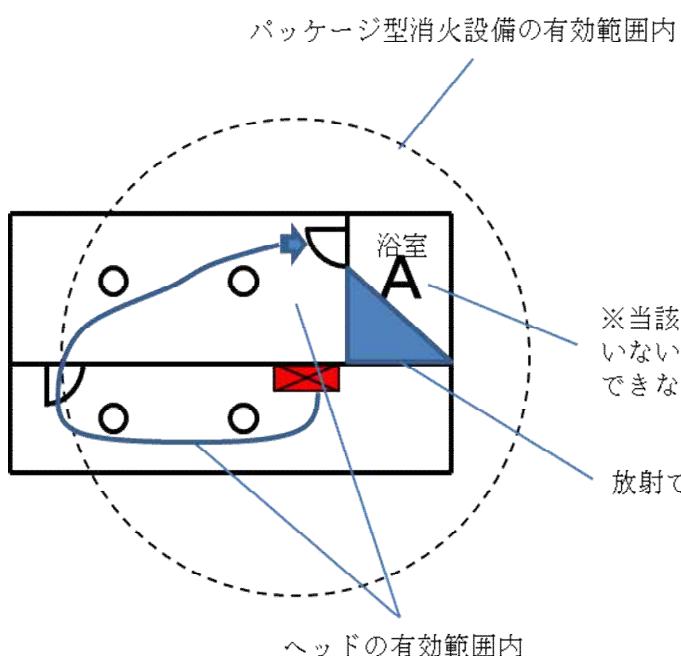
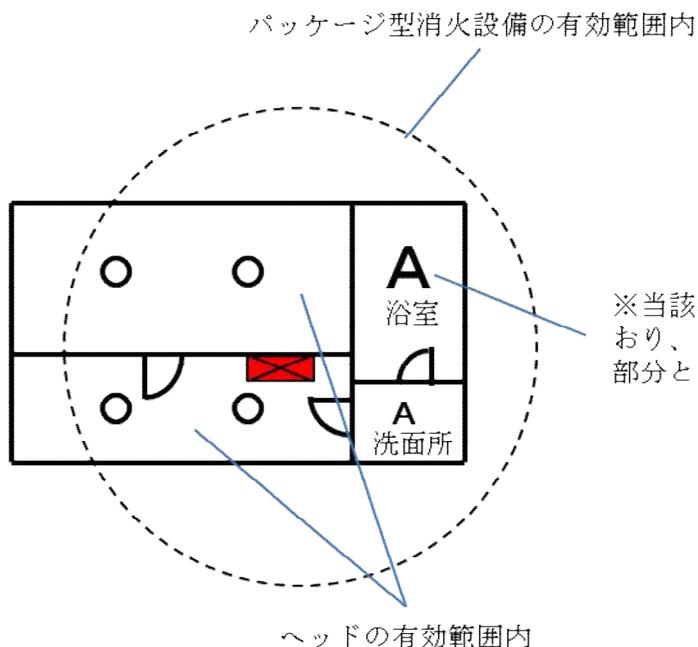
(ウ) 省令第13条第3項に掲げる部分で火災が発生した場合、ヘッドの有効範囲内の場所からパッケージ型消火設備により有効に消火できること。

【該当例】

パッケージ型消火設備の有効範囲内



【非該当例】



A 省令第13条第3項に掲げる部分

☒ パッケージ型消火設備

○ パッケージ型自動消火設備のヘッド

(3) 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置義務が生じた防火対象物において、次の場合については従前の運用を踏まえ、建築物の規模・用途及び使用形態並びに保管物品等の状況により総合的に判断して、政令第32条を適用し、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を設置することができる。

ア 既存新設等の場合

(ア) 既設の屋内消火栓設備が増築により消火栓ボックスの増設が必要となったが、水源の増量ができず有効範囲を補う場合で易燃性の可燃物を収納しない部分

(イ) 部分的に設置する義務が生ずるもの（地階、無窓階又は4階以上の階の部分）

(ウ) 補助散水栓の代替

イ 違反対象物の場合

(ア) 未設置による違反のうち、敷地、建物の狭あいなどにより水槽及びポンプ室の設置が明らかに不可能な場合

(イ) 無窓階の階に対し消火設備が必要となる場合で、当該階のみ未設置となる違反対象物

(ウ) 消防法令等の改正により設置基準が強化されたことにより、違反対象物となった場合

(エ)(2)イに適合する場合（パッケージ型消火設備に限る。）

17 消防用設備等に係る非常電源

(1) 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

ア 不燃専用室・機械室等

(ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(イ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋め戻してあること。

(ウ) 水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。

(エ) 非常電源の周囲には火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

(オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。

(カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

(キ) 非常電源専用受電設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

(ア) 告示（昭和50年消防庁告示第7号）基準に適合するキューピクル式非常電源専用受電設備（以下「キューピクル式」という。）とすること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（前段にあっては、省令上義務のない場合は、後段）

(イ) キューピクル式以外にあっては、消防庁長官が定める基準によるほか、関係法令・基準・通達等にも適合するものであること。

ウ 保有距離

非常電源専用受電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

(単位:メートル)

機 器 名	保有距離を確保しなければならない部分		操作面(前面)	点検面	換気面	その他の面
	キューピクル式のもの	閉鎖型のもの				
キューピクル式以外のもの	オープン式のもの	1.0	0.6	0.2	0	
				0.6	/	0.2

備考：欄中の / は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(2) 非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備)

ア 構造・性能

消防庁長官が定める基準(「配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)」)に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。(前段にあっては、省令上義務のない場合は、後段)

イ 保有距離

配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

(単位:メートル)

	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面
第一種配電盤又は分電盤	1.0(操作を行う面が相互に面する場合	0.6(点検に支障となる部分についてはこの限りでない。)	1.0
第二種配電盤又は分電盤			2.0
一般的配電盤又は分電盤	1.2)		

(3) 非常電源(自家発電設備)

ア 不燃専用室・機械室等

(ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(イ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

(ウ) 水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。

(エ) 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

(オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。

(カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

(キ) 自家発電設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

「自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）」に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（後段）

ウ 保有距離

自家発電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

（単位：メートル）

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/					
キュービクル式のもの	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0 / (1)
キュービクル式のもの	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/					3.0
キュービクル式のもの	燃料タンク原動機	/	/	/	/	/	(2) 0.6	/	/	/	/	/

注：(1) 3メートル未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火設備とした場合は、3メートル未満にできる。
 (2) 予熱する方式の原動機にあっては2.0メートルとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間に不燃材料で作った防火上有効な遮蔽物を設けた場合は、この限りでない。

備考：欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4) 非常電源（蓄電池設備）

ア 不燃専用室・機械室等

(ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(イ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の隙間は、不燃材料で防火上有効に埋め戻してあること。

(ウ) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

(エ) 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

(オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれがないこと。

(カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

(キ) 蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

「蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）」に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（後段）

ウ 保有距離

蓄電池設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

（単位：メートル）

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	列の相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	0.6	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
備考：欄中の / は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6メートルを超える場合にあっては、1.0メートル以上離れていること。														
欄中の / は、保有距離の規定が適用されないものを示す。														

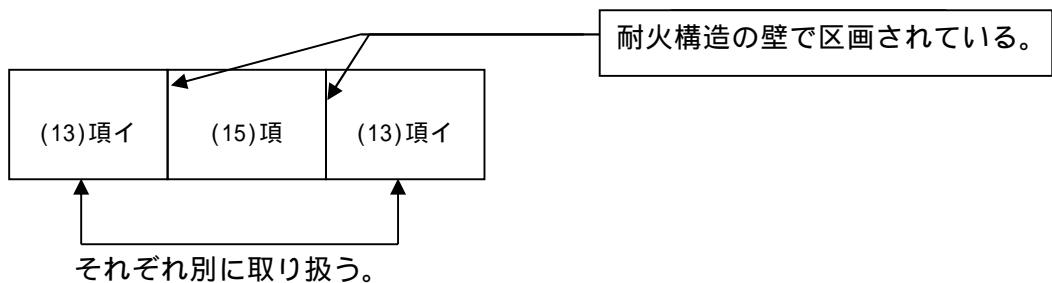
（5）キュービクルについて

ア 「キュービクル式構造の変電設備等の構造基準について（平成15年4月1日付け消消第17号消防長）」による。（301ページ参照）

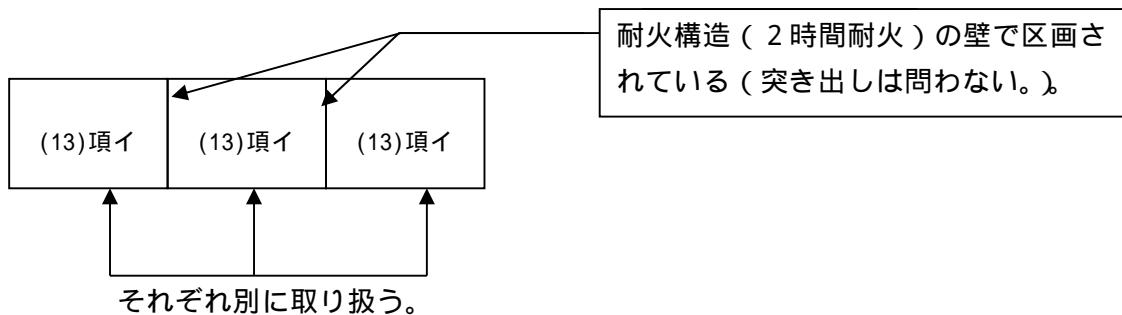
イ 「キュービクル式変電設備等の規格について（平成16年3月1日付け消予第269号）」による。

18 区画された駐車場の取扱いについて

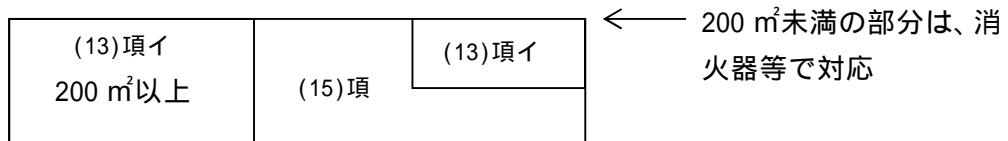
(1) 駐車場と駐車場の間に他用途が存する場合は、それぞれ別に取り扱う。



(2) 耐火構造(2時間耐火)の壁により延焼防止措置がなされている場合は、それぞれ別に取り扱う。



(3) 地階又は2階以上の駐車場で、(1)又は(2)により別々として取り扱われた、面積(車路含む)200平方メートル未満の小規模な駐車場は、消火器等で対応する。



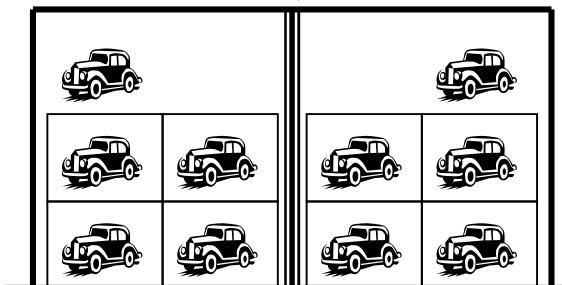
19 政令第13条に規定する「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの」(以下「機械式駐車装置」という。)について

複数の機械式駐車装置がある場合で、その合計で10台以上収容するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない(タワーパーキングを除く。)

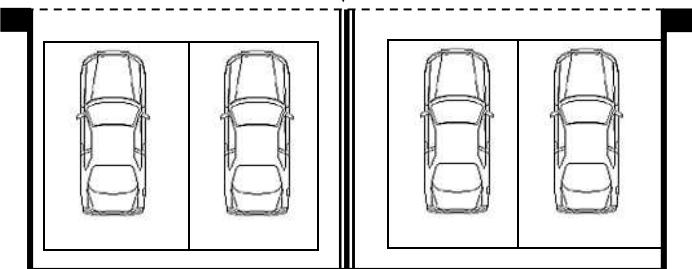
(1) 屋内の機械式駐車装置

機械式駐車装置から直接屋外へ出られるもので、当該装置相互間を耐火構造(2時間耐火)の壁で有効に区画し延焼防止措置がなされている場合、又は18により別として判断される場合は、それぞれ別に取り扱う。

耐火構造等の壁（2時間耐火）は、耐火壁と同じ長さとする（天井まで）



断面図



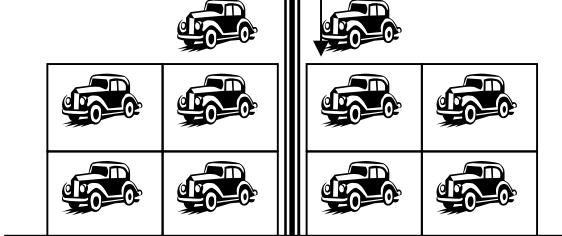
水平投影図

(2) 屋外の機械式駐車装置

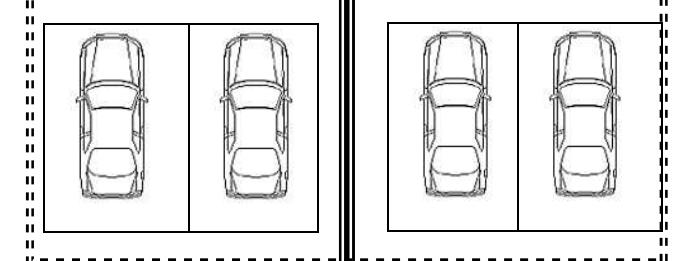
機械式駐車装置相互間（有効離隔距離1メートルを超える。）が離れている場合、又は当該装置相互間を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合は、それぞれ別に取り扱う。

【屋外の地上に設けられた機械式駐車装置】

耐火構造（1時間耐火）の壁は、機械式駐車装置と同じ長さ、かつ、最上部の駐車パレットの床面から車両高以上とする。

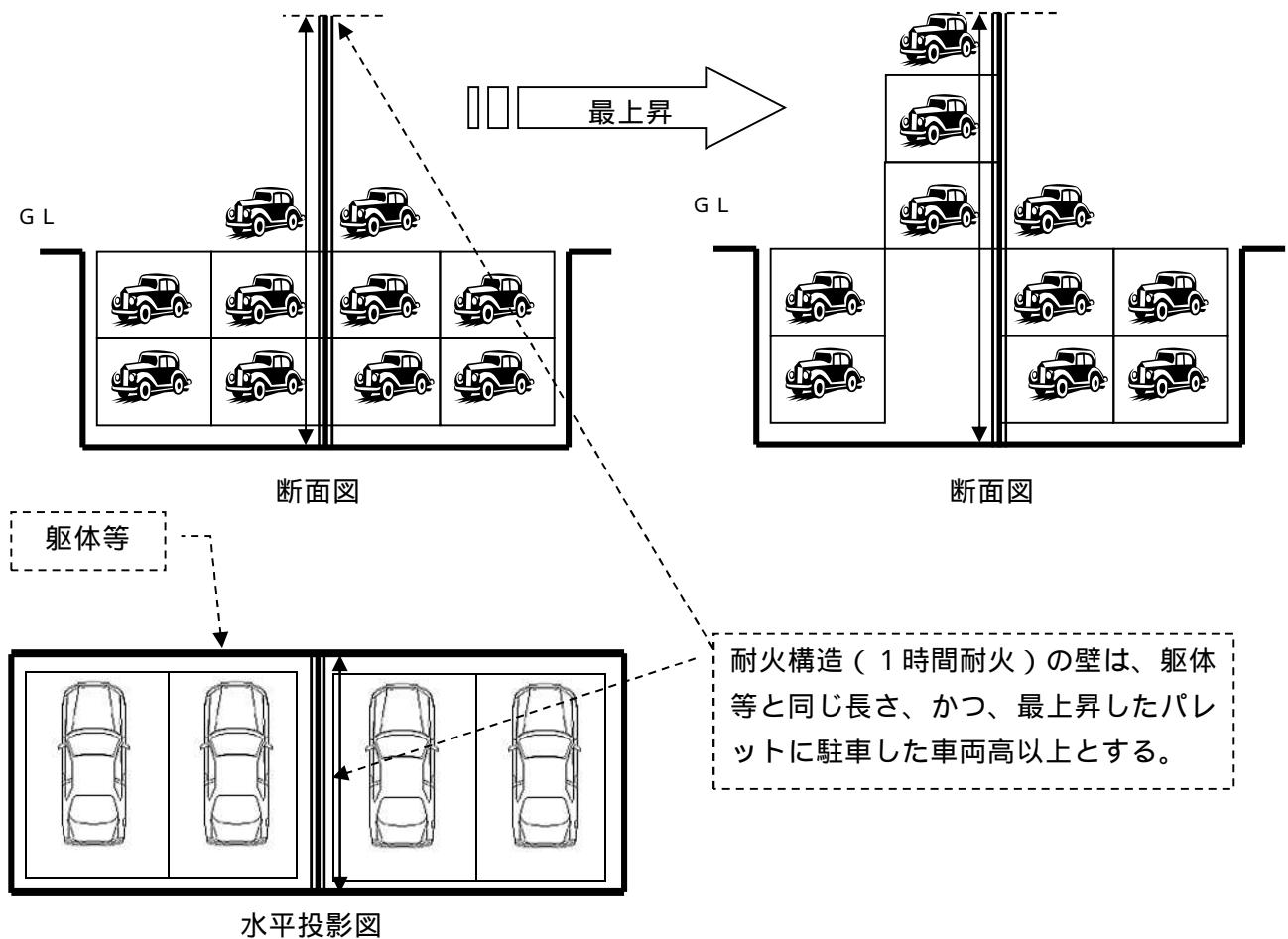


機械式駐車装置のフレーム等



水平投影図

【屋外の地下に設けられた機械式駐車装置】



20 移動式消火設備とすることができる駐車場等の基準について

- (1)「多段式の自走式自動車車庫の消防用設備等の設置について(平成18年3月17日付け消防予第110号。[改正経過]平成21年3月31日付け消防予第129号。)」に適合する自走式自動車車庫
- (2)「多段式の自走式自動車車庫の消防用設備等の設置について(平成18年3月17日付け消防予第110号。)」に適合する四層五段以上の自走式自動車車庫(以下「110号通知」という。)
- (3)一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、それぞれ次の通知に適合し、かつ、110号通知中の1(2)から(4)までに適合する場合は、省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び省令第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱う。
 - ア 一層二段の自走式自動車車庫

「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について(平成3年5月7日付け消防予第84号。[改正経過]平成8年10月15日付け消防予第217号。)」

イ 二層三段の自走式自動車車庫

「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について(平成6年6月16日付け消防予第154号。[改正経過]平成8年10月15日付け消防予第217号。)」

ウ 三層四段の自走式自動車車庫

「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について(平成12年1月7日付け消防予第3号。)」

(4)(1)から(3)まで以外の政令第13条第1項の規定による屋内の駐車場(地階を除く。)等で、次に掲げる場所については、省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び省令第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱う。

ア 壁面について、次の(ア)及び(イ)に該当する場所

(ア)長辺の一辺の全面について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている場所

(イ)開放面積は当該部分の床面積の15パーセント以上となる場所

イ (ア)がクリアされた場合において、ア(イ)の15パーセント未満であっても、他の2辺に手動で開放できる開口部(一の操作で、一辺の全面が開放できること。)を合算することにより、開放面積が床面積の20パーセント以上、又は煙感知器連動の排煙設備(天井から0.3メートル以内にある排煙口(90度以上開放可能なもの))に限る。)の開口部を合算することにより、開放面積が床面積の15パーセント以上となる場所

ウ ア及びイ以外の場合であっても、その他特殊な装置(非常電源付の排煙装置等又は他の装置)を設置することにより総合的に判断し、煙が充満するおそれがない(毎時5回以上の排煙能力のある場合に限る。)と認められる場所は、政令第32条を適用し、移動式とすることができる。

エ アからウまでのいずれかに該当する場所に設けられた機械式駐車装置で、奥行き1台(同時全車出庫可能)かつ、床面下1段以内のもの

オ アからウまでのいずれかに該当する場所に設けられた機械式駐車装置で、奥行き1台(同時全車出庫可能)かつ床面上2段以内のもの

カ 駐車場以外の用途は、アからウまでによるほか、有効開放面積が当該床面積の20パーセント以上で、かつ、開口部が4面に平均に分散され、有效地に煙を排除できると判断された場合とする。

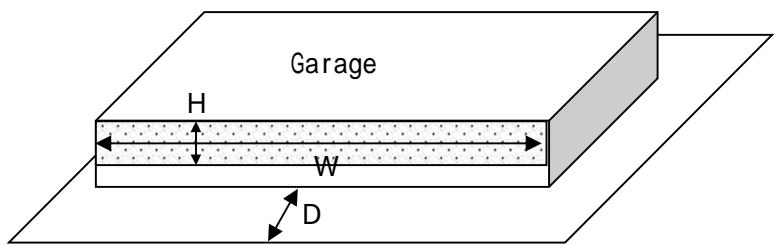
(5)周囲の開放は次により算定する。

ア (D)0.25メートル以上を有効面とする。

イ 開放面積の計算は、(W×H)と(D×W)の小さい数字で算定する。

(D)0.6メートル以上は2倍読み可能(2D×W)とし、(D)1メートル以上あれば(W×H)とする。

ウ 長辺は(D) 0.6 メートル以上とする。(2 倍読み可能)



21 移動式粉末消火設備の設置について

(1) 19 に適合する屋内の機械式駐車装置及び屋外の機械式駐車装置(20 (4) ア又はイに適合する開放式の工作物に限る。)には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。

ア 全ての車両の直近に容易に到達でき、政令第 18 条第 2 号に規定する距離により有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置する。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないよう次による。

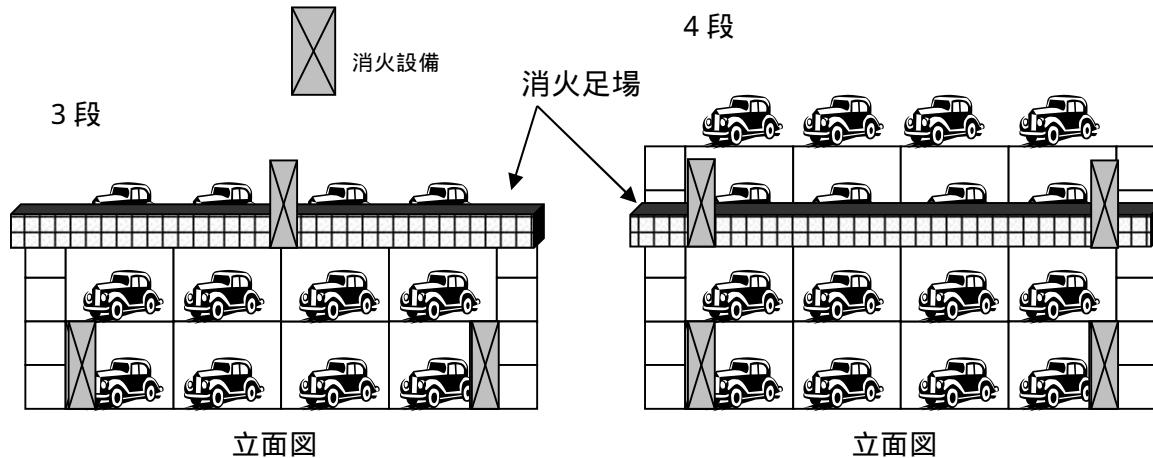
なお、各段に設置しなくとも全ての車両に直接有効に放射できる場合には 2 段ごとに設置することができる。

(ア) 消火足場の天井の高さはおおむね 2 メートル以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は 0.6 メートル以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じる。

(イ) 消火足場の各部分から異なる 2 方向以上の避難経路により地上に避難が可能である。

(ウ) 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各消火足場の昇降口が同一直線上にないようにする。

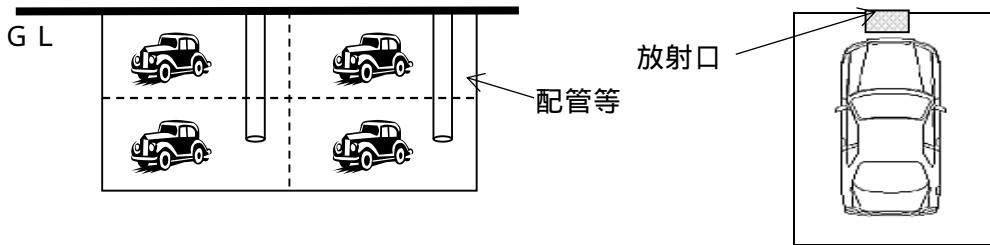
【消火足場設置例】



(2) 屋外の機械式駐車装置(開放式の工作物に限る。)のピット部分は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置する。

ア 地下 1 段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置する。

イ 地下 2 段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置する。



(3) 移動式粉末消火設備を自走式自動車車庫等に設置する場合にあっては、消火活動の有効性を考慮し、車路に面して設置すること。また、格納箱に対しガードを設ける等の損傷防止措置を講じること。

22 機械式駐車装置（タワーパーキング式）のガス系消火設備の設置について 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の安全対策

(1) 自動式の起動装置は、次による。

ア 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器（2種の差動式分布型）から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用に設ける感知器（3種の差動式分布型）から制御盤に入る方式とするか、又は、消火設備専用として設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式とすること。

イ 自動手動切替え装置は、容易に操作できる箇所（0.8メートル以上1.5メートル以下）に設けること。

(2) 放出表示灯等の保安措置は、次による。

ア 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認める場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の附置などの措置を講じること。

イ 防護区画に隣接する部分にあっては、当該部分に通じる出入口の見易い箇所に、防護区画において消火剤が放出された旨を表示する表示灯を設ける（全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）以外のもの）。ただし、次の場所は除く。

（ア）防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした消火剤が滞留するおそれのある地下室、ピット、窪地が設けられていない。やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室するがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホールや防臭マンホール等を用いるなど流出したガス系消火剤が流入しない措置を講じること。

（イ）排気装置が設けられている。

（ウ）排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

(3) 音声警報装置は、次による。

ア 音声による警報装置のみでは、効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯を附置すること。

イ 防護区画に隣接する部分が非開放である場合にあっては、当該部分についても防護区画で消火剤が放出された旨を有効に報知できるように設けること。

ウ 防護区画に隣接する部分に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とする。（音声

による警報装置とすることが義務付けられていないもの)

(4) 排気装置は、次による。

ア 当該駐車場が道路に面して設けられていない場合は、排気装置を設置すること。

イ 排気装置は、毎時 3 ~ 5 回以上換気を行えるものとすること。

23 アーケードについて

(1) アーケードの設置については、「アーケードの取扱いについて（昭和 30 年 2 月 1 日付け国消発第 72 号 建設省発住第 5 号 警察庁発備第 2 号）」により取り扱ってきているところであるが、アーケード設置基準 2 「道路の一側又は両側に設けるアーケード（ 3 ）屋根木」の消火足場の運用については、その取扱いについて次のとおりとする。（平成 18 年 10 月 20 日付け 18 静消消査第 870 号）

ア 梁間方向の消火足場を 6 メートルごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。ただし、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向に幅員 0.8 メートル以上の消火足場を側面建築物寄りに設け、消防活動上支障ないと認めた場合は、梁間方向の消火足場の間隔を 9 メートル以下ごとに設けることができる。

イ 桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けた場合は、側面建築物が建築されていない部分に高さ 0.8 メートル以上の落下防止用の手すりを設けること。

ウ 梁間方向の消火足場の勾配は 4 分の 1 以下とし、5 分の 1 以上の勾配となる場合にあってはすべり止めの措置をすること。

エ 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平として、かつ、エキスピンドメタルを張る等のすべり止めの措置をすること。

オ 消火足場に段差が生じる場合は、けあげが 0.25 メートル以下の階段とし、段差の高低差が 1 メートル以上となる場合、又は階段の勾配が 45 度以上となる場合は、その部分に高さ 0.8 メートル以上の手すりを設けること。

カ アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易にわかるような標示を行うこと。

キ 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

ク 防錆の措置を講じること。

ケ アーケードの両端部分に、地上に避難するための避難器具を各々 1 個設置すること。

附 則

(消防用設備等の技術上の基準の適用について)

第1 本予防事務審査基準以外の基準については、次に掲げるものを適用する。

(1) 消防庁発通達

(2) 予防事務審査・検査基準(東京消防庁監修)

(3) スプリンクラー設備設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(4) 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備工事基準書(〔一社〕日本火災報知機工業会)

(5) 屋内消火栓設備等設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(6) 泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(7) 不活性ガス消火設備設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(8) ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(9) 粉末消火設備設計・工事基準書(〔一社〕日本消火装置工業会)

(施行期日等)

第2 この予防事務審査基準は、平成15年4月1日から施行する。

なお、従前の防火対象物については、従前の規定を適用する。ただし、既存の防火対象物で、現に消防法令に違反しているもの及び指導中のものについては、本基準を適用して差し支えない。

附 則(平成16年4月1日消消第4号)

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月1日消消第37号)

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成27年2月16日消消第1号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)並びに消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成26年総務省令第80号)に係る内容については、当該政令及び省令の施行日から施行する。

附 則(平成30年3月19日消消第1号)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日消消第4号)

この基準は、令和3年1月6日から施行する。

附 則(令和6年3月15日消消第1号)

この基準は、令和6年3月15日から施行する。

附 則(令和7年3月31日消消第2号)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン

第 1 趣旨

誘導灯及び誘導標識は、避難口の位置及び避難の方向を的確に指示することにより、火災時における安全かつ迅速な避難誘導を確保することを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物や、災害弱者が多数存する防火対象物、火災時において熱・煙が滞留しやすい地階等の部分に設置・維持が義務付けられているものである。

誘導灯及び誘導標識については、避難上の有効性を確保するため、消防法令により設置・維持に係る技術基準が定められているほか、関連通知等により運用されてきたところであるが、機能の向上、新しい機能、性能等を有する誘導灯の開発、建築物の用途及び形態の多様化等に対応するため、技術基準について全面的な見直しが図られたところである。

このガイドラインは、誘導灯及び誘導標識に係る適正な設置・維持を図るため、消防法施行令（以下「令」という。）第 26 条、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに誘導灯及び誘導標識の基準の全部を改正する件（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下「誘導灯告示」という。）の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識を設置・維持する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第 2 技術基準の運用について

令第 26 条、規則第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに誘導灯告示の規定に基づく誘導灯及び誘導標識の設置・維持に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、令第 26 条第 1 項ただし書及び規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口をいうものであること。

（ア）避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

（イ）避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。また、規則第 28 条の 2 第 1 項の規定に適合しない階（= 避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第 2 項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

エ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙 1 のとおりであること。

(2) 階段又は傾斜路

ア 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされていること。

イ 「非常用の照明装置」とは、建築基準法施行令第 5 章第 4 節に規定されるものをいう

ものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

2 誘導灯の設置・維持について

誘導灯の設置・維持については、令第26条第2項（第5号を除く。）規則第28条及び第28条の3（第5項を除く。）並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

（1）誘導灯の区分

ア 誘導灯については、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は次表のとおりであること。

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他 避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるものの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難上必要な床面照度の確保 ・ 避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。（2）及び（3）において同じ。）については、その視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関する表示面の縦寸法と 表示面の明るさ（=表示面の平均輝度×面積）により、それぞれA級、B級及びC級に細区分されていること。

区分	表示面の縦寸法(メートル)		表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

また、誘導灯誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されていること。

電源の別	区分	平均輝度(カンデラ每平方メートル)
------	----	-------------------

常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上800未満
		B級	250以上800未満
		C級	150以上800未満
	通路誘導灯	A級	400以上1000未満
		B級	350以上1000未満
		C級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上300未満	
	通路誘導灯	150以上400未満	

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

(ア) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。

区 分		距離(メートル)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの
		60
	B級	避難の方向を示すシンボルのあるもの
		40
	C級*	避難の方向を示すシンボルのないもの
		30
通路誘導灯	C級*	避難の方向を示すシンボルのあるもの
		20
		15
	A級	20
	B級	15
	C級	10

避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められないこと(誘導灯告示、第4第1号(六)イただし書)。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \cdot h$$

Dは、歩行距離(単位 メートル)

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法(単位 メートル)

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の 値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルがあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

- a 区分：避難口誘導灯 A 級（避難の方向を示すシンボルなし）
 - 表示面縦寸法：0.5 メートル
 - $150 \times 0.5 = 75$ メートル
- b 区分：避難口誘導灯 B 級（避難の方向を示すシンボルあり）
 - 表示面縦寸法：0.3 メートル
 - $100 \times 0.3 = 30$ メートル
- c 区分：通路誘導灯 A 級
 - 表示面縦寸法：0.5 メートル
 - $50 \times 0.5 = 25$ メートル

イ また、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、（前アにかかわらず）当該有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が 10 メートル以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙 2 のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

（3）誘導灯の設置位置等

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の（ア）及び（イ）に定めるところにより、設置しなければならないこととされているが、その具体的な例図は、別紙 3 のとおりであること。

（ア）避難口誘導灯

- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
- c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口
ただし、次の要件に適合する居室の出入口を除く。
 - (a) 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる。
 - (b) 当該居室の床面積は 100 平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 平方メートル）以下であること。
 - d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所
ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

（イ）通路誘導灯

- a 曲り角
- b （ア）a 及び b に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- c a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

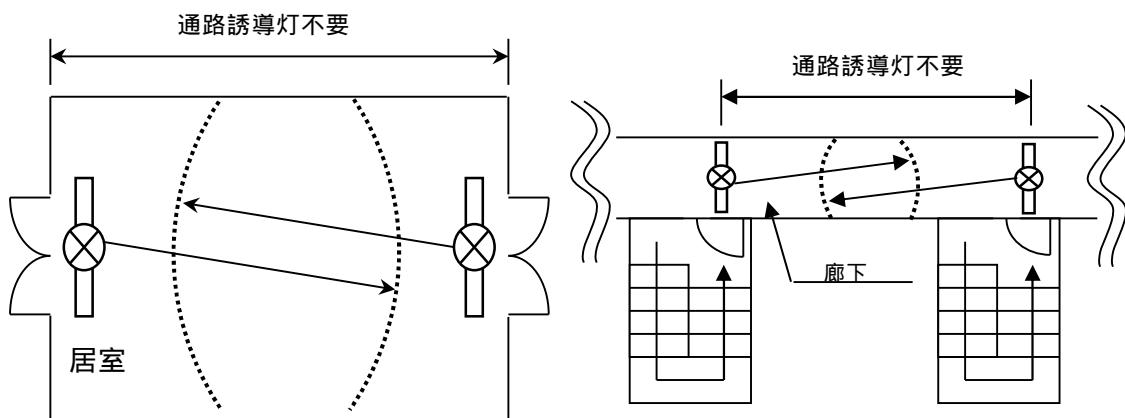
イ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。

ウ 屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）

近接した位置に二重に設ける必要はないこと。

工 直通階段(屋内に設けるものに限る。)から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けることが望ましいこと。

才 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を特段要しないこと。



カ 避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、別紙4を参考とされたいこと。

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できることとされていること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ)「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ)「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ)「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとしてさしつかえないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

ア 誘目性(気付きやすさ)の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、次表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯

令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	A級 B級(表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの)	A級 B級(表示面の明るさが25以上のもの) 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m ² 以上のもの 上記以外の防火対象物又はその部分	A級 B級 C級	A級 B級 C級

点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること(規則第28条の3第4項第6号イ)。

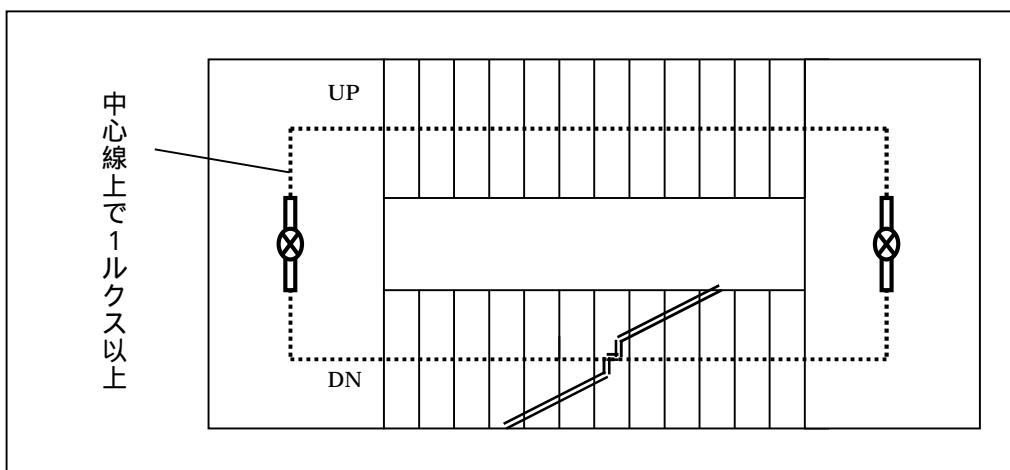
イ また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずることが望ましいこと。

ウ なお、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、又はC級とすることを認めてさしつかえないこと。

(6) 誘導灯による床面照度の確保

ア 階段又は傾斜路にあっては通路誘導灯、客席にあっては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること(前(1)ア参照)。

イ このうち、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けることとされており、具体的な例図は次図のとおりであること。



(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口(屋外又は第1次安全区画への出入口)の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないとされてい

ること。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意(点滅機能にあっては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。)であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいこと。

(ア) 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

(イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明、看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(8) 誘導灯の周囲の状況

ア 誘導灯の視認性(見とおし、表示内容の認知、誘目性)を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこととされていること。特に、防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理が重要であること。

イ 設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなどの所要の対策を講ずる必要があること。

(9) 非常電源

ア 非常電源については、(原則として)蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすることとされているが、屋外への避難が完了するまでに長い時間を要する大規模・高層等の防火対象物にあっては、その主要な避難経路に設けるものについて、容量を60分間以上とすることとされていること。

イ この場合において、大規模・高層等の防火対象物としては、次のいずれかを満たすものが指定されていること。

(ア) 別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

a 延べ面積5万平方メートル以上

b 地階を除く階数が15以上あり、かつ、延べ面積が3万平方メートル以上

(イ) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積千平方メートル以上のもの
なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあっても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。

ウ 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、
屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)、直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)、避難階の廊下及び通路(の避難口に通ずるものに限る。)、直通階段であること。
なお、
については、
と
を接続する部分としてさしつかえないこと。

エ 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができる。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番(蓄電池設備、自家発電設備又は自家発電設備、蓄電池設備)については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるよう措置する必要があること。

オ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(10) 誘導灯の構造及び性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格であるJIS(日本工業規格)C8105、JIL(日本照明器具工業会規格)5502等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。

ア 表示面の表示内容については、避難口であることを示すシンボル(誘導灯告示別図第1)、避難の方向を示すシンボル(同別図第2)、避難口であることを示す文字(同別図第3)の3種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあっては避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから、通路誘導灯(階段に設けるものを除く。)にあっては避難の方向の明示を主な目的とするものであることから必ず表示することとされているが、他の事項の併記については原則として任意であること(例外的に、避難口誘導灯のうちC級のものについては、について一定の大きさを確保する観点から、の併記が認められないこと。)

なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、の表示を省略することとしてさしつかえないこと。

イ 避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右を反転することとしてさしつかえないこと。

ウ 表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であることとされていること。

(11) 誘導灯の表示

ア 誘導灯には、製造者名又は商標、製造年、種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示することとされているが、については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、A級、B級又はC級の区分を併せて表示する必要があること(階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。)また、B級のものについては、次により細区分して表示されること。

表示面の明るさ(カンデラ)	表 示
避難口誘導灯 20、通路誘導灯 25	B級・BH形
避難口誘導灯<20、通路誘導灯<25	B級・BL形

イ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯については、その旨を併せて表示する必要があること。

ウ 標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項と標識灯に係る事項を区分して表示する必要があること。

3 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した標識であり、おおむね次のように区分されるものであること。

誘導標識

避難口誘導標識(避難口に設けるもの)

—— 通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 誘導標識の設置位置等

ア 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5 メートル以下となる箇所及び 曲がり角に設けることとされているが、避難口誘導標識にあっては避難口誘導灯の例により、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあっては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとすること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができるここと（令第 26 条第 3 項）。

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(3) 誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周囲の状況について、前 2(8)の例により運用を図ること。

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあっては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

ウ 表示面の表示内容、形状等については、前 2(10) アからウまでの例によること。

4 その他

(1) 誘導灯の非常電源として用いられているニカド電池等については、「ニッケル・カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について（平成 8 年 9 月 13 日付消防予第 187 号）等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。

(2) 蓄光性（光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。）を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。この場合において、その蓄光性については、 J I S Z 9100、 J I S Z 29115 等により担保すること。

第 3 具体的な設置例について

誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙 8 のとおりである。

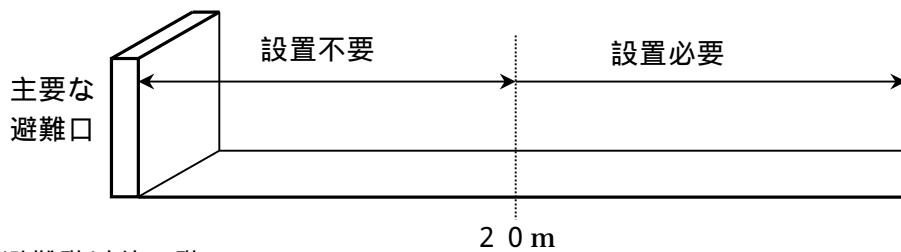
なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件（誘導灯の仕様、配置等）は、個別の防火対象物ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考とされたい。

別紙 1

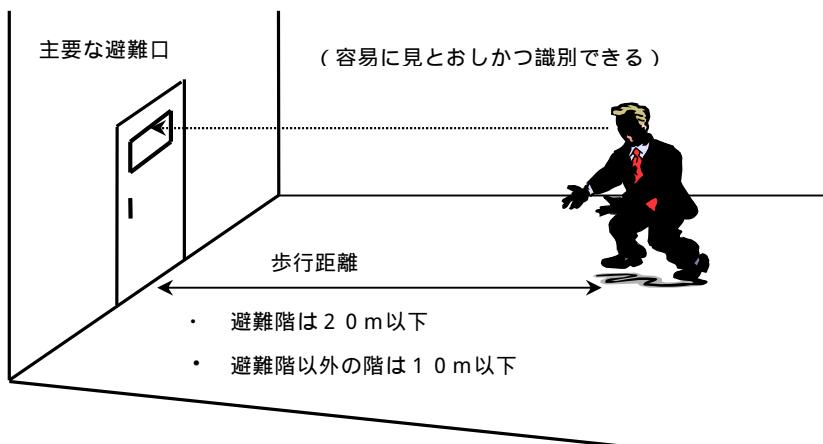
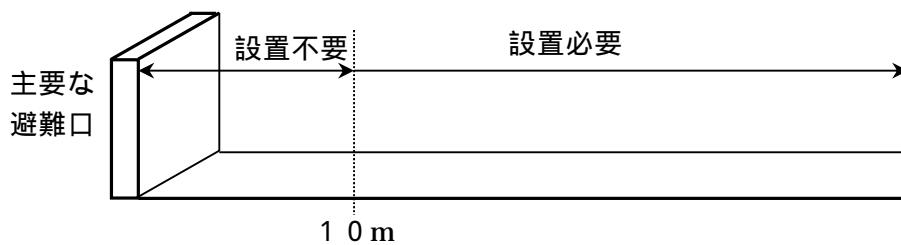
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(階段又は傾斜路以外の部分)

1 避難口誘導灯 (規則第 28 条の 2 第 1 項関係)

避難階

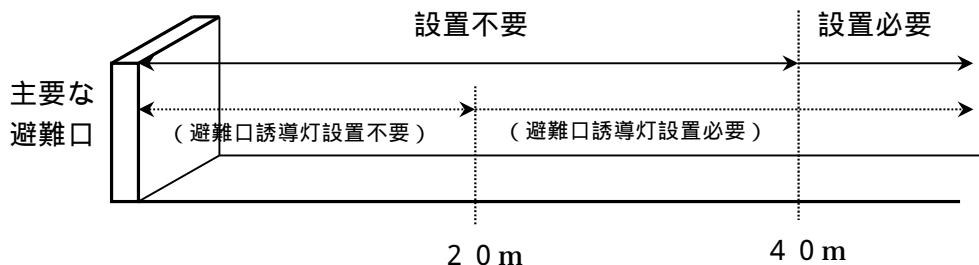


避難階以外の階

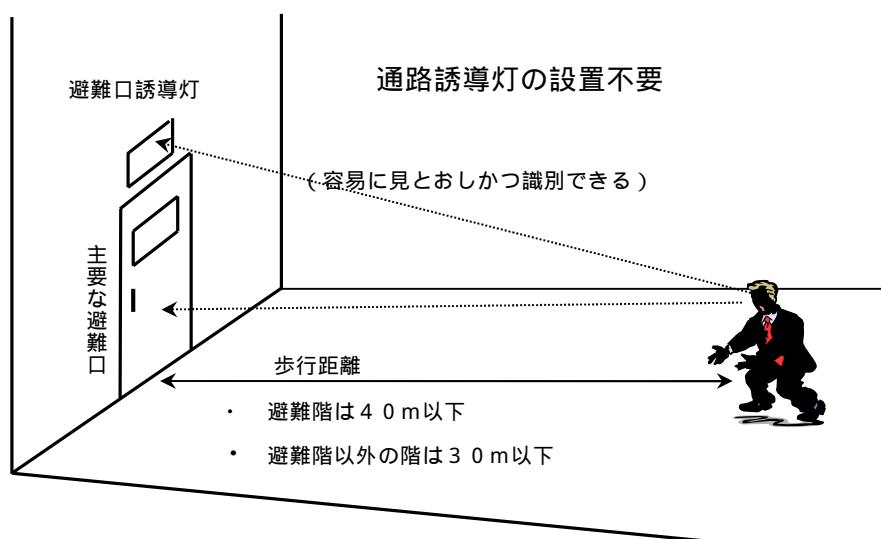


2 通路誘導灯（規則第28条の2第2項関係）

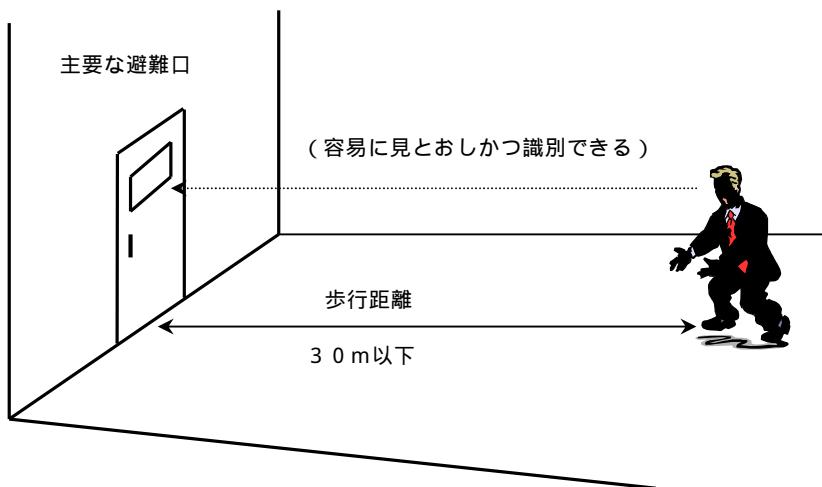
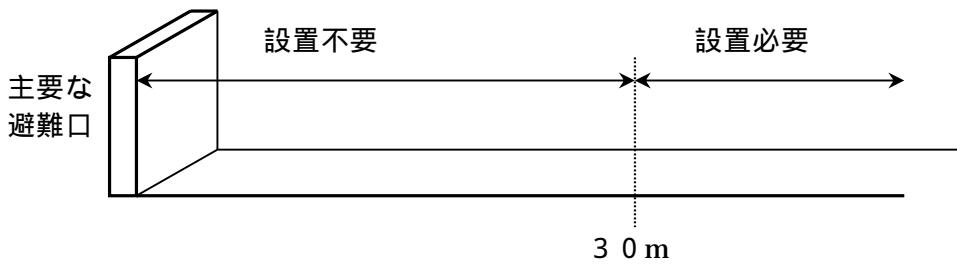
避難階



避難階以外の階

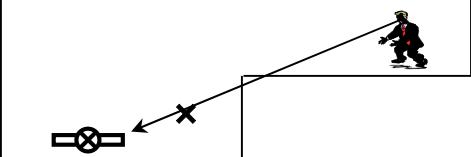
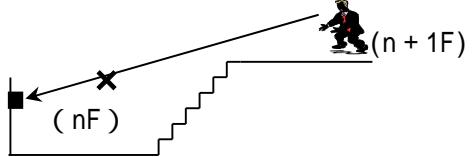
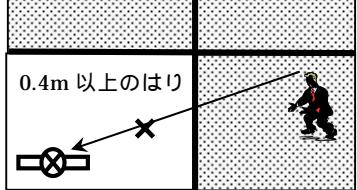
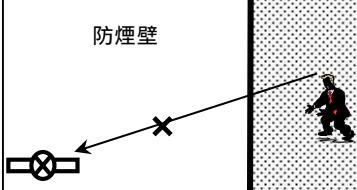
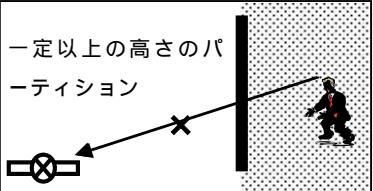
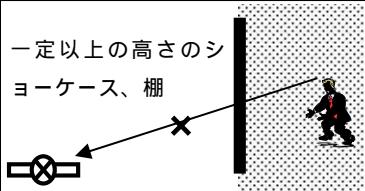
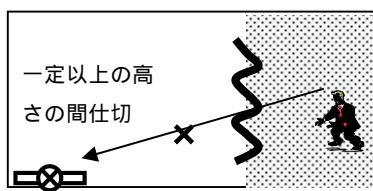
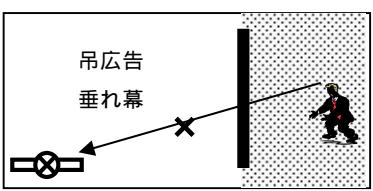


3 誘導標識（規則第 28 条の 2 第 3 項）



別紙2

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

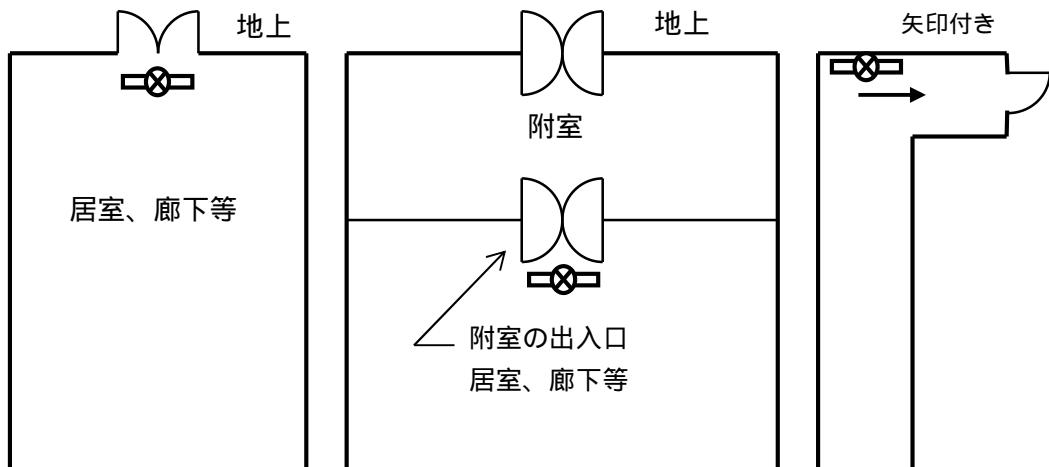
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考	
壁面があり陰になる部分がある場合 		
階段により階数がかわる場合 		
0.4m以上のはりがある場合 	防煙壁がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしあきかないものとすること。
一定以上の高さのパーティションがある場合 	一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとすること。
一定以上の高さの可動間仕切がある場合 		
吊広告、垂れ幕がある場合 	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしあきかないものとすること。 吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。	

別紙3

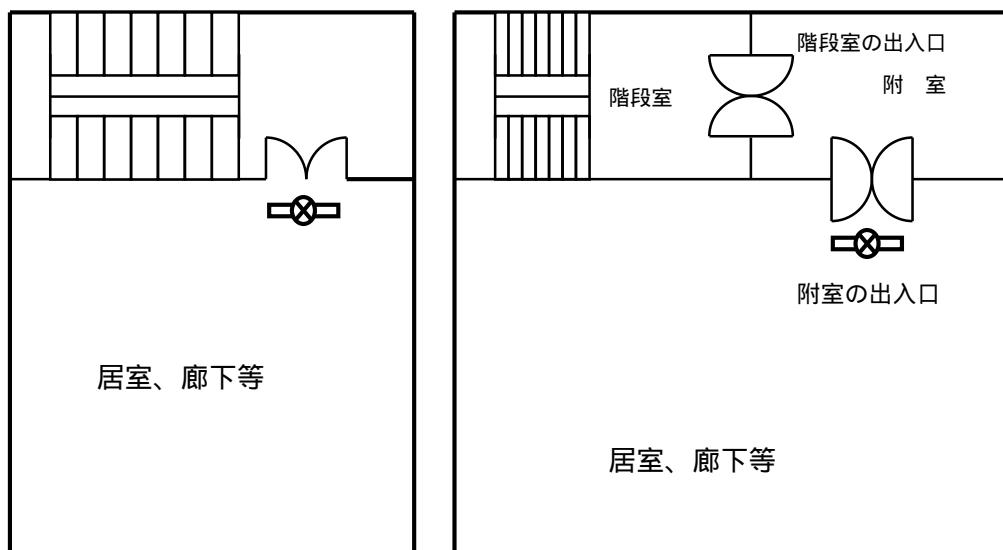
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

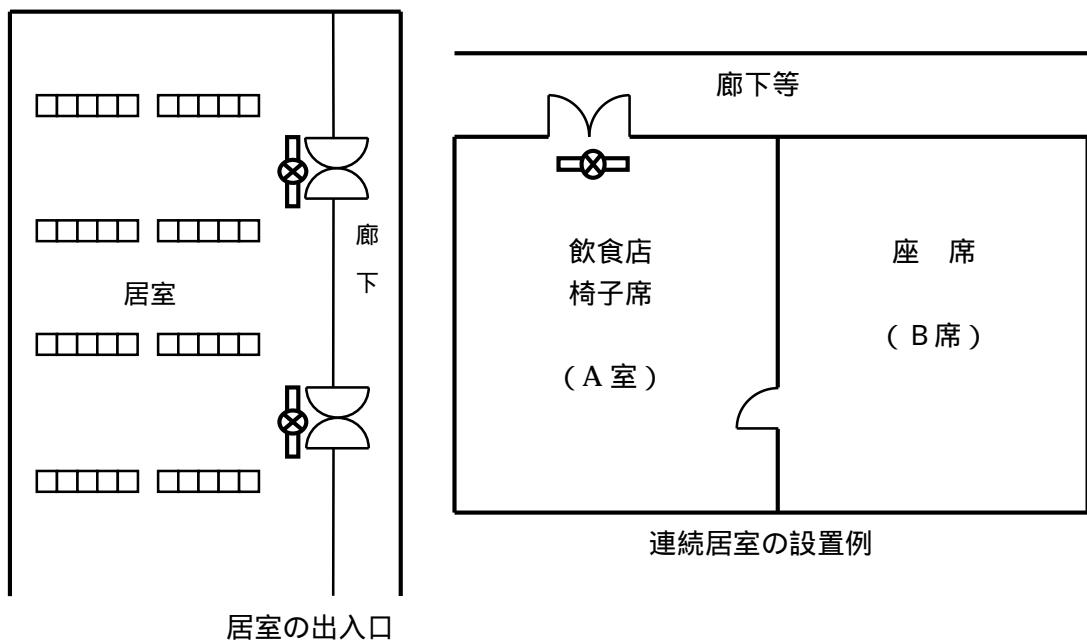
イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



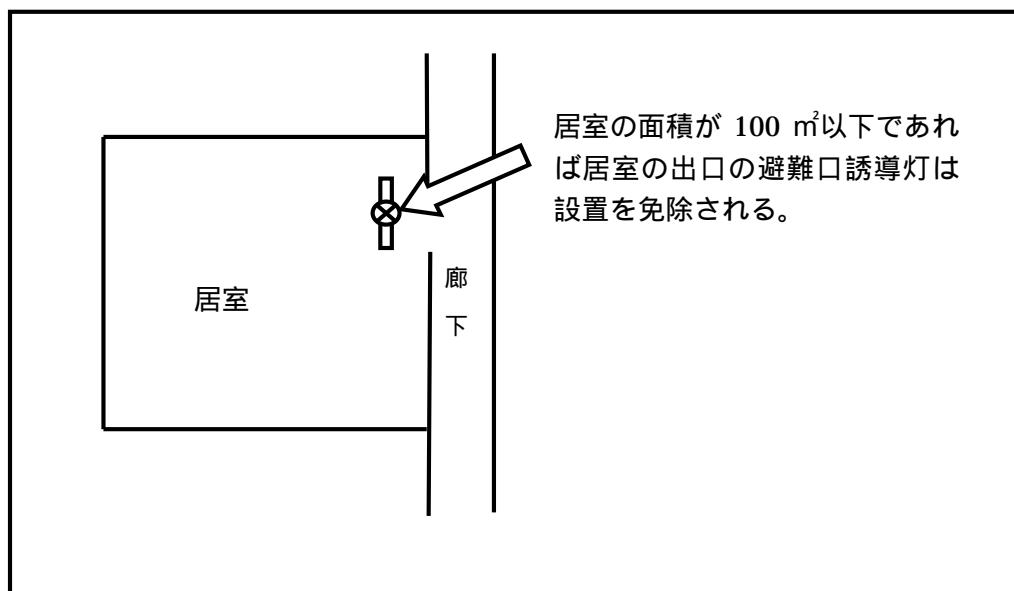
ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



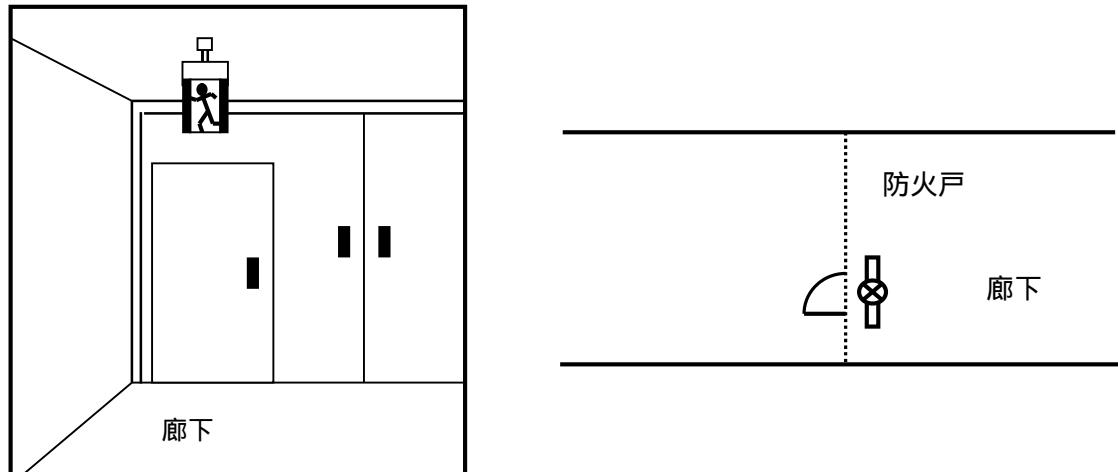
ハ イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



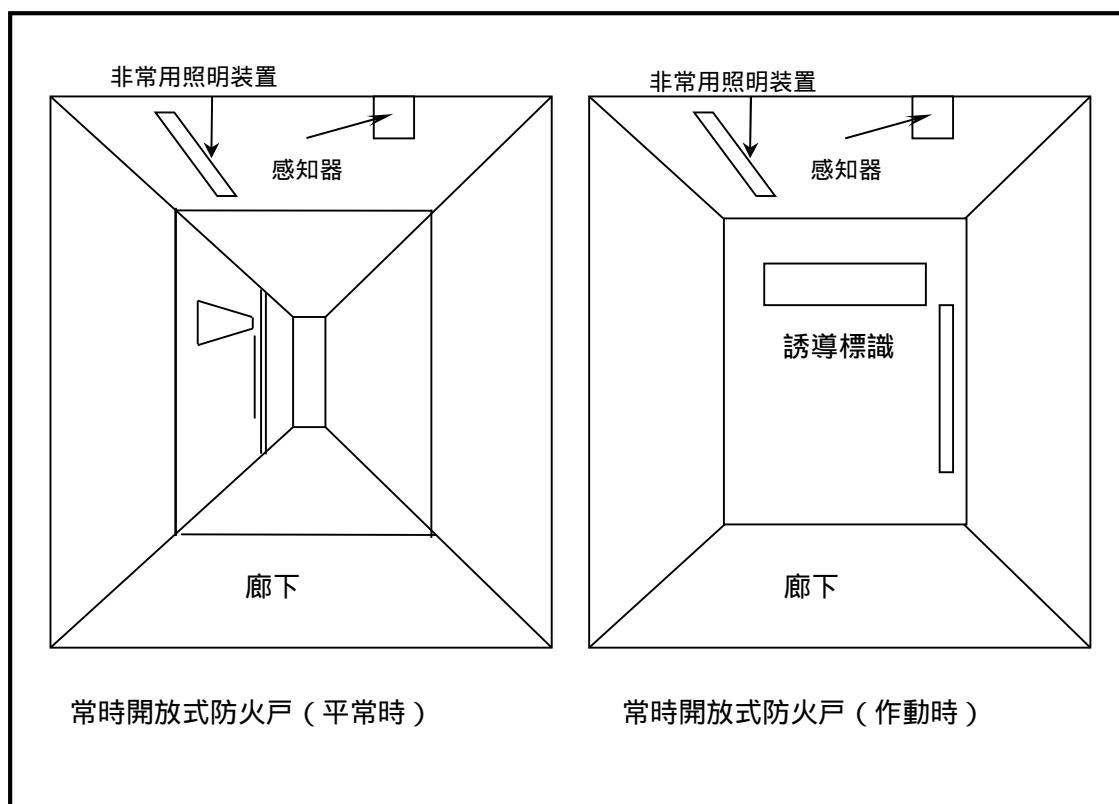
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2



ニ イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む）がある場合（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

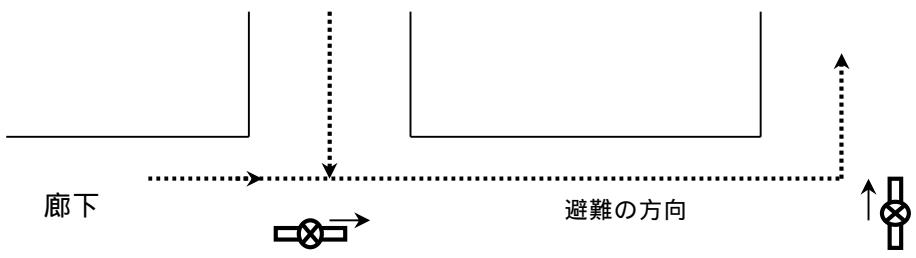


避難口誘導灯の設置が除外される例

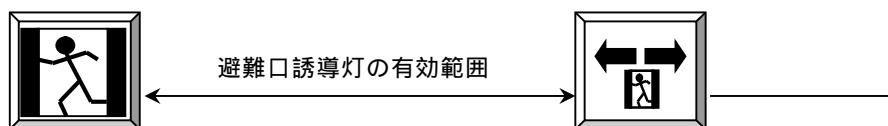


2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

イ 曲り角



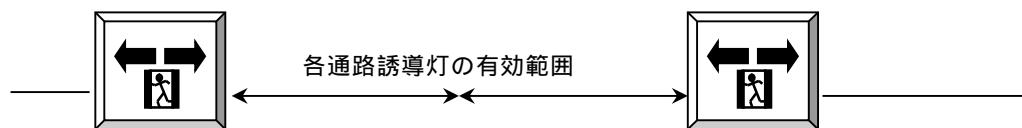
□ 前1イ及び口に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所



前1イ及び口に
掲げる避難口

ハ イ及び口のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）
を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



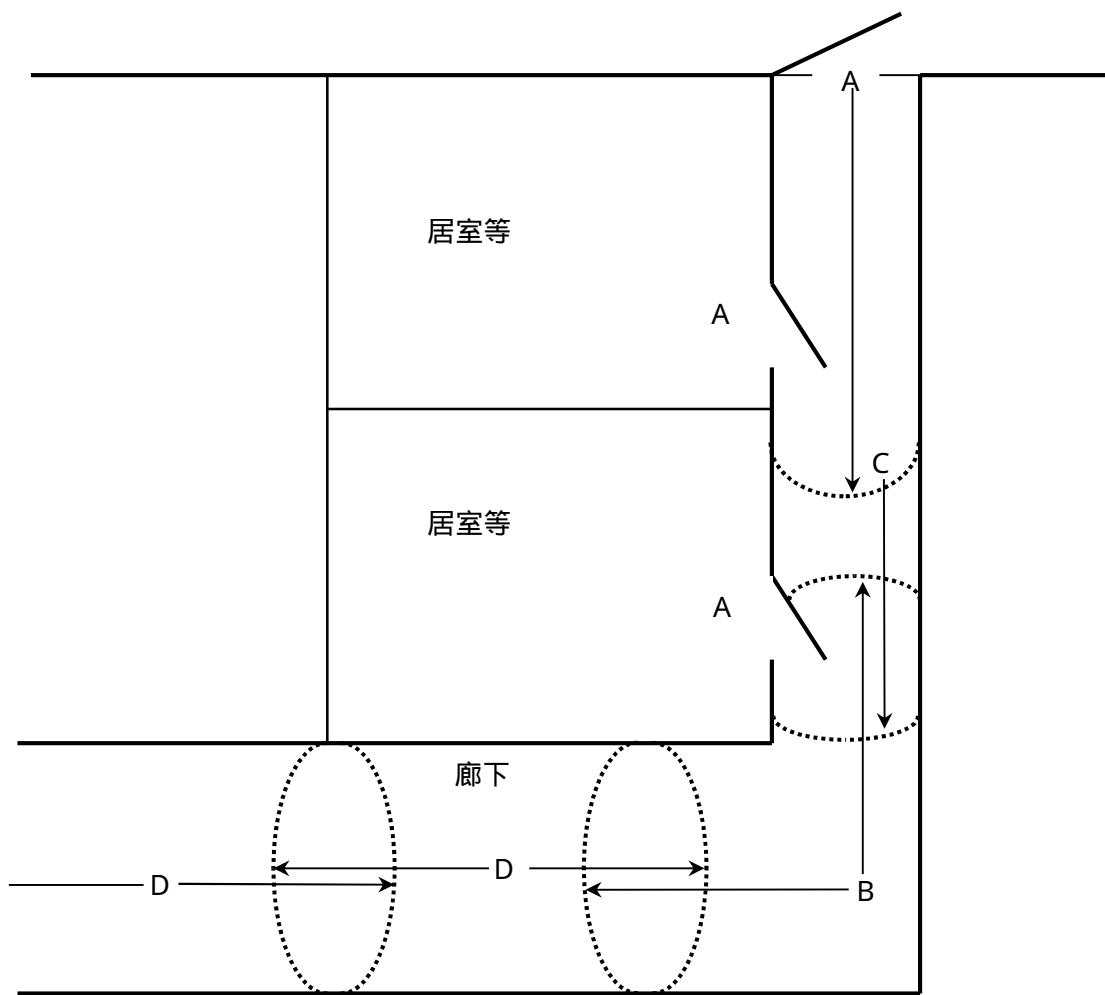
前1ハ及びニに
掲げる避難口

別紙 4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける(A)
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける (B)
- 3 主要な避難口 (規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)
- 4 廊下又は通路の各部分について、A ~ C の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)
- 5 以上のはか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

(例)



別紙5

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入していないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) また、当該規定においては、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

別紙6

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること、避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	照明器具連動装置 扉開放連動装置 施錠連動装置 赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	照明器具連動装置 光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	照明器具連動装置 扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	照明器具連動装置 等	

* 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を選択すればよいこと。

* 2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

別紙 7

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第 24 条第 5 号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動 / 全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとすること。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、直通階段に設けられている煙感知器の作動により、当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。
また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和 60 年 9 月 30 日付け消防予第 110 号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

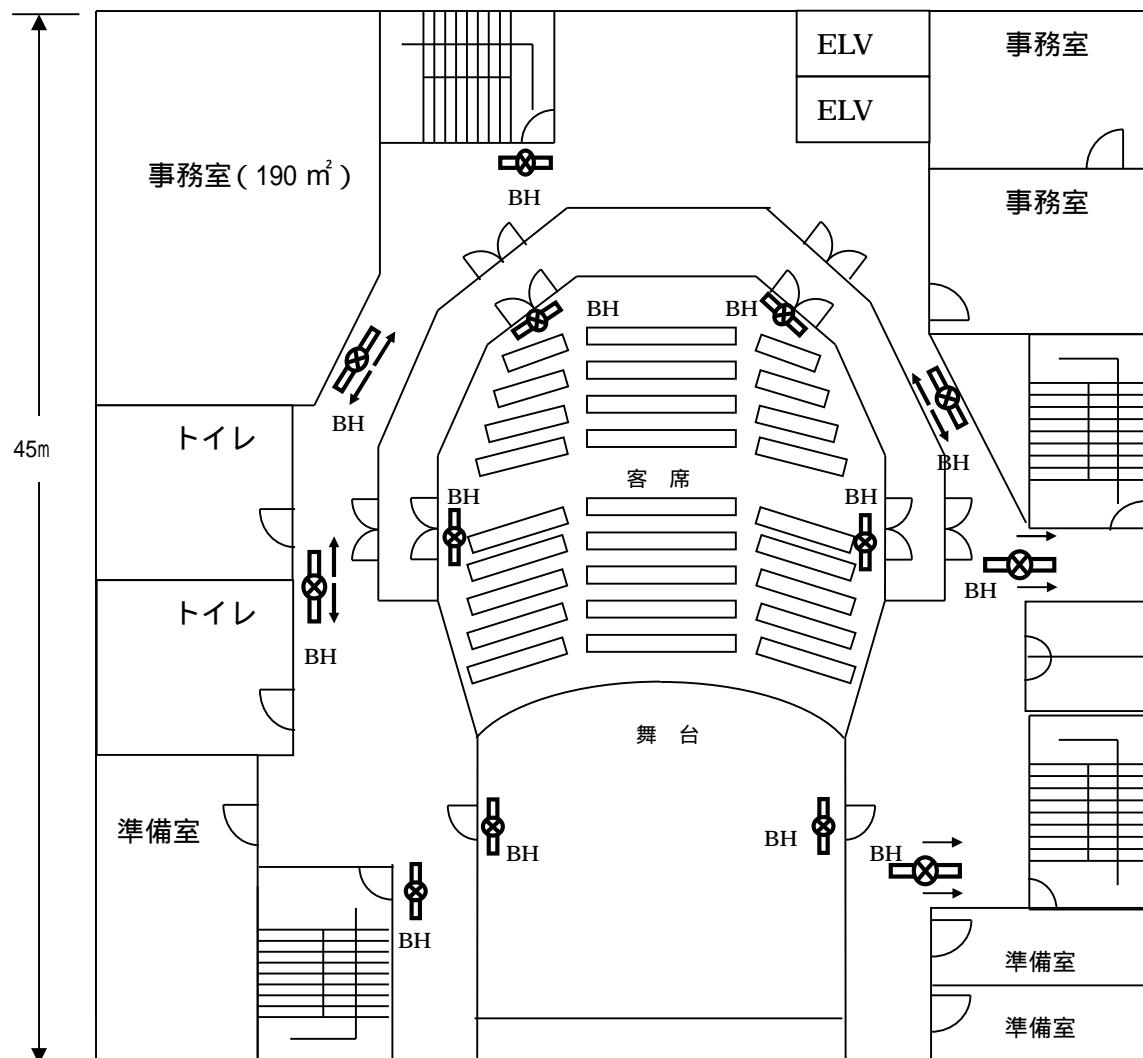
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	劇場((1)項イ)
規模(床面積)	2070 m ²
階	避難階以外

記号	適用
	B級BH形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)

46m



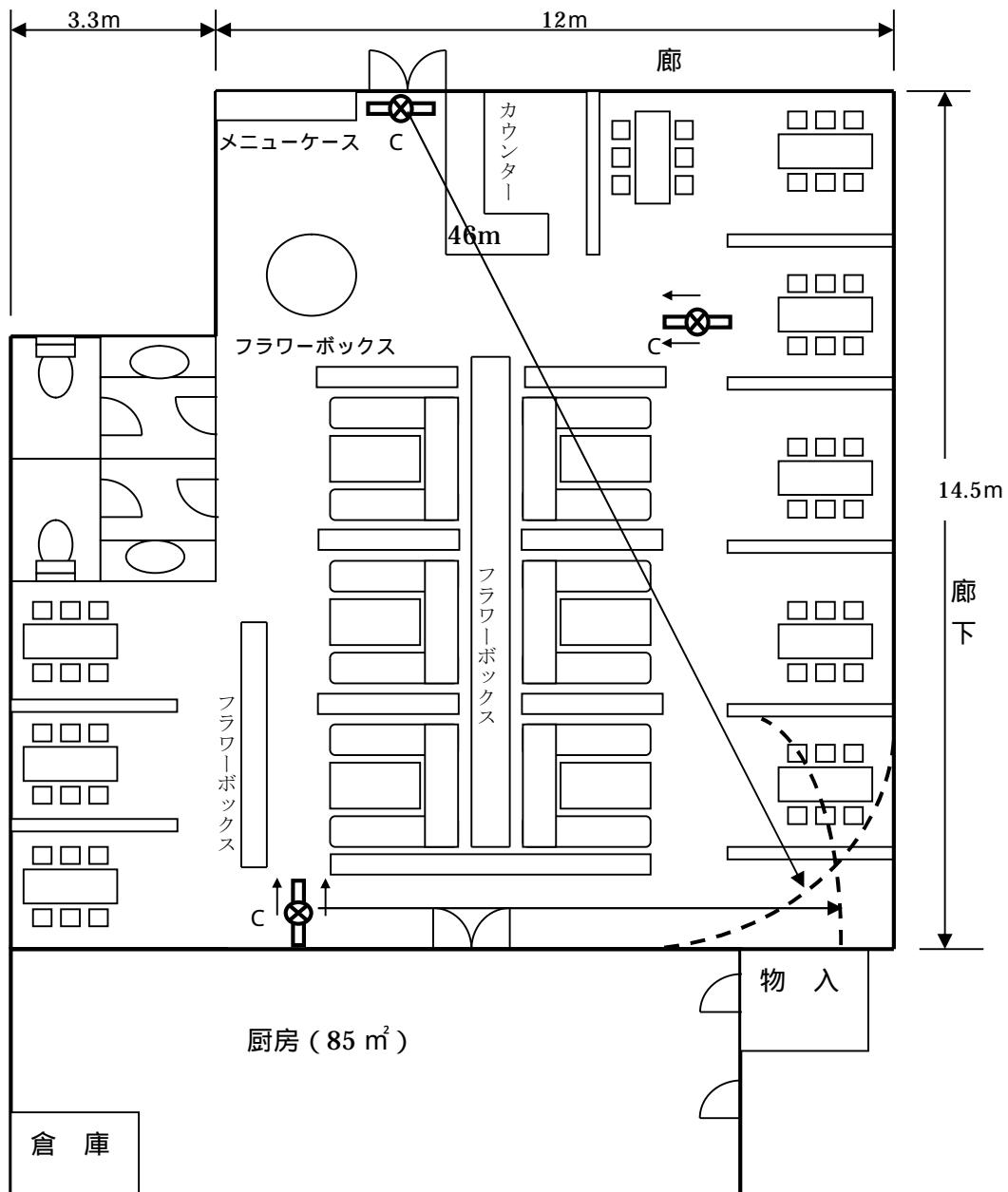
設置例の内容

新法令による設置例

建物の用途	飲食店((3)項口)
規模(床面積)	220 m ²
階	避難階以外

記号	適用
	C級避難口・通路誘導灯
 	両面形(両矢、片矢印付)

- 飲食店舗内の設置例とする。
 - フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。



別紙 8 - 3

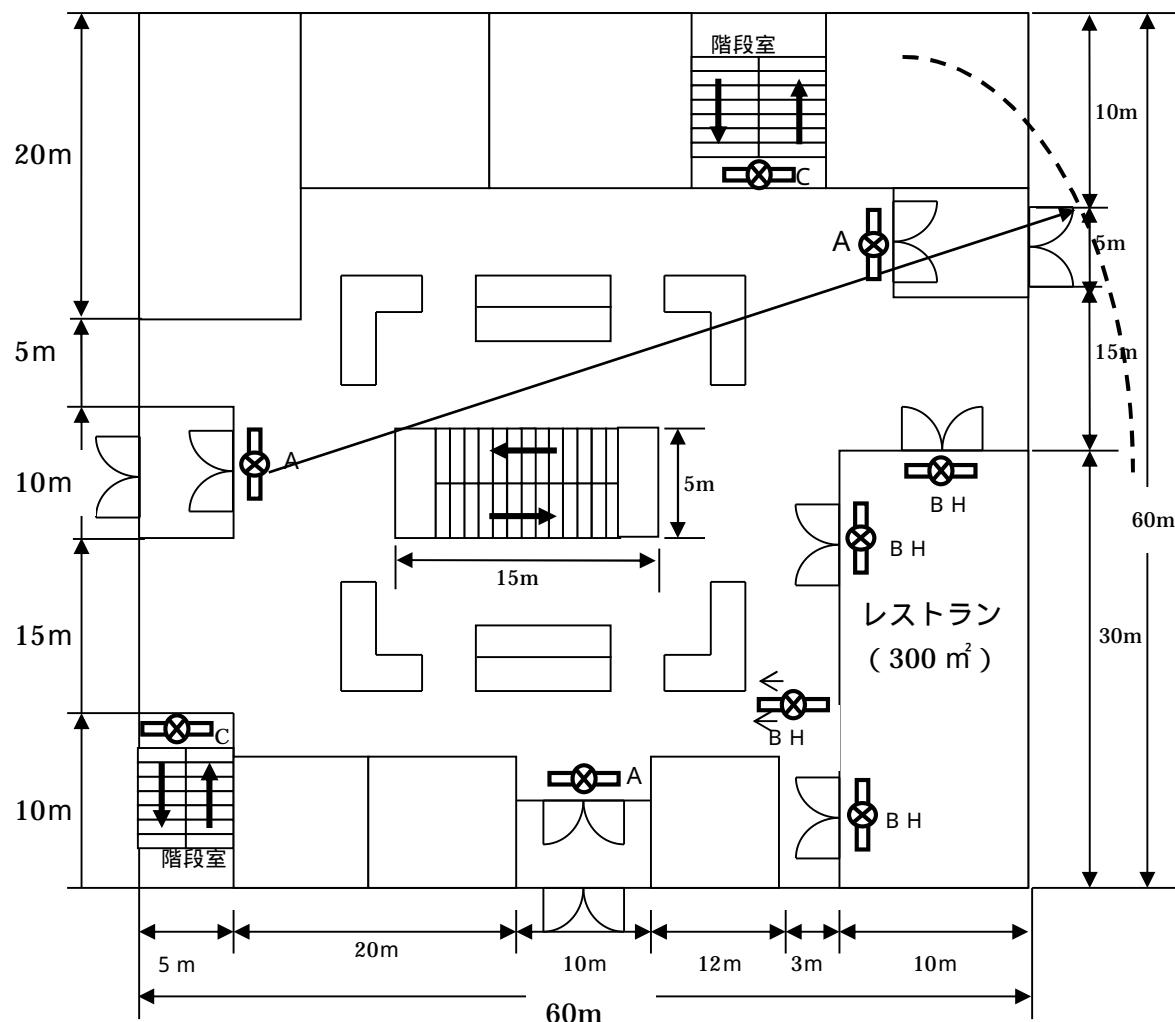
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	店舗((4)項)
規模(床面積)	3600 m ²
階	避難階

* 店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

記号	適用
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BH形避難口・通路誘導灯
	A級避難口・通路誘導灯
	片面形(両矢、片矢印付)
	両面形(両矢、片矢印付)

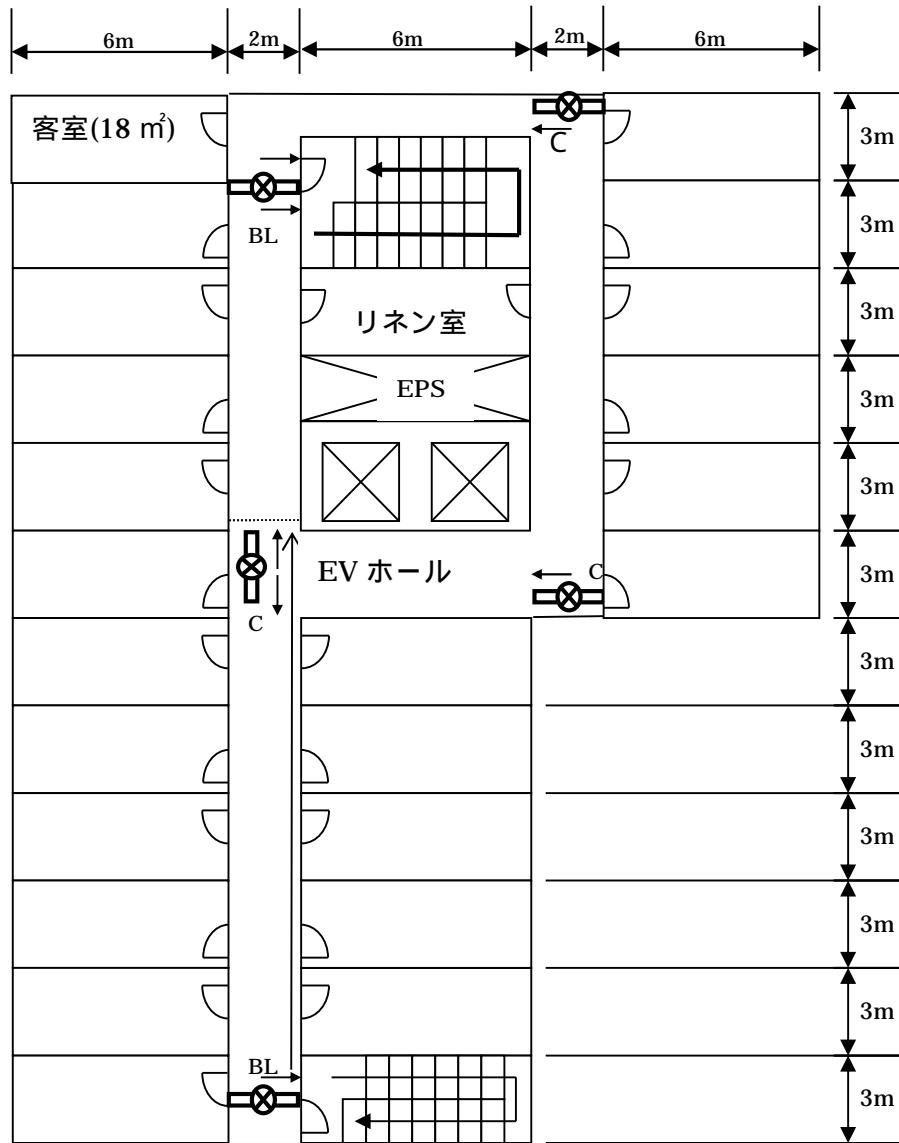


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	ホテル((5)項イ)
規模(床面積)	648 m ²
階	避難階以外

記号	適用
 C	C級避難口・通路誘導灯
 BL	B級B L形避難口・通路誘導灯
 片面形(両矢、片矢印付)	片面形(両矢、片矢印付)
 両面形(両矢、片矢印付)	両面形(両矢、片矢印付)

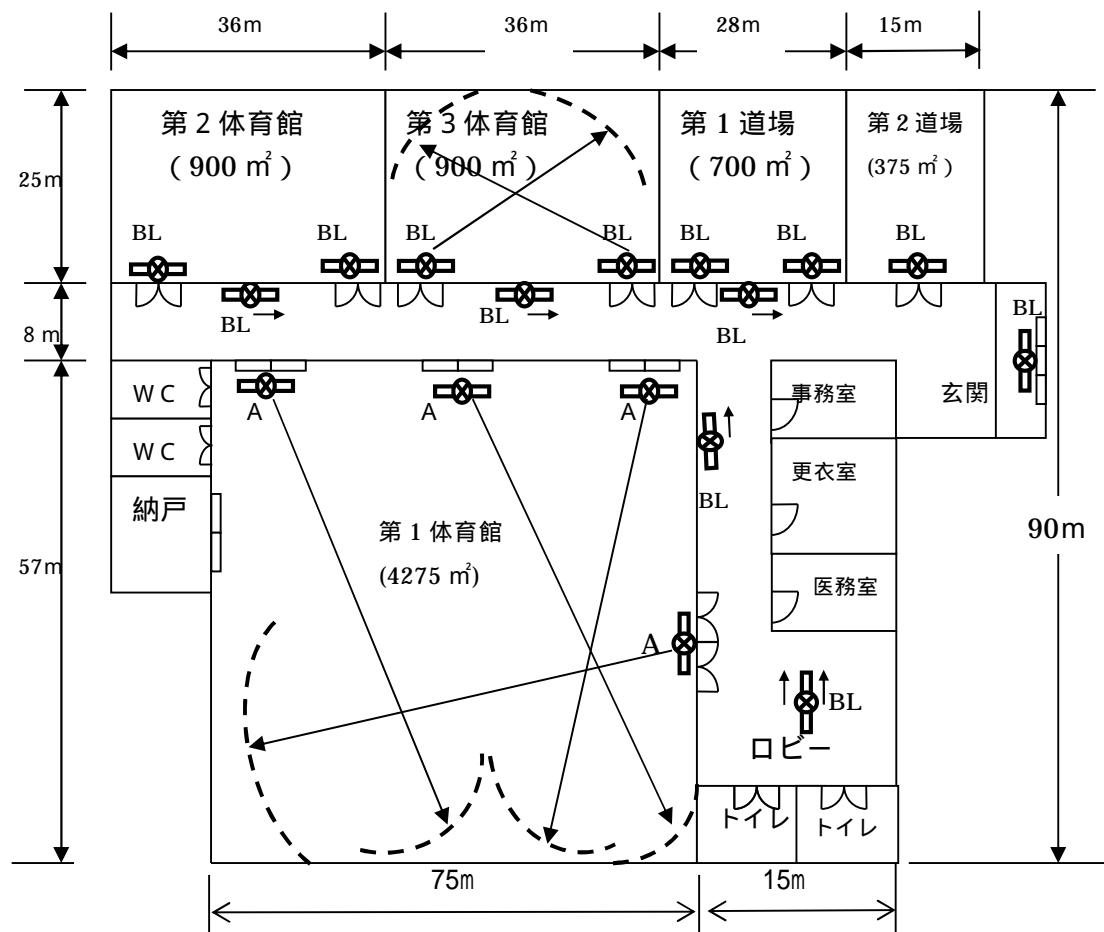


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	体育館 ((7) 項)
規模 (床面積)	8400 m ²
階	避難階

記号	適用
BL	B 級 B L 形避難口・通路誘導灯
A	A 級避難口・通路誘導灯
片面形(両矢、片矢印付)	
両面形(両矢、片矢印付)	

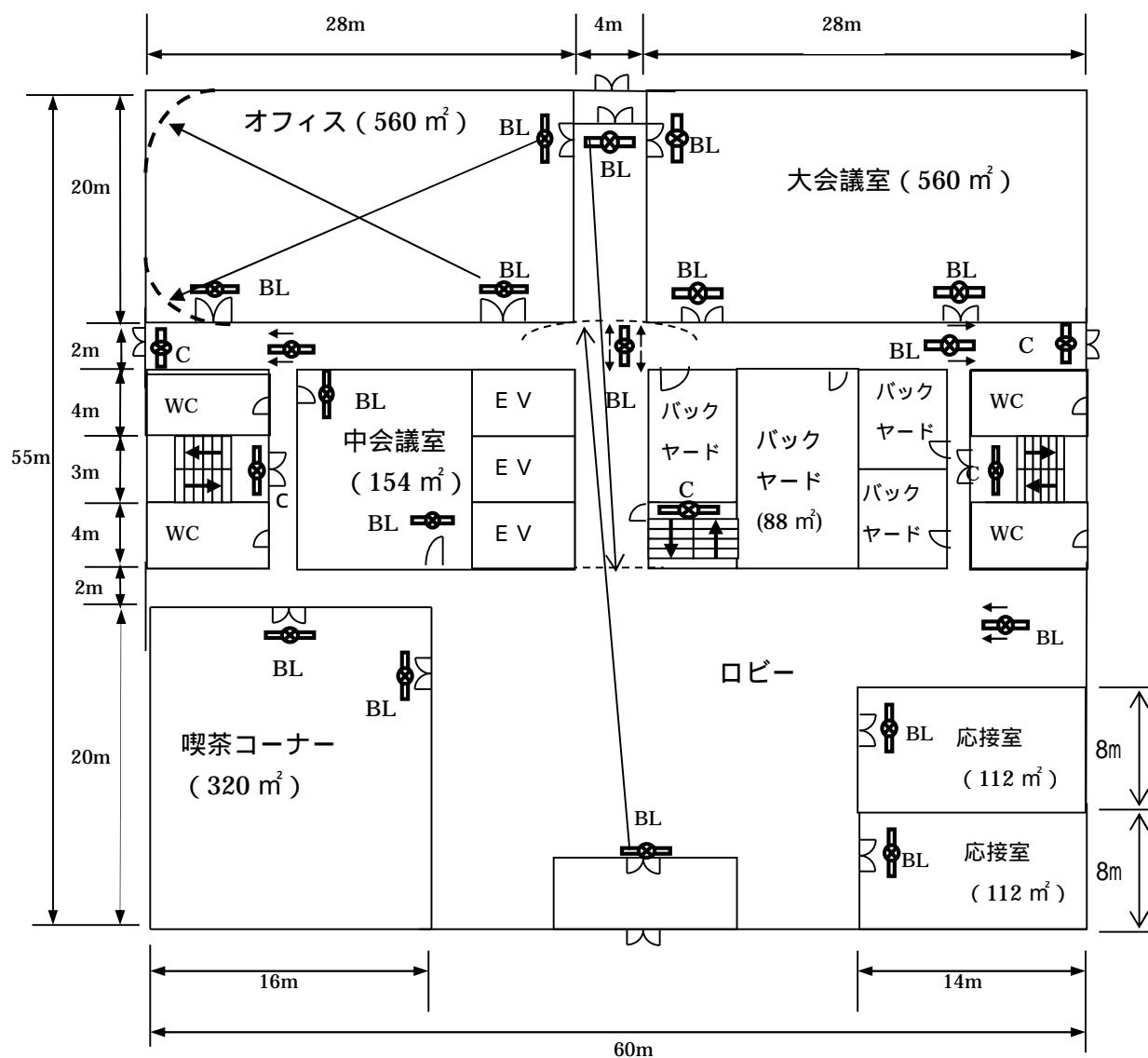


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	事務所ビル ((15) 項)
規模 (床面積)	3300 m ²
階	避難階

記号	適用
	C 級避難口・通路誘導灯
	B 級 B L 形避難口・通路誘導灯
	片面形(両矢、片矢印付)
	両面形(両矢、片矢印付)



消防予第 158 号
平成 18 年 4 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」の一部改正について

誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る技術基準については、消防法施行令第 26 条、消防法施行規則第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下「告示」という。) に規定されているほか、誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」(平成 11 年消防予第 245 号。以下「ガイドライン」という。) に基づき運用されているところです。

一方、近年の技術開発により、暗所における視認性に優れた高い蓄光性能を有する誘導標識が開発されてきたこと等を踏まえ、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」(平成 18 年消防庁告示第 5 号) により告示の一部が改正されたことから、今般、下記のとおりガイドラインの一部を改正したので、貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いします。

記

第 1 別添第 2、3(4)イを次のように改める。

イ 設置環境及び設置場所(床面に設置するもの・壁面に設置するもの)を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

第 2 別添第 2、3(4)の次に下記を加える。

(5) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は(1)~(4)のほか、次によること。
ア 表示面の平均輝度は、次表の左欄に掲げる区分に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有すること。

種別	常用光源蛍光ランプ D_{65} の照度（単位：lux）	照射終了 20 分後の輝度 (単位 : mcd / m ²)
蓄光式誘導標識	200	24以上
高輝度蓄光式誘導標識	200	100以上
告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識	100	150以上

イ 高輝度蓄光式誘導標識の設置及び維持管理は、次によるものであること。

(ア) 法第17条の3の2に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付する「誘導灯及び誘導標識の試験結果報告書」において、告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識の届出をする場合は、「設置場所の照度」の欄に設置箇所に応じて壁面又は床面の照度を記入し、「表示面の平均輝度」の欄には常用光源蛍光ランプ D_{65} で100ルクスの照度で20分間照射し照射を止めた20分後の輝度を記入することである。ただし、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあっては、輝度の確認を省略することができる。

(イ) 維持管理について

告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識は、消防法第17条の3の3に基づく点検時に、設置場所について必要な照度が確保され、また表示面について一定の平均輝度を有していることを確認することである。

第3 別添第2、4(2)を次のように改める。

(2) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。